

雨水浸透阻害行為の 許可申請手引き

令和7年9月

和歌山県

第Ⅰ編

許可申請マニュアル

目 次

第1章 総則	1-1
1. 摘要	1-1
2. 関連技術基準等	1-2
第2章 雨水浸透阻害行為について	2-1
1. 特定都市河川流域と雨水浸透阻害行為の許可（協議）について	2-1
2. 行為の種類	2-2
3. 宅地及びその他の土地利用形態の判断	2-4
4. 許可の申請単位	2-7
5. 行為の規模	2-8
6. 複数の雨水浸透阻害行為が行われる場合の行為区域の考え方（一連性の判断）	2-9
7. 雨水浸透阻害の許可を要しない行為	2-11
8. 災害復旧の取扱い	2-15
9. 雨水浸透阻害行為に関する対策工事の計画	2-17
第3章 許可申請に向けた全体の流れ	3-1
第4章 許可申請の必要書類等	4-1
第5章 許可申請に向けた事前相談の要否の判断	5-1
ステップ1 許可申請に向けた事前相談の要否の判断	5-1
第6章 事前相談に向けた作業・手続き手順	6-1
ステップ2 事前相談に向けた必要書類等の作成	6-2
1. ステップ2における作業フロー及びその概要	6-2
2. ステップ2で作成する必要書類等	6-3
3. ステップ2における作業手順	6-4
ステップ3 事前相談内容に基づく雨水浸透阻害行為の許可申請の要否の判断	6-13
第7章 許可申請に向けた作業・手続き手順	7-1
ステップ4 雨水浸透阻害行為の許可申請に向けた必要書類等の作成	7-1
1. ステップ4における作業フロー及びその概要	7-1
2. ステップ4で作成する必要書類等	7-2
3. ステップ4における作業手順	7-3
ステップ5 雨水浸透阻害行為の許可申請に係る提出書類の確認	7-26
ステップ6 許可又は不許可の通知	7-30
1. 許可・不許可の通知	7-31
2. 許可の条件	7-31
3. 許可の例外	7-31
第8章 その他の申請手続きについて	8-1
その他1 申請内容を変更する場合の手続き	8-2
1. 雨水浸透阻害行為変更許可及び必要書類等	8-2
2. 軽微な変更及び必要書類	8-2

第9章 工事等に関する手続き	9-1
ステップ7 工事着手の届出	9-2
ステップ8 工事完了の届出	9-3
ステップ9 工事完了検査・標識の設置	9-5
1. 工事の完了検査	9-5
2. 検査済証の交付	9-6
3. 標識の設置	9-7
その他2 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の許可	9-9
1. 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の許可及び必要書類等	9-9
2. 適用除外となる行為	9-10
その他3 施設管理者等の変更の届出	9-13
その他4 工事廃止の届出	9-15
その他5 工程の報告	9-16

第1章 総則

1. 摘要

「雨水浸透阻害行為許可申請マニュアル」は、特定都市河川流域に指定された河川流域において、雨水浸透阻害行為の許可等のための対策工事において実施される雨水貯留浸透施設の設計について、「解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン（令和5年1月）」等に基づき技術的な基準を示すことで、特定都市河川浸水被害対策法の適正な運用を図ることを目的とするものである。

【解説】

1.1 本マニュアルの位置づけ

平成15年6月11日に公布、平成16年5月15日に施行、令和3年11月1日に改定施行された特定都市河川浸水被害対策法第3条第1項及び第3項により、特定都市河川に指定され、併せて流域が特定都市河川流域に指定された流域内における雨水浸透阻害行為について許可等が必要となった。

雨水浸透阻害行為の許可等に当たっては、法第32条により技術基準に従った対策工事（雨水貯留浸透施設）の設置が必要である。

本マニュアルは、特定都市河川浸水被害対策法及び関連の政令、省令、「解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン（令和5年1月）」、その他の技術指針等に基づき、雨水浸透阻害行為について許可等及び対策工事（雨水貯留浸透施設）の設計、調整池容量計算システムの活用に必要な情報を取りまとめたものである。

2. 関連技術基準等

表 1-1 関連技術基準等

図書名	作成機関	年月	本技術基準 における略称
解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン	一般財団法人 国土技術研究センター	R7. 3	解説・ガイドラ イン
【全訂】逐条 特定都市河川浸水被害対策法解説	特定都市河川 浸水被害対策法研究会	R5. 4	
増補改訂 雨水浸透施設技術指針 (案) 調査・計画編	公益社団法人 雨水貯留浸透技術協会	H18. 9	
増補改訂 雨水浸透施設技術指針 (案) 構造・施工・維持管理編	公益社団法人 雨水貯留浸透技術協会	R3. 7 一部改訂	
増補改訂 流域貯留施設等技術指針 (案)	公益社団法人 雨水貯留浸透技術協会	H19. 4	
宅地開発に伴い設置される浸透施設 等設置技術指針の解説	社団法人 日本宅地開発協会	H10. 2	
下水道雨水浸透技術マニュアル	公益財団法人 日本下水道新技術機構	H13. 6	
下水道排水設備指針と解説	公益社団法人 日本下水道協会	H28. 12	
道路路面雨水処理マニュアル(案)	国立研究開発法人 土木研究所	H17. 6	
浸透型流出抑制施設の現地浸透能力 調査マニュアル試案	(旧)建設省土木研究所	S59. 8	
防災調節池等技術基準(案) 解説と設 計実例	公益社団法人 日本河川協会	H19. 9	

※1 上記の図書の他に、必要に応じて都市計画法及び森林法に係る基準も参照すること。

※2 上記の図書は改定される可能性があるため、常に最新版を参照すること。

なお、本マニュアルの出典元及び参考文献については、次のとおりの略称及び記号を使用する。
以下に示されないものについては、略称及び記号を用いない。

- ・特定都市河川浸水被害対策法…法 **法**
- ・特定都市河川浸水被害対策法施行令…政令 **政**
- ・特定都市河川浸水被害対策法施行規則…規則 **省**
- ・和歌山県特定都市河川浸水被害対策法に基づく雨水貯留浸透施設等の標識の設置に関する条例…
条例 **条**
- ・和歌山県特定都市河川浸水被害対策法施行細則…細則 **細**
- ・特定河川浸水被害対策法に基づく雨水浸透阻害行為許可等事務処理要綱…要綱 **要**

- ・解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン（編著 財団法人国土技術研究センター、監修 国土交通省都市・地域整備局下水道部、河川局）…ガイドライン **ガ**
- ・特定都市河川浸水被害対策法の解説（編著 特定都市河川浸水被害対策法研究会）…解説 **解**
- ・増補改訂 雨水浸透施設技術指針（案）（編 社団法人 雨水貯留浸透技術協会）…雨水浸透施設技術指針 **雨**
- ・増補改訂 流域貯留施設等技術指針（案）（編 社団法人 雨水貯留浸透技術協会）…流域貯留施設等技術指針 **流**
- ・防災調調整池等技術基準（案）解説と設計事例（編 社団法人日本河川協会）…防災調調整池等技術基準 **防**

本マニュアル独自の記載については、**マ**と示す。

第2章 雨水浸透阻害行為について

1. 特定都市河川流域と雨水浸透阻害行為の許可（協議）について **法** **ガ**

特定都市河川浸水被害対策法第3条第1項及び第3項により特定都市河川に指定された河川の流域を特定都市河川流域という。

同法第30条により、特定都市河川流域内の宅地以外の土地において、1,000 m²以上の雨水浸透阻害行為を行おうとする者は、あらかじめ、和歌山県知事等の許可を受けなければならない。

また、同法第35条により、国又は地方公共団体が1,000 m²以上の雨水浸透阻害行為を行おうとする場合は、和歌山県知事等との協議が成立することをもって当該許可を受けたものとみなす。

【解説】

和歌山県の特定都市河川流域内において、1,000 m²以上の雨水浸透阻害行為を行おうとする者は、あらかじめ、和歌山県知事等の許可を受けなければならない。

また、1,000 m²以上の雨水浸透阻害行為を行おうとする者が国又は地方公共団体である場合には、和歌山県知事等と協議する必要がある。この協議の成立をもって、当該許可を受けたものとみなす。

雨水浸透阻害行為の許可等の対象となる特定都市河川流域については、別途 HP に掲載しているため、これを確認すること。

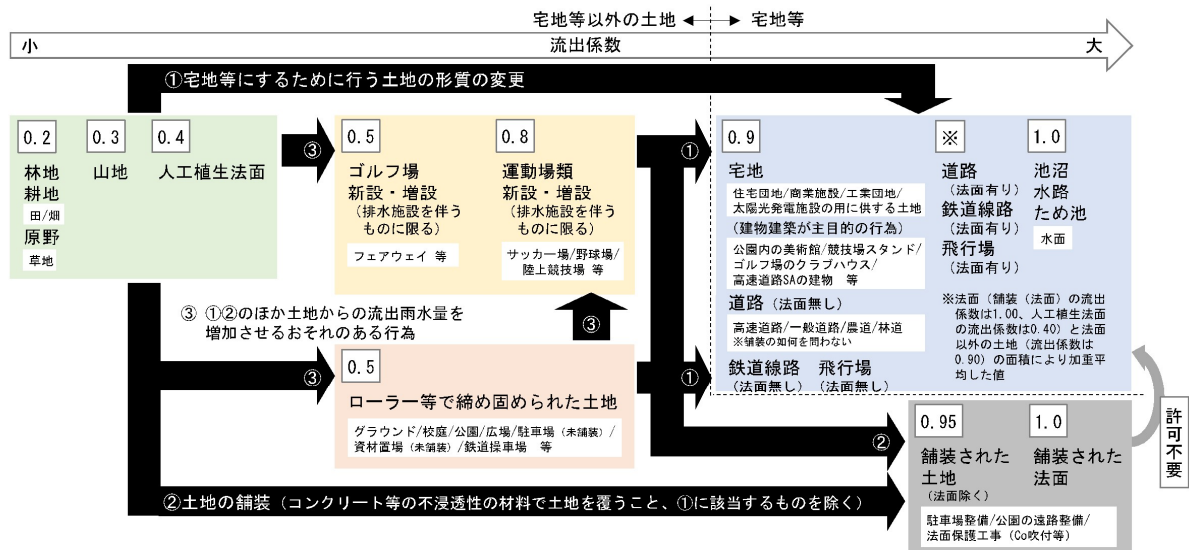
2. 行為の類型 法 ガ

雨水浸透阻害行為の許可を要する行為は、特定都市河川流域内の宅地等以外の土地において、雨水の浸透を著しく妨げるおそれのあるものとして次に掲げる行為のうち、1,000 m²以上のものをいう。

- (1) 宅地等にするために行う土地の形質の変更
- (2) 土地の舗装（コンクリート等の不浸透性の材料で土地を覆うことをいい、(1)に該当するものを除く。なお、地すべり防止工事及び急傾斜地崩壊防止工事等においては、地表面を全面的にコンクリート等で覆うものが対象となる。）
- (3) (1)及び(2)のほか、土地からの流出雨水量（地下に浸透しないで他の土地へ流出する雨水の量をいう。以下同じ。）を増加させるおそれのある次の行為
 - ① ゴルフ場、運動場その他これらに類する施設（雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る。）を新設し、又は増設する行為
 - ② ローラーその他これに類する建設機械を用いて土地を締め固める行為（既に締め固められている土地で行われる行為を除く。）

【解説】

雨水浸透阻害行為の許可等の対象となる行為を判断するにあたっては、図 2-1、表 2-1、表 2-2 を参照すること。



出典：解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン

図 2-1 許可の対象となる雨水浸透阻害行為

表 2-1 雨水浸透阻害行為 許可(申請)対象の行為判断表

			行為前の土地利用形態														
			宅地等							舗装		その他			左記以外		
			宅地	池沼	水路	ため池	道路	鉄道道路	飛行場	コンクリート (法面除く)	コンクリート (法面)	ゴルフ場	運動場	ローラーを用 いて締固	山地	植生法面	林地、耕 地、原野
行為後の土地利用形態	宅地等	宅地		A	A	A	A	A	B	B	1号	1号	1号	1号	1号	1号	
		池沼	A		A	A	A	A	B	B	1号	1号	1号	1号	1号	1号	
		水路	A	A		A	A	A	B	B	1号	1号	1号	1号	1号	1号	
		ため池	A	A	A		A	A	B	B	1号	1号	1号	1号	1号	1号	
		道路	A	A	A	A		A	A	B	B	1号	1号	1号	1号	1号	
		鉄道道路	A	A	A	A	A		A	B	B	1号	1号	1号	1号	1号	
		飛行場	A	A	A	A	A	A		B	B	1号	1号	1号	1号	1号	
	舗装	コンクリート (法面除く)	A	A	A	A	A	A	A		B	2号	2号	2号	2号	2号	
		コンクリート (法面)	A	A	A	A	A	A	A	B		2号	2号	2号	2号	2号	
	その他	ゴルフ場	A	A	A	A	A	A	A	B	B		C	3号	3号	3号	
		運動場	A	A	A	A	A	A	A	B	B	3号		3号	3号	3号	
		ローラーを用 いて締固	A	A	A	A	A	A	A	B	B	C	C		3号	3号	
	上記以外	山地	A	A	A	A	A	A	A	D	D	D	D	D		D	
		植生法面	A	A	A	A	A	A	A	D	D	D	D	D		D	
		林地、耕 地、原野	A	A	A	A	A	A	A	D	D	D	D	D	D		

分類番号

- A : 従前の土地利用が“宅地等”であり、法第30条第1項に該当しない行為のため、許可(申請)不要
- B : 従前の土地利用が“舗装”であり、法第30条第1項に該当しない行為のため、許可(申請)不要
- C : 法第30条第1項第3号に該当しない行為のため、許可(申請)不要
- D : 法第30条第1項各号に該当しない行為のため、許可(申請)不要
- 1号 : 法第30条第1項第1号に該当する行為のため、許可(申請)必要
- 2号 : 法第30条第1項第2号に該当する行為のため、許可(申請)必要
- 3号 : 法第30条第1項第3号に該当する行為のため、許可(申請)必要

表 2-2 雨水浸透阻害行為 許可(申請)対象のケーススタディ

ケース	該当	備考
ため池を埋め立てて、宅地として造成する	×	ため池は「宅地等」に含まれる
未舗装道路を舗装する	×	道路は舗装、未舗装に関わらず「宅地等」に含まれる
森林に排水施設を伴わないゴルフコースを設置する	×	排水施設を伴うゴルフ場の場合は該当する
水田を整地して、未舗装駐車場として造成する	○	土地を締め固める行為に該当する
未舗装駐車場を舗装する	○	締め固められた土地での舗装に該当する
公共事業として農林地等において舗装を行う	○	事業の目的や主体によらない(行為の内容に着目)
農地を底面をコンクリートで覆った農作物栽培高度化施設にする	○	土地の舗装に該当する
森林を伐採した上で、太陽光発電施設を設置する	○	土地の宅地化に該当する

○ : 雨水浸透阻害行為であり、許可を要する
 × : 雨水浸透阻害行為でなく、許可を要しない

出典: 解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン

3. 宅地及びその他の土地利用形態の判断 **ガ**

宅地及びその他の土地利用形態の判断は、次に掲げるところにより行う。

なお、土地利用形態の判断に当たっては、特定都市河川流域の指定時点及び申請時点における土地利用について、登記書類、現地写真、航空写真等により判断することとし、最新の航空写真による場合、地理院地図その他のウェブサイト上で閲覧可能なものによることとして差し支えない。

(i) 宅地

宅地の定義は、次に掲げる建物（工作物を含む。以下同じ。）の用に供するための土地をいうものであり、土地登記簿に記載された地目等を参考に判断する。なお、工作物には、太陽光発電施設を含む。

- ・ 現況において、建物の用に供している土地
- ・ 過去において、写真及び図面等で建物の用に供していたことが明らかな土地
- ・ 近い将来に宅地として利用するため、造成されている土地

(ii) 池沼、水路及びため池

常時又は一時的に水面を有する池沼、水路及びため池をいう。

(iii) 道路

一般の交通の用に供する道路（高架の道路及び軌道法（大正 10 年法律第 76 号）に規定する軌道を含む。）をいうものであり、当該道路の敷地の範囲を含む。なお、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）に規定する道路かどうかを問わない。

(iv) 鉄道線路

鉄道の敷地のうち、線路の敷地の範囲（高架の鉄道を含む。）をいう。なお、操車場は鉄道線路には含まない。

(v) 飛行場

空港、ヘリポート等（飛行場の外に設置された航空保安施設の敷地を含む。）をいう。

(vi) 排水施設が整備されたゴルフ場

排水施設の設置目的から、ゴルフ場の敷地の全てではなく、当該排水施設の集水範囲の対象となる区域の土地をいう。

(vii) 排水施設が設置された運動場その他これに類する施設

運動場の敷地の全てではなく、当該排水施設の集水範囲の対象となる区域の土地をいう。

(viii) 締め固められた土地

運動場、資材置き場、未舗装駐車場、鉄道の操車場等、目的を持って締め固められ、建築物が建築できる程度又は通常車両等が容易に走行できる程度に締め固められた土地（(vi) 及び (vii) に掲げるものを除く。）をいい、単に整地がなされた土地及び捨土又は十分に締め固められていない盛土がなされた土地等は含まない。

ただし、公園の芝生広場等、整備の施工段階で一旦締め固められた土地であっても、十分耕起が行われることによって、整備後、通常車両等が容易に走行できる程度までは締め固められていない状態となっているものは、締め固められた土地には該当しない。

(ix) 山地

平均勾配が 10%以上の土地（(i) から (viii) まで及び (xi) に掲げるものを除く。）をいう。

(x) 林地・原野

平均勾配が 10%未満で、一体的に林又は草地等を形成している土地（(i) から (viii) まで及び (xi) に掲げるものを除く。）をいう。

(xi) 耕地

耕作の目的に供される土地（水田（灌漑中であるか否かを問わない。）を含む。）をいう。

【解説】

雨水浸透阻害行為の許可に関して、対象区域の設定や対策工事の規模の計算を行う際には、当該土地が宅地等であるかどうかの判断が必要となる。

一つの判断指標として、登記簿に記載された地目があるが、登記簿上の地目は必ずしも現状の土地利用を正確に反映していないこと、法律、政令で規定する宅地等の区分と合致しないことから、判断指標の基本事項とはするものの、決定に当たっては、許可権者である和歌山県知事等が特定都市河川流域の指定時点及び申請時点の土地利用を登記書類及び現地写真、航空写真等により判断することとし、これにより難しい場合は申請者の課税の状況や農業委員会の意見を聴取し、総合的に判断することとする。

土地利用形態の判断に当たっては、申請時点における最新の土地利用の状況に基づいて判断することが基本であり、最新の航空写真による場合、地理院地図その他のウェブサイト上で閲覧可能なものによることとして差し支えない。

なお、これに加え、特定都市河川流域の指定時点の情報も用いて判断することとされているのは、過去において、写真及び図面等で建物の用に供していたことが明らかな土地等、指定時点からの土地利用形態の変遷の状況を考慮し判断する場合が考えられること及び当該土地において法第 30 条の規定に違反して雨水浸透阻害行為がされていないことを確認することによるものである。

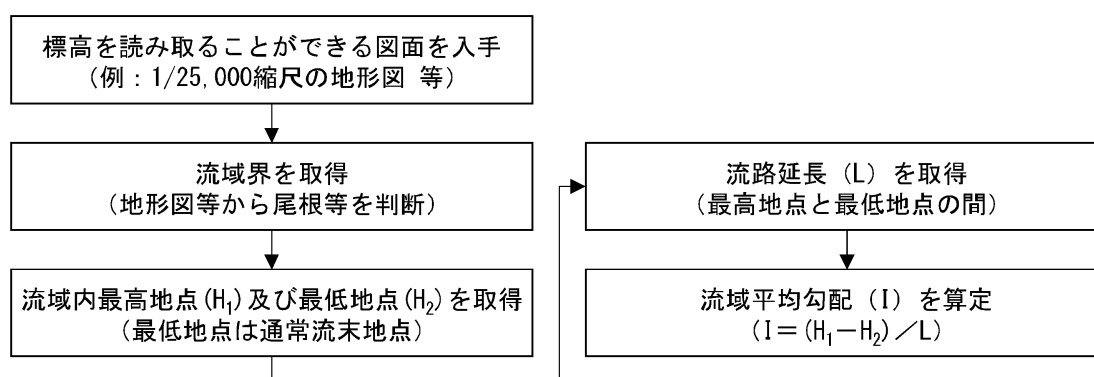
各土地利用形態に係る解説は、以下のとおりである。

(i) 宅地

過去において建物の用に供されていたことが明らかな土地は、一度宅地であった土地と同様に雨水が浸透しにくい土地であると想定されるため、宅地として取り扱うものとする。なお、太陽光発電施設の用に供するための土地は、宅地として取り扱うものである。

(ix) 山地／(x) 林地・原野

平均勾配の算出の考え方について、図 2-2 に示す。



出典：解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン

図 2-2 平均勾配算出の考え方

(xi) 耕地

水田は、灌漑期には表面が水で覆われることとなるが、水を張っていない状態では雨水の流出の程度が畑地と同様であることから、土地利用形態としては耕地として取り扱うものである。

4. 許可の申請単位 **ガ**

雨水浸透阻害行為の許可の申請単位は、事業期間が5年程度までとなる一連の事業区域を基本とする。なお、5年を超えるものであっても一の申請単位とすることも可能であるが、この場合であっても、対策工事は事業の早い段階で実施されることが望ましい。

なお、同一事業者が同一許可権者の管轄の区域内で複数の申請をまとめて行うことを妨げるものではない。

【解説】

長期にわたり雨水浸透阻害行為を伴う事業が実施される場合には、事業期間が5年程度となる一連の事業区域を申請単位とすることを基本とする。

雨水浸透阻害行為の対策工事は、雨水浸透阻害行為に関する工事を完了した際に法第32条の政令第9条で定める技術的基準に適合しているかどうかについて検査を受けるため、事業の完成に伴う当該検査までに対策工事も完了していればよいこととなる。

しかし、事業着手に伴い実施される雨水浸透阻害行為を伴う事業の事業期間中の流出雨水量の増加を抑制するため、許可権者は、雨水浸透阻害行為の許可に際し、法第34条の規定に基づき、許可を受ける者に不当な義務を課すものではあってはならないことに留意しつつ、対策工事の着手及び完了の予定期日や工事施工中の防災措置に関する条件を付すこと、また、これに準じて、対策工事の着手及び完了の予定期日を早くするよう要請すること等により、雨水浸透阻害行為を伴う事業が開始された後、できるだけ早い段階で対策工事が実施されるようにすることが望ましい。

5. 行為の規模 省 ガ

雨水浸透阻害行為の面積の算定は、開発行為等の区域のうち、雨水浸透阻害行為を行おうとする宅地等以外の土地の全体面積によるものとし、規則第 16 条第 4 項に規定する現況地形図及び土地利用計画図により算定することを標準とすること。

なお、面積は鉛直投影面積とすること。

【解説】

雨水浸透阻害行為では、都市計画法の開発許可における開発行為とは異なり、法第 2 条第 9 項に規定する宅地等は既に雨水の流出率が高い土地として、これらの宅地等の土地における開発等の行為は雨水浸透阻害行為の許可の対象とならないため、ケースによっては、1 つの行為における雨水浸透阻害行為の区域は必ずしも連続せず、点在することも想定される。

このため、雨水浸透阻害行為の許可が必要となる土地の区域が点在する場合には、複数の分散した雨水浸透阻害行為の区域の合計面積を当該雨水浸透阻害行為の区域の面積とする。(図 2-3 参照)

なお、規則第 16 条第 3 項に規定する現況地形図及び土地利用計画図は、その縮尺を 1/2,500 以上としており、行為の規模や事業の性質等を勘案し、適切な縮尺の図面を用いること。

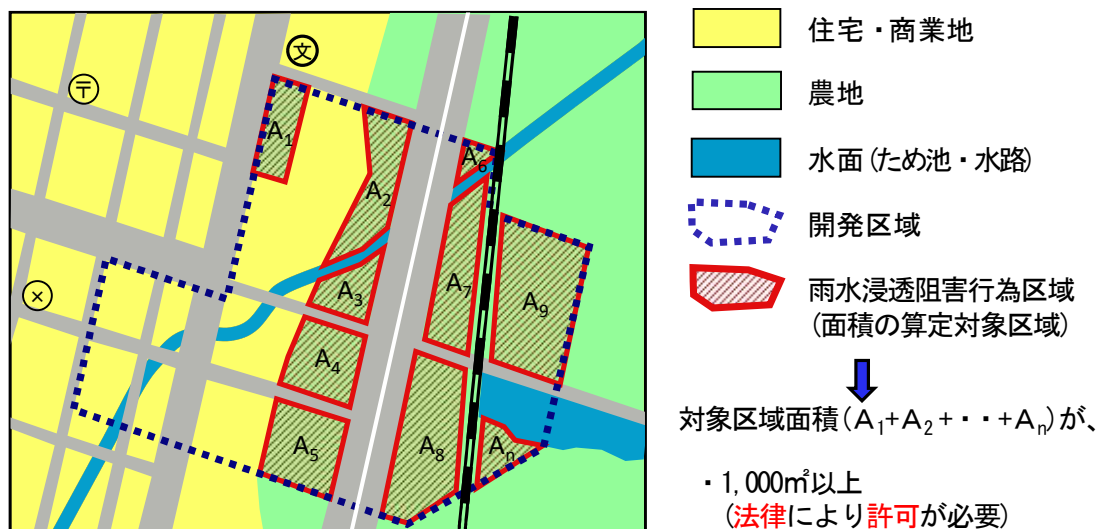


図 2-3 許可が必要となる規模要件

6. 複数の雨水浸透阻害行為が行われる場合の行為区域の考え方（一連性の判断）

隣接する複数の雨水浸透阻害行為の一連性の判断は次の①～⑥の要素を判断材料に、により判断する。一連の行為は一つの行為区域とする。

- ① それぞれの雨水浸透阻害行為（以下行為）者が同一かどうか。
- ② それぞれの行為区域が隣接しているかどうか。
- ③ それぞれの行為時期が同時または連続で行われるかどうか。
- ④ それぞれの開発の目的が同じかどうか。
- ⑤ 構造を共有するかどうか。
- ⑥ 開発後に土地の権利等が申請者の手から離れるかどうか。

【解説】

公平性の確保のため、一連性の判断基準を示した。

なお、行為者が複数いる場合の許可申請はいずれかの申請者かまたは連名で、行為区域全体で申請を行えばよい。

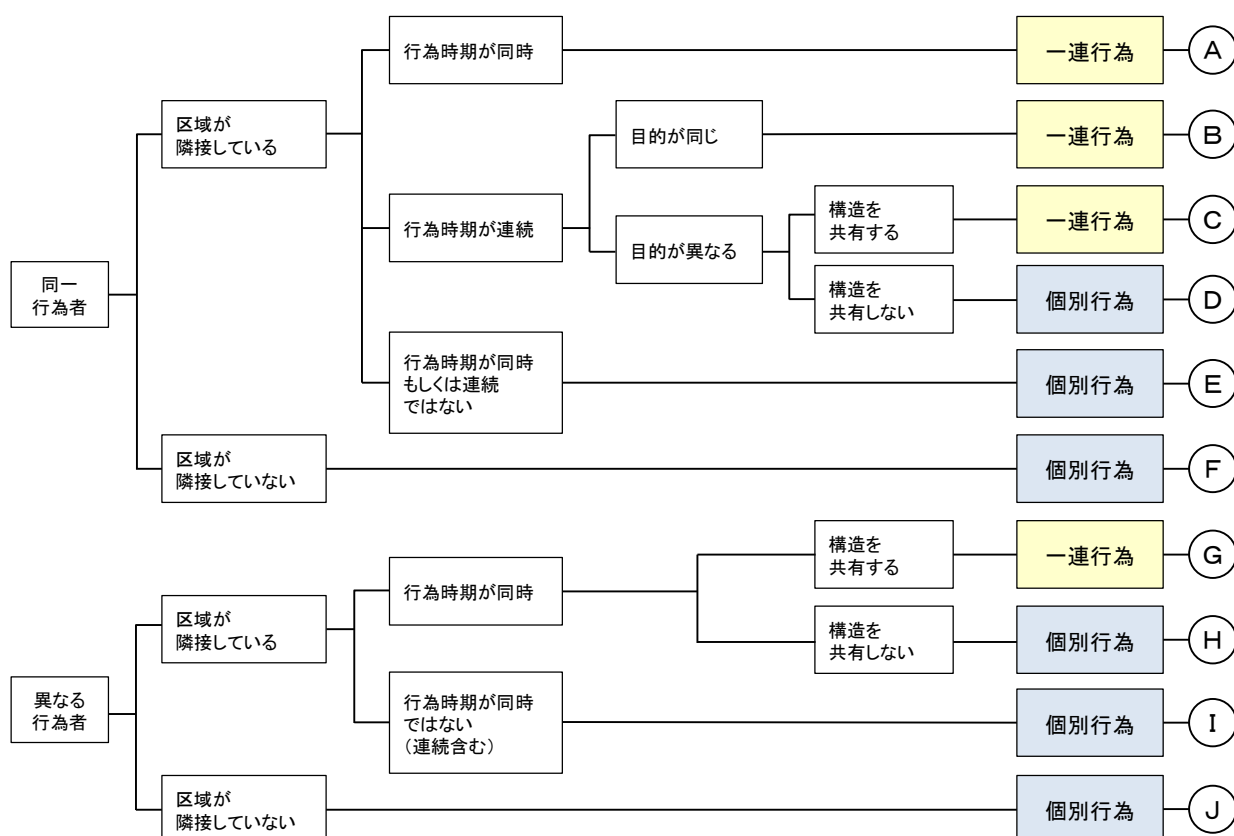


図 2-4 複数の雨水浸透阻害行為が行われる場合の一連性判断フロー

【フロー図の補足説明】

※1 行為者が同一であるかどうかの判断において、雨水浸透阻害行為の相談があった日から5年前に遡り、一連の事業計画を知り得る土地所有者等は、同一行為者と判断する。

※2 「隣接」とは、以下の場合を含む。

複数の「雨水浸透阻害行為の区域」が離れている場合においても、「雨水浸透阻害行為の区域」と「間に挟まれている土地」が一体的な土地利用の場合、又は既設の道路や水路を挟んで一体的に開発を行う場合は、複数の「雨水浸透阻害行為の区域」は隣接しているものとする。

※3 「同時」とは、以下の場合を含む。

先行する工事（雨水浸透阻害行為）が完了する前に後続の工事を少しでも並行して行う場合は、行為時期が同時とする。

※4 「連続」とは、先行する工事の完了後5年以内に、後続（追加）の工事を行う場合をいう。

先行する工事の完了とは、許可等の手続きが必要な工事の場合は検査済証等の施行日を、手続きのない場合は対象工事が完了した日を表す。後続の工事の開始は、施工者が現地で実際に工事を始める日を表す。

完了後5年以内とは、仮に、令和7年4月1日に先行工事が完了した場合、令和12年3月31日以前を表す。

※5 開発の目的が同じ場合と異なる場合の例を以下に示す。

【目的が同じ例】

- ・ Aさんの経営する賃貸共同住宅を複数棟建築する場合
- ・ B社の工場とその駐車場（事務所、関連する工場、社員寮等）
- ・ C社のa区域の宅地分譲とb区域の宅地分譲
- ・ Dさんの住宅（母屋）と離れ
- ・ E法人の病院の従業員駐車場と患者や来客用の駐車場
- ・ Fさんの経営する賃貸共同住宅とFさんの住む個人住宅
- ・ G社の宅地分譲と賃貸共同住宅

【目的が異なる例】

- ・ Aさんの住宅と貸し駐車場
- ・ Bさんの賃貸共同住宅と貸し駐車場

※6 構造を共有する場合の例を以下に示す。

- ・ 一方の開発敷地からの乗入れを共有する場合
- ・ 公益施設を共有する場合（駐車場、駐輪場、ゴミ置場、プロパンガス庫等）
- ・ 先発の開発に伴い整備された道路等を用い、後発の開発の接道を共有する場合
- ・ 排水区域が同一である場合

7. 雨水浸透阻害の許可を要しない行為

7.1 既に着手している行為の許可の取扱い

法第3条に基づく特定都市河川及び特定都市河川流域の指定時点において次のいずれかに該当する行為（以下「既着手行為」という。）については、雨水浸透阻害行為の許可を要しない。

- (1) 既に工事に着手している行為
- (2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条に規定する開発行為の許可を要する行為で、既に当該許可を受けているもの
- (3) 事業採択されている等、既に事業化されている行為
- (4) 都市計画事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業として行う行為で、既に当該事業の施行に係る認可を受けているもの

なお、既着手行為には、特定都市河川指定時点において、既に関連する他の許可申請が受理されている行為や、地方公共団体又は公的機関の証明により既に事業化されていることが確認できる行為も含むものとする。

【解説】

既着手行為は、雨水浸透阻害行為の許可を要しないものとし、(1)～(4)に示すとおりである。

既に事業を完了した土地区画整理事業において、1,000 m²以上の雨水浸透阻害行為を行う場合、行為を行う土地が土地区画整理事業計画において「宅地」として計画された土地については、土地区画整理事業全体として「造成」を行ったものと考え、「近い将来に宅地として利用するため、造成されている土地」と判断し、雨水浸透阻害行為にあたらないものとする。

ただし、土地区画整理事業完了後、長期間（おおむね20～30年間程度）にわたり宅地化が行われず、継続的に耕地等別の用途に利用されている等の場合には、和歌山県知事等が申請者の課税の状況や農業委員会の意見を聴取し、当該土地の土地利用区分を総合的に判断する。

7.2 許可を要しない雨水浸透阻害行為の範囲 法政ガ

以下の行為を実施する場合、雨水浸透阻害行為の許可を要しない。

(1) 通常の管理行為、軽易な行為

- ① 主として農地又は林地の保全を目的として行う行為
- ② 既に舗装されている土地において行う行為
- ③ 仮設の建築物の建築その他の土地を一時的な利用に供する目的で行う行為
(当該利用に供された後に当該行為前の土地利用に戻されることが確実な場合に限る。)
- ④ その他

(2) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

(3) 降雨が特定都市河川に流出しない土地において行う行為

【解説】

河道やダムの整備のみでは浸水被害の防止が困難な地域である特定都市河川流域では、現状以上に流域からの流出雨水量の増加を生じさせないように、公共や民間を問わず、雨水浸透阻害行為による流出量の増加を抑制する必要最小限度の対策工事を義務付けている。

一方で、法第30条及び令第7条に規定されているとおり、雨水浸透阻害行為のうち、流域水害対策計画に基づいて行われる行為、流出雨水量を抑制する効果の見込まれる農地・林地の保全を目的として行う行為、既に舗装されている土地において行われる行為、土地の一時的な利用に供する目的で行う行為及び非常災害の為に必要な応急措置として行う行為については、その影響が一時的なもの及び極めて小さいものとして、許可の対象外とされている。

許可を要しない雨水浸透阻害行為等の一覧について、表 2-3 に示す。

表 2-3 許可を要しない雨水浸透阻害行為等の一覧

許可を要しない雨水浸透阻害行為の範囲		関係条文
許可を要しない雨水浸透阻害行為	(1) 通常の管理行為、軽易な行為	法第30条ただし書
	1) 主として農地又は林地の保全を目的として行う行為	令第7条第1号
	a) 農地を保全する行為	
	イ) 農業用排水施設を新設、変更又は保全する行為	
	ロ) 農地の区画整理、改良又は保全する行為及びこれと一体的に行う農業用排水施設若しくは農業用道路を新設、変更、又は保全する行為	
	ハ) 地表面を全体的にコンクリート等の不透水性の材料で覆う以外の地すべりを防止する行為	
	二) 災害により被災した農業用排水施設又は地すべり防止施設（ハ）に掲げるものに限る。）を復旧する行為	
	ホ) 災害により被災した農地を復旧する行為及びこれと一体的に行う農業用排水施設、農業用道路（拡幅の場合を除く。）又は地すべり防止施設（ハ）に掲げるものに限る。）を復旧する行為	
	b) 林地を保全する行為	
	イ) 森林法第5条及び第7条の2に規定する地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画に記載された林道（一級林道及びそれ以上の規格を有する林道を除く。）の新築及び改築	
	ロ) 作業道の開設	
	ハ) 保安施設事業、地すべり防止工事、ぼた山崩壊防止工事の実施（災害により被災した林地荒廃防止施設又は地すべり防止施設の復旧に関する工事を含む。地すべり防止工事のうち地表面を全体的にコンクリート等の不透水性の材料で覆う工事を除く。）	
	二) 災害により被災した林地を復旧するために行う土留工、法枠工、水路工、植栽工等の工事の実施	
	2) 既に舗装されている土地において行う行為	令第7条第2号
	3) 仮設の建築物の建築その他の土地の一時的な利用に供する目的で行う行為 （当該利用に供された後に当該行為前の土地利用に戻されることが確実な場合に限る。）	令第7条第3号
	4) その他（農業用のビニールハウス・ガラスハウスの設置及び農作物栽培高度化施設の取扱い等）	
	(2) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為	法第30条ただし書
	一 (3) 降雨が特定都市河川に流出しない土地において行う行為の取扱い	
	流域水害対策計画に基づいて行われる行為	法第30条本文

出典：解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン

(1) 通常の管理行為、軽易な行為

① 主として農地又は林地の保全を目的として行う行為

農地又は林地を保全する目的で行う行為は、流出雨水量の増加を抑制する効果を有すると考えられるものであるが、特定都市河川流域における浸水被害の防止を目的とした規定であることに鑑み、許可を要しない行為を詳細に限定している。

ア 農地を保全する行為

農地を保全する行為は、次に掲げる行為である。ただし、これら以外の農業用道路のみの新設、変更又は保全を行う行為、未墾地を対象とした農地の造成と一体的に行う農業用排水路、ため池、揚排水機場等の農業用排水施設及び農業用道路の新設又は変更を行う行為並びに集落道、集落排水路、公園の整備等の農村の生活環境の改善のための行為については、許可を要しない行為に該当しない。

なお、複数の行為を併せて行う事業については、行為ごとに該当性を判断する。

- 農業用排水施設を新設、変更又は保全する行為
- 農地の区画整理、改良又は保全する行為及びこれと一体的に行う農業用排水施設若しくは農業用道路を新設、変更又は保全する行為
- 地表面を全面的にコンクリート等の不透水性の材料で覆う以外の地すべりを防止する行為
- 災害により被災した農業用排水施設又は地すべり防止施設（③に掲げるものに限る。）を復旧する行為
- 災害により被災した農地を復旧する行為及びこれと一体的に行う農業用排水施設、農業用道路（拡幅の場合を除く。）又は地すべり防止施設（③に掲げるものに限る。）を復旧する行為

イ 林地を保全する行為

林地を保全する行為は、次に掲げる行為である。ただし、これら以外の用地整備及び用排水施設の新設又は変更を行う行為、主として山村の生活環境の改善等のために行われる公園の整備並びに集落道等の新設又は変更を行う行為については、この行為に該当しない。

- 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 5 条及び第 7 条の 2 に規定する地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画に記載された林道（林道規程に規定する一級林道及びそれ以上の規格を有する林道を除く。）の新築及び改築
なお、一級林道とは林道規程に示された林道の種別であり、その幅員はトラック等での間伐木の搬出等のため、車道幅員 4 m（地形の状況その他やむを得ない場合にあっては、3 m）とされている。
- 作業道の開設
- 保安施設事業、地すべり防止工事、ぼた山崩壊防止工事（災害により被災した林地荒廃

防止施設又は地すべり防止施設の復旧に関する工事を含む。地すべり防止工事のうち地表面を全面的にコンクリート等の不透水性の材料で覆う工事を除く。)の実施

- 災害により被災した林地を復旧するために行う土留工、法枠工、水路工、植栽工等の工事の実施

② 既に舗装されている土地において行う行為

舗装された駐車場等、舗装された土地は必ずしも「宅地等」とは限らないが、既に流出雨水量の度合いが高い土地であることから、当該土地における補修工事等については、雨水浸透阻害行為の許可を要しないこととされている。

③ 仮設の建築物の建築その他の土地の一時的な利用に供する目的で行う行為

仮設の建築物の建築その他の土地の一時的な利用に供する目的で行う行為は、当該行為が行われる土地の雨水の流出量の増加がもたらされる期間が一時的なものであり、行為前の土地利用に戻されることが確実な場合には、流出雨水量の増加をもたらす行為とは言えないことから、許可を要しないこととされている。

具体的には、プレハブ等による一時的な工事現場事務所の設置、工事に伴う一時的な資材置き場の整備及び工事用道路の設置等を目的とした土地の整形・締固め行為等が想定される。

④ その他

従前から農地であった場所で農業用のビニールハウスやガラスハウスを設置する場合は、行為後においても農地であると農地担当部局又は農業委員会によって判断される場合に限り、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為に該当するとして、許可対象としていない。

また、ビニールハウス内部の底面等をコンクリート等で覆う農作物栽培高度化施設については、「土地の舗装」に該当するものとして、許可を要することに留意する。

(2) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

「非常災害のために必要な応急措置として行う行為」とは、災害直後において緊急かつ応急的に行われる一時的な仮復旧をいうものである。

また、仮復旧後におこなわれる本復旧については、一般的に、「許可を要しない雨水浸透阻害行為」には含まれないが、本復旧のうち、時間的・地形的合理性の観点から緊急かつ応急的に行われるものについては、許可を要しない。

(3) 降雨が特定都市河川に流出しない土地において行う行為の取扱い

氾濫想定区域のうち集水域を越える区域がある場合、当該区域内では、法第30条に規定する雨水浸透阻害行為について同条の許可の対象に係らしめる必要がないことから、当該区域内における雨水浸透阻害行為は許可の対象外とし、過度な規制とならないよう留意する。

8. 災害復旧の取扱い **ガ**

被災した施設等を原形に復旧する災害復旧は、雨水浸透阻害行為に当たらない（復旧する施設等の材質変更をする場合を含む。）。ただし、災害復旧のうち道路、集落道等の線形変更等移設を伴うものについては、雨水浸透阻害行為をする土地の面積により許可申請の必要性を判断する必要がある。

また、移設を伴わない道路の災害復旧工事については、雨水浸透阻害行為前の道路の敷地（現況の土地利用形態が道路（道路法面を含む。）である土地（地目は問わない。））の範囲における災害復旧工事は許可を要しないが、当該道路の敷地の範囲を越えて災害復旧工事を行う場合は、雨水浸透阻害行為をする土地の面積により許可申請の必要性を判断する必要がある。

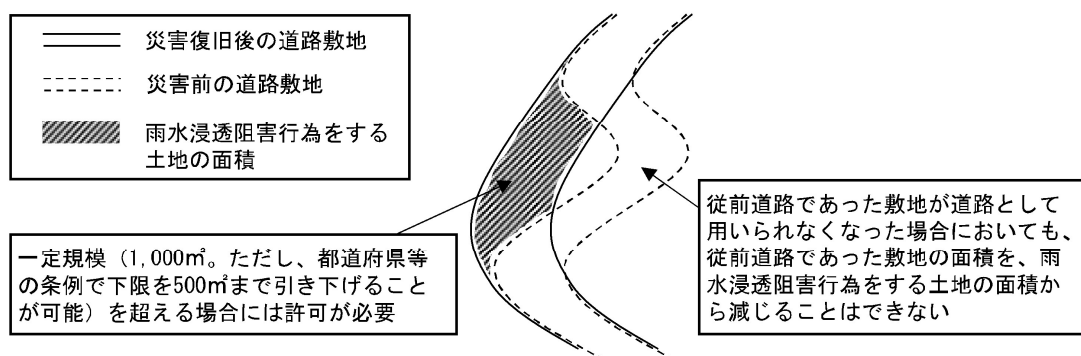
なお、移設を伴わない道路以外の災害復旧であっても、従前の機能の回復のため復旧対象施設の敷地内の宅地等以外の土地において不浸透性の材料で土地を覆う場合は、雨水浸透阻害行為をする土地の面積により許可申請の必要性を判断する必要がある。

【解説】

原形に復旧する災害復旧では、被災前と災害復旧後において流出雨水量が著しく変化しないため、雨水浸透阻害行為に当たらない。復旧する施設等の材質変更をする場合も同様である。

ただし、道路や集落道等の線形変更等により移設を伴うもの（宅地等以外の土地から新たに道路敷地になる土地の面積）については、移設する範囲は雨水浸透阻害行為に該当しうるものとして、雨水浸透阻害行為をする土地の面積の算定に基づいた算定を行い、許可を要する雨水浸透阻害行為の面積が1,000㎡を超えるときは許可が必要となることに留意する。（図 2-5 参照）

なお、施設の移設に伴い、例えば、従前道路であった敷地が道路として用いられなくなった場合においても、従前道路であった敷地の面積を、雨水浸透阻害行為をする土地の面積から減じることができないことに留意する。

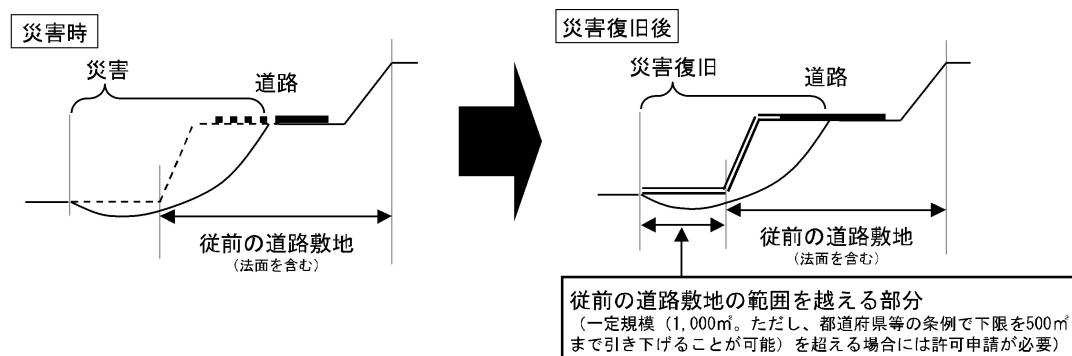


出典：解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン

図 2-5 災害復旧前後の道路敷地の考え方

移設を伴わない道路の災害復旧において、道路法面を含む従前の道路敷地の範囲における工事は雨水浸透阻害行為に当たらないが、従前の道路敷地の範囲を超えて工事を行う場合には、

道路敷地の範囲を超える範囲は雨水浸透阻害行為に該当しうるものとして、PI-2-11にて詳述している「③ 雨水浸透阻害行為をする土地の面積の算定」に基づいた算定を行い、許可を要する雨水浸透阻害行為の面積が 1,000 m²を超えるときは許可が必要となることに留意する。(図 2-6 参照)



出典: 解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン

図 2-6 移設を伴わない道路の災害復旧の取扱い

公園における園路等の従前の機能回復のため、復旧対象施設の敷地内において、宅地等以外の土地であって舗装されていない土地を災害復旧により新たに舗装する場合には、当該範囲は雨水浸透阻害行為に該当しうるものとして、雨水浸透阻害行為をする土地の面積の算定に基づいた算定を行い、許可を要する雨水浸透阻害行為の面積が 1,000 m²を超えるときは許可が必要となることに留意する。

9. 雨水浸透阻害行為に関する対策工事の計画

9.1 基本的な考え方 **ガ**

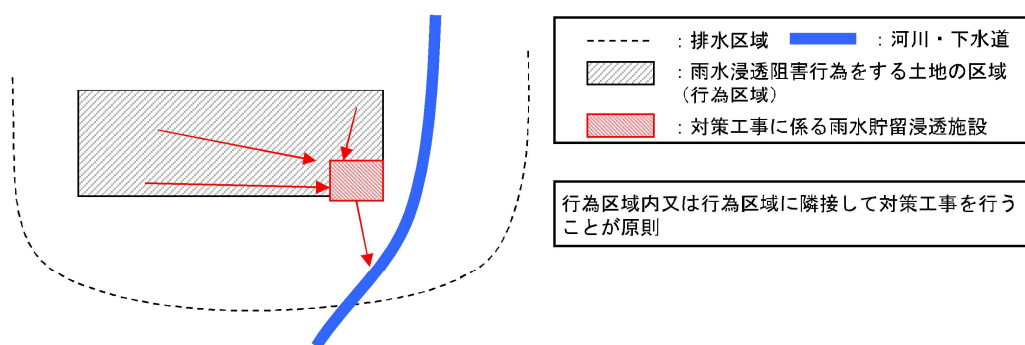
対策工事は、雨水浸透阻害行為を行う土地の区域内又は当該区域に隣接する土地の区域内において行うことを原則とする。

対策工事により、従前の下水道の排水区域、流出先の河川の集水域等（以下「排水区域等」という。）の変更が行われていないことを原則とする。

対策工事は、基準降雨が生じたときの行為区域（対策工事に係る雨水貯留浸透施設の集水区域が行為区域の範囲を越えるときは、当該越える区域を含む。以下同じ。）における雨水浸透阻害行為による流出雨水量の最大値について、行為前の行為区域の土地利用状況に応じた流出雨水量に比べて増加することのないよう抑制するものである。

【解説】

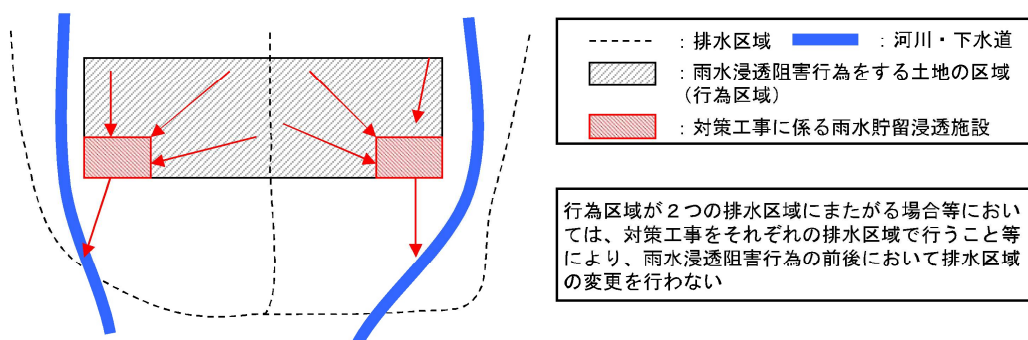
雨水浸透阻害行為の許可に係る対策工事は、雨水浸透阻害行為による流出雨水量の増加を抑制する目的で実施されることから、行為区域内又は行為区域に隣接して行うことを原則とする。（図 2-7 参照）



出典：解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン

図 2-7 行為区域内又は行為区域に隣接して行う対策工事のイメージ

また、対策工事による排水区域等の変更、すなわち、従前からの雨水の流出先を変更することは、当該変更により新たに雨水が流出することになる河川や下水道等の治水安全度が低下することも想定されるため、対策工事により、雨水浸透阻害行為の前後において排水区域等の変更を行わないことを原則とする。（図 2-8 参照）



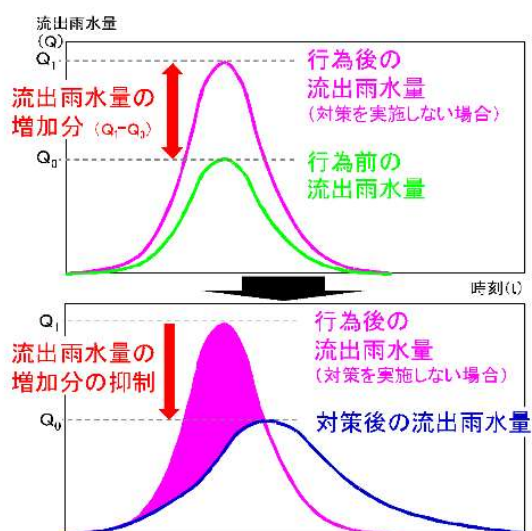
出典: 解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン

図 2-8 行為区域が複数の排水区域等にまたがる場合のイメージ

対策工事の計画における基本的な考え方は、基準降雨が生じたときの雨水浸透阻害行為の前後における流出雨水量が増加する分を抑制することにある。流出雨水量は、行為区域の末端に流出する量をいい、雨水浸透阻害行為の前後における土地の利用形態に応じて変化するものである。

したがって、雨水貯留浸透施設からの許容放流量は、行為前の流出雨水量の最大値（ピーク）であり、土地利用の変化により増加する行為後の流出雨水量の最大値（ピーク）を行為前の値まで抑制できるようにするものである。（図 2-9 参照）

このとき、流出雨水量の流出先の河川や下水道等において受入れ可能な流出量が別に設定されていたとしても、当該流出量に基づいて雨水貯留浸透施設の許容放流量を設定することを法第 30 条の許可の基準とすることは、対策工事の計画における基本的な考え方に即したものであるため、できない。



出典: 解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン

図 2-9 流出雨水量の増加分の抑制(イメージ)

9.2 施設の設置箇所 **ガ**

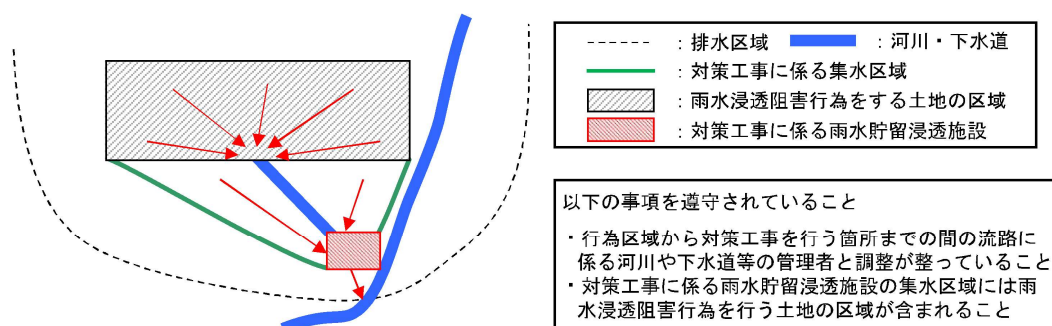
やむを得ない事情により、対策工事に係る雨水貯留浸透施設を雨水浸透阻害行為を行う土地の区域から離れた場所に設置する場合には、次に掲げる事項が遵守されていることを標準とする。

- ・雨水浸透阻害行為を行う土地の区域と対策工事をを行う土地の区域との間を含め、関連する河川、下水道等の管理者との調整が整っている。
- ・対策工事に係る雨水貯留浸透施設の集水区域には、雨水浸透阻害行為を行う土地の区域を含んでいる。

ただし、地形地質上の制約及び事業の特性により、これらにより難しい場合は、流域の治水安全度を確保することを前提として、申請者及び関係部局と十分調整を図るものとする。

【解説】

7.1 基本的な考え方に示した「原則」の例外として、対策工事を行為区域から離れた箇所で行う場合には、雨水浸透阻害行為により行為区域からの流出雨水量が変化することを踏まえ、雨水浸透阻害行為の許可の申請に当たり、あらかじめ、行為区域から対策工事をを行う箇所までの間の流路に係る河川や下水道等の管理者と調整が調っていることとともに、対策工事は雨水浸透阻害行為により増加する流出雨水量の抑制であることから、対策工事に係る雨水貯留浸透施設の集水区域には行為区域が含まれることが、遵守すべき事項として標準とされていることに留意する。(図 2-10 参照)



出典：解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン

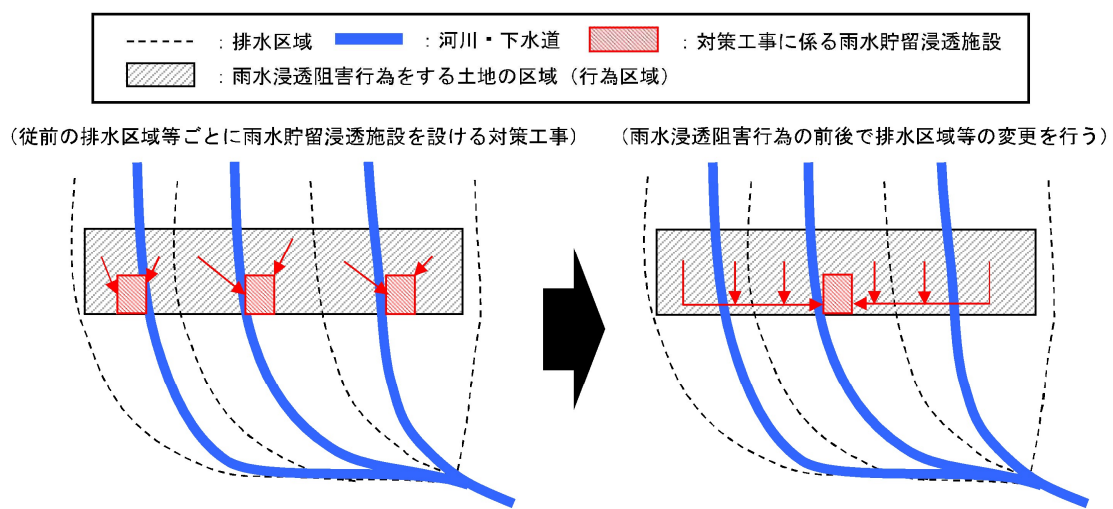
図 2-10 対策工事を行為区域から離れた場所で行う場合のイメージ

9.3 排水区域等の変更 **ガ**

やむを得ず排水区域等の変更を行う場合は、あらかじめ、関連する河川又は下水道等の管理者との調整を整えられたい。

【解説】

小規模な谷地形が連続する地域において道路事業等の実施に伴う対策工事を計画する場合等、従前の排水区域等ごとに雨水貯留浸透施設を設ける対策工事に代えて、やむを得ず雨水浸透阻害行為の前後で排水区域等の変更を行う場合（図 2-11 参照）には、行為前の排水形態や下水道計画等を踏まえ、当該排水区域等を大きく変更しないことが望ましく、申請者は事前に関連する河川や下水道等の管理者との間で十分に調整を図ることが必要である。



出典：解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン

図 2-11 雨水浸透阻害行為の前後で排水区域等の変更を行う場合のイメージ

9.4 その他 **ガ**

雨水の浸透に適した地域における対策工事としては、浸透施設が健全な水循環に資することに加え、一般的に対策工事の規模が小規模となる場合には経済性の観点から浸透施設によることが望ましい。このため、流域内住民等にその旨を周知する等により、雨水の浸透を推進されたい。

対策工事に係る雨水貯留浸透施設は、周辺の環境に配慮したものであることが望ましい。また、施設所有者と協議を行い、降雨時等の安全性を踏まえた上で、地方公共団体による公園利用、環境整備等の地域のニーズに応じ施設の有効利用が図られることが望ましい。

【解説】

浸水被害の軽減を目的とした調整池は、通常時は都市域における貴重なオープンスペースとなりうるものであり、河川管理者等が雨水貯留浸透施設を設置・管理する際には、多目的複合利用を積極的に推進する等により効果的かつ効率的な整備・運用を図るとともに、地形や地質、土質、地下水位、周辺環境等の状況の調査により施設整備の効果の維持に努めることとされている。地方公共団体や民間事業者が整備する防災調整池等についても、多目的複合利用を積極的に推進するなど、その有効かつ効率的な整備・運用を図ることが望ましい。

また、和歌山県知事等は、地域のニーズを踏まえたうえで許可申請の機会及び保全調整池の指定の機会等を通じ、対策工事により設置される雨水貯留浸透施設及び既存の防災調整池について、公園整備や環境整備等により施設の有効利用が図られるよう調整することが望ましい。

なお、雨水貯留浸透施設の多目的利用に当たっては、利用者の安全性を確保できるように、十分に検討する必要があることに留意する。

第3章 許可申請に向けた全体の流れ 法マ

開発や舗装等の雨水浸透阻害行為に該当する可能性のある行為を行う場合には、以下のフローに従い、必要書類を作成し、事前相談や許可申請を行う必要がある。

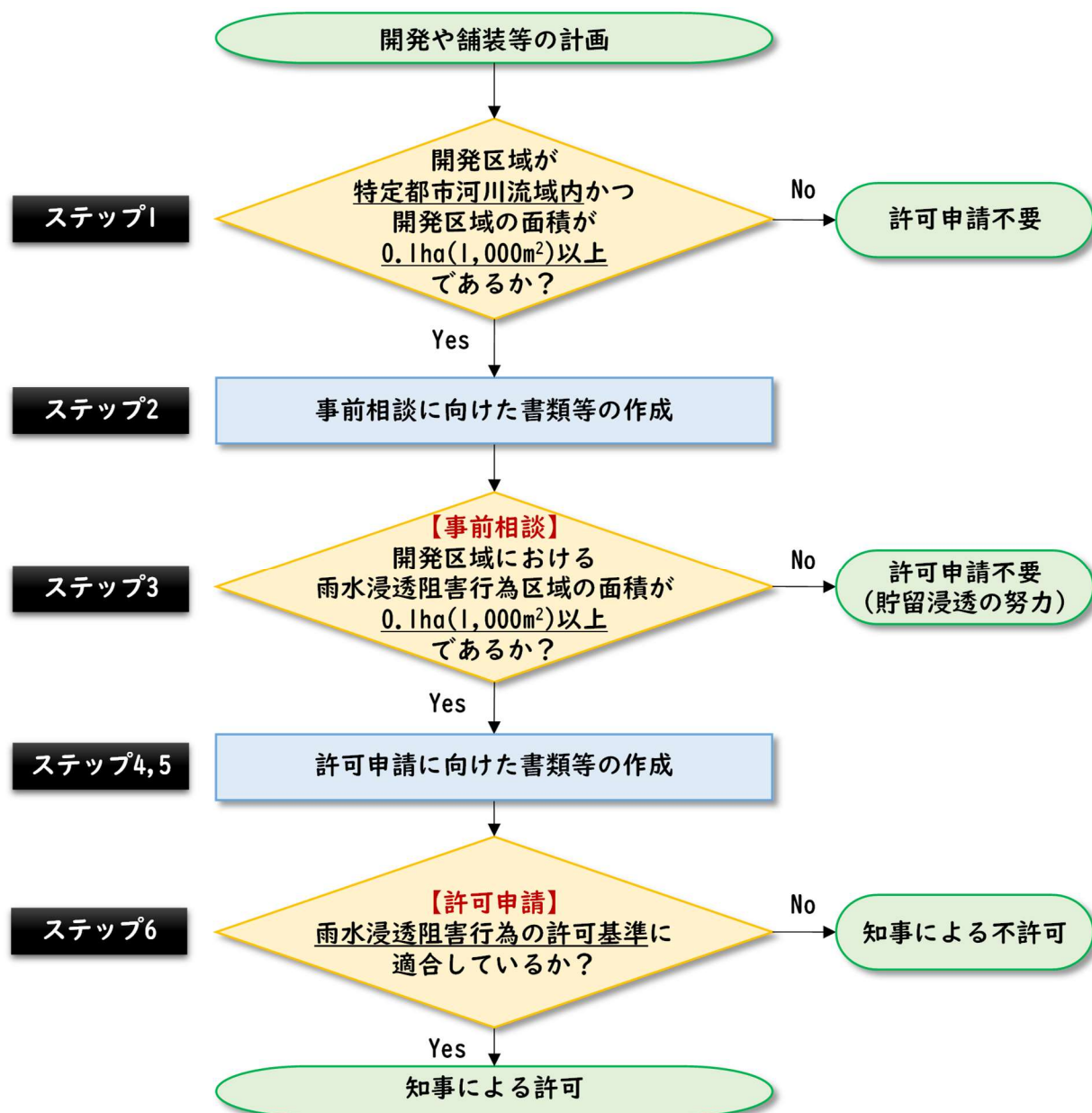


図 3-1 雨水浸透阻害行為 許可申請に向けた全体フロー

第4章 許可申請の必要書類等 法 政 省 細 マ

許可申請にあたっては以下の書類を作成する必要がある。

表 4-1 許可申請の必要書類等 一覧表

【許可申請様式】					
事前 相談	許可 申請	変更 許可	改変 許可	様式名	名 称
	○			別記様式第二	雨水浸透阻害行為許可申請（協議）書
	○	※2	※3	別記様式第1号	雨水浸水阻害行為に関する工事及び対策工事の計画説明書
○	○	※2	※3	様式-1	現況土地利用区分面積集計表（行為前）
○	○	※2	※3	様式-2	計画土地利用区分面積集計表（行為後）
○	○	※2	※3	様式-3	行為前後の土地利用集計表
	○	※2	※3	様式-4	雨水浸透阻害行為前後の平均流出係数
	○	※2	※3	様式-5	雨水浸透阻害行為前後の最大雨水流出量
	○	※2	※3	様式-6	政令第9条第1項に規定する技術的基準に適合することを証する書類
○				様式-7	雨水浸透阻害行為許可事前相談書
	○	※2	※3	様式-8	雨水貯留浸透施設の管理に関する実施計画書
【図面関係】					
事前 相談	許可 申請	変更 許可	改変 許可	様式名	名 称
○	○	※2	※3	図面-1	行為区域位置図
○	○	※2	※3	図面-2	行為区域図
○	○	※2	※3	図面-3	現況平面図（行為前）
○	○	※2	※3	図面-4	現況土地利用求積図（行為前）
○	○	※2	※3	図面-5	土地利用計画図（行為後）
○	○	※2	※3	図面-6	土地利用計画求積図（行為後）
※1	○	※2	※3	図面-7	排水施設計画平面図
	○	※2	※3	図面-8	対策工事に係わる雨水貯留浸透施設の位置図
	○	※2	※3	図面-9	対策工事に係わる雨水貯留浸透施設の計画図 雨水貯留浸透施設の形状 雨水貯留浸透施設の構造の詳細（プラスチック製品の品質証明書）
	○	※2	※3	図面-10	標識設置位置図
【その他資料関係】					
事前 相談	許可 申請	変更 許可	改変 許可	様式名	名 称
○	○	※2	※3	資料-1	土地の登記事項を示す書類（全部事項証明書の写し）
○	○	※2	※3	資料-2	公図の写し
※1	○	※2	※3	資料-3	開発許可等に伴う対策量算定結果
○	○	※2	※3	資料-4	事業概要書、事業概要図
○	○	※2	※3	資料-5	現況写真（写真撮影位置図を添付）
○	○	※2	※3	資料-6	その他必要な資料（委任状、印鑑証明の写し、同意書の写し）
○	○	※2	※3	資料-7	工程表

※1 事前相談時に作成していれば添付してください。

※2 雨水浸透阻害変更許可申請（協議）書（別記様式第2号）を提出する場合、県担当窓口にご相談の上、必要に応じて当該許可に関する書類を通常の許可申請の書類に準拠して作成してください。

※3 雨水貯留浸透施設を設置後、当該施設の機能を阻害する恐れのある行為（改変等）に対し、雨水貯留浸透施設機能阻害行為許可申請（協議）書（別記様式第六）を提出する場合、県担当窓口にご相談の上、必要に応じて当該許可に関する書類を通常の許可申請の書類に準拠して作成してください。

第5章 許可申請に向けた事前相談の要否の判断 法マ

ステップ1 許可申請に向けた事前相談の要否の判断

特定都市河川流域において、開発行為（開発や舗装等）等を計画する場合には、まず、ステップ1の許可申請に向けた事前相談の要否の判断を行う。

特定都市河川流域内で 0.1ha (1,000m²) 以上の開発や舗装等を計画する場合、雨水浸透阻害行為の許可が必要になる場合があるため県の担当窓口へ事前相談を行う必要がある。

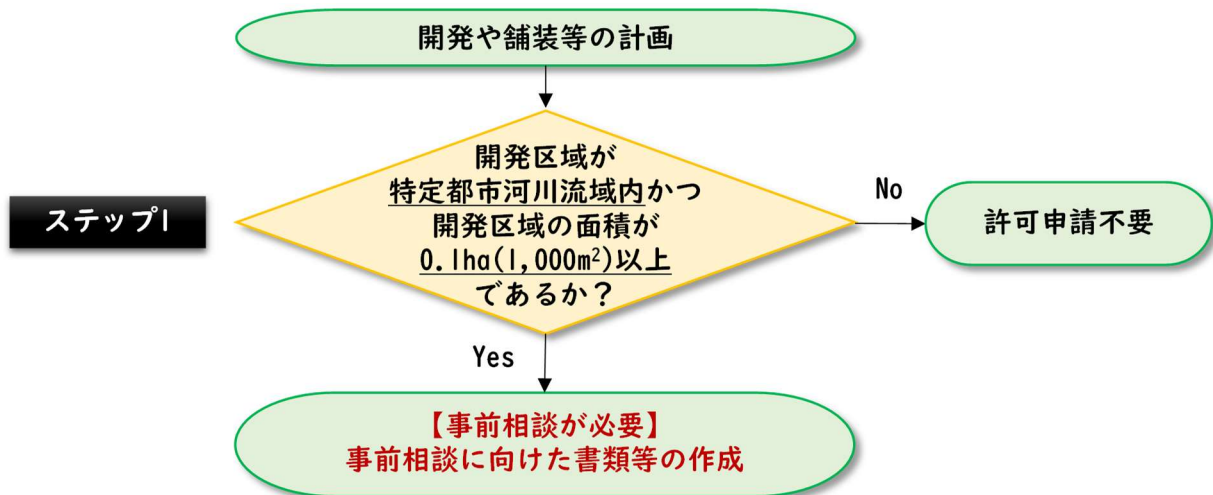
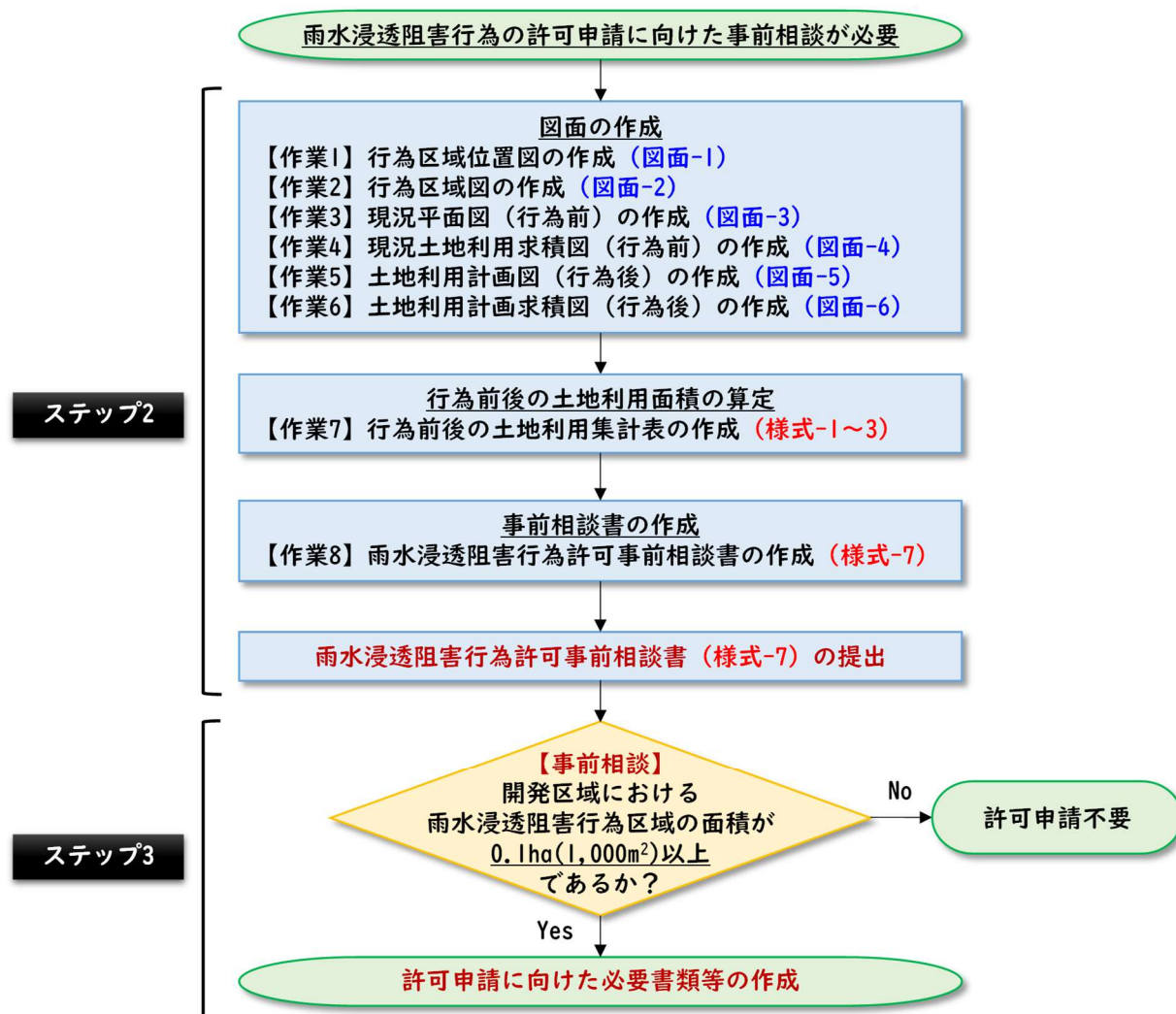


図 5-1 雨水浸透阻害行為 事前相談要否の判断フロー

第6章 事前相談に向けた作業・手続き手順 法省マ

ステップ2では、事前相談に向けた必要書類等を作成する。ステップ3では和歌山県知事等は雨水浸透阻害行為の許可申請の可否を判断する。



ステップ2 事前相談に向けた必要書類等の作成 法省マ

1. ステップ2における作業フロー及びその概要

ステップ2では、事前相談に向けた必要書類等の作成方法を示す。

まずは実施予定の開発行為に関して、行為前後の土地利用がわかる図面を作成し、この図面を基に行行為前後の土地利用面積算定表を作成する。

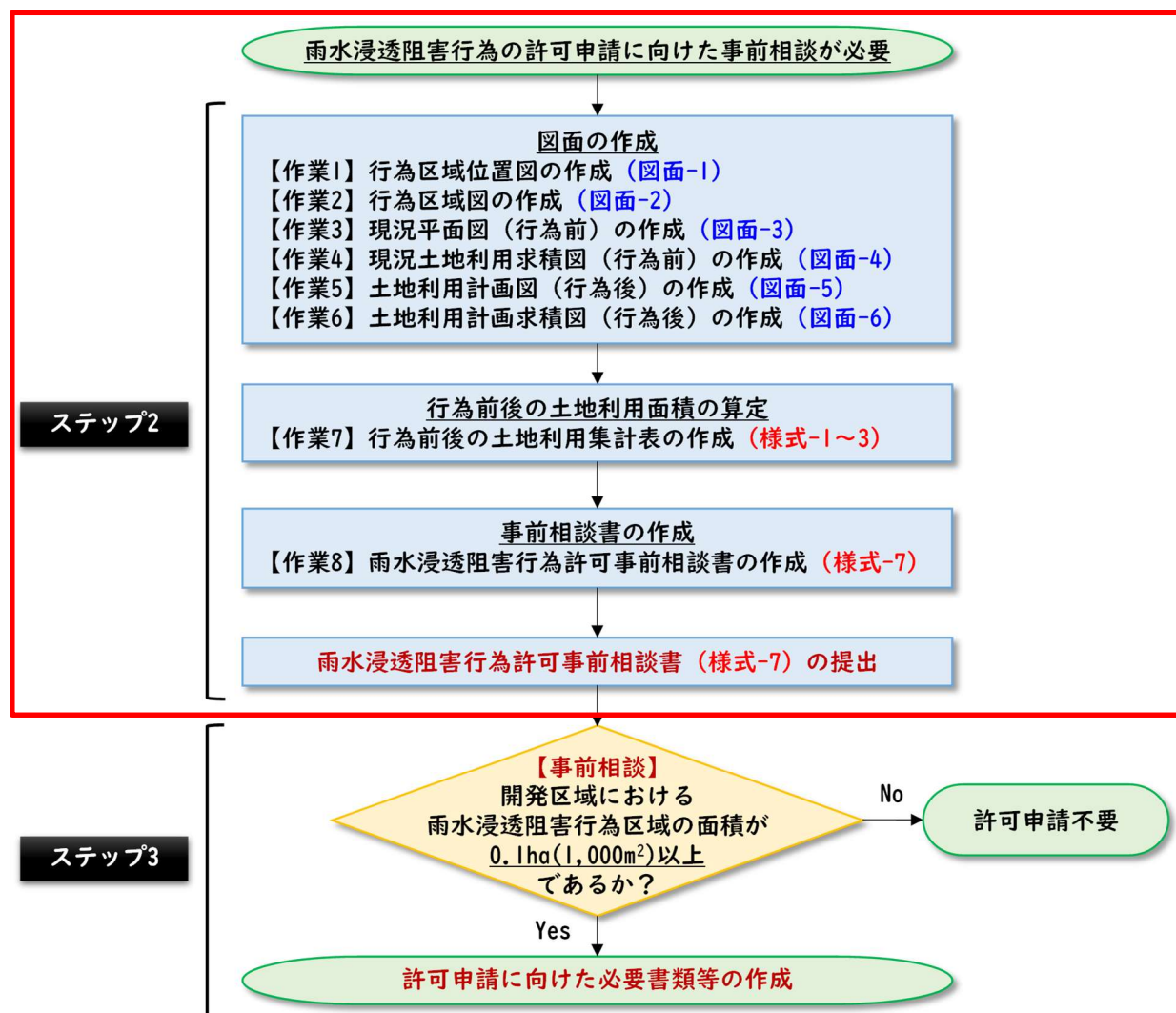


図 6-1 ステップ2 作業・手続きフロー

2. ステップ2で作成する必要書類等 **法省マ**

事前相談時の必要書類及び図面等は以下の通りである。

【必要書類等一覧】

■書類関係

- ① 現況土地利用区分面積集計表（行為前）：様式-1
- ② 計画土地利用区分面積集計表（行為後）：様式-2
- ③ 行為前後の土地利用集計表：様式-3

■図面関係

- ① 行為区域位置図（1/50,000以上の地形図）：図面-1
- ② 行為区域図（現況地形図（1/2,500以上））：図面-2
- ③ 現況平面図（行為前）（1/2,500以上）：図面-3
- ④ 現況土地利用求積図（行為前）（1/2,500以上）：図面-4
- ⑤ 土地利用計画図（行為後）（1/2,500以上）：図面-5
- ⑥ 土地利用計画求積図（行為後）（1/2,500以上）：図面-6

■その他資料関係

- ① 土地の登記事項を示す書類（全部事項証明書の写し）：資料-1
- ② 公図の写し：資料-2
- ③ 事業概要書、事業概要図：資料-4
- ④ 現況写真（写真撮影位置を添付）：資料-5
- ⑤ その他必要な資料（委任状、印鑑証明の写し、同意書の写し）：資料-6
- ⑥ 工程表：資料-7



【作成にあたって用意する基礎資料】

- ① 現況地形図・測量図（1/2,500以上）
- ② 土地登記簿謄本（公図の写し）、課税証明等
- ③ 現地写真（写真位置・撮影年月日記入）

3. ステップ2における作業手順 **法省ガマ**

ここからは、ステップ2における具体的な作業について、その内容を示す。

【作業1】 行為区域位置図の作成（図面-1）

任意の地形図を加工し、縮尺 1/50,000 以上として、行為区域位置図を作成する。

行為区域とは、雨水浸透阻害行為が行われる区域の範囲を指す。

【必ず記載する内容】

- 行為区域の位置を赤色で表示する。
- 「位置」として土地の地番を記載する。
- 方位や縮尺を記載する。

【可能な限り記載する内容】

- 放流先河川への経路を記載する。

【留意事項】

- 浸透施設の設置を予定している場合、行為区域が浸透施設の設置禁止区域（急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域）に該当していないか確認する。

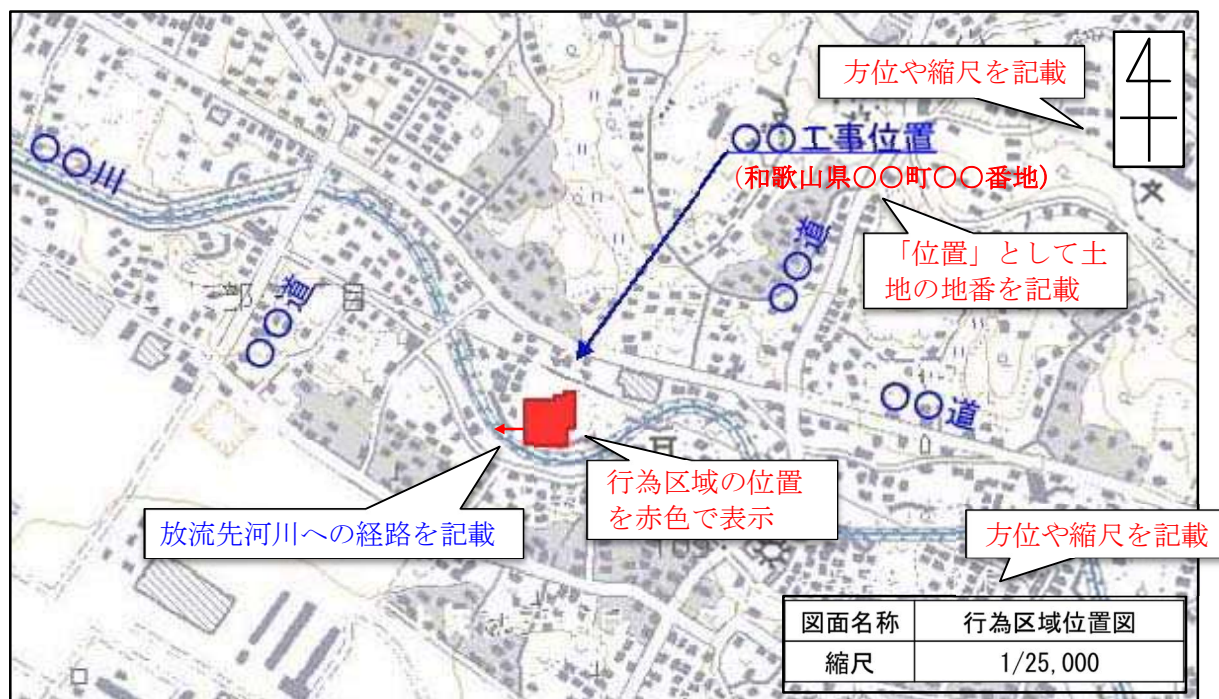


図 6-2 行為区域位置図（図面-1）の作成例

【作業 2】 行為区域図の作成（図面-2） **法省ガマ**

任意の地形図を加工し、縮尺 1/25,000 以上として、行為区域図を作成する。

【必ず記載する内容】

- 以下を記載する。
 - 1) 行為区域の区域
 - 2) 県界
 - 3) 市町村界
 - 4) 市町村区域内の町又は字の境界
 - 5) 土地の地番
 - 6) 土地の形状

【可能な限り記載する内容】

- 放流先河川への経路を記載する。
- その他目標となる地物を記載する。

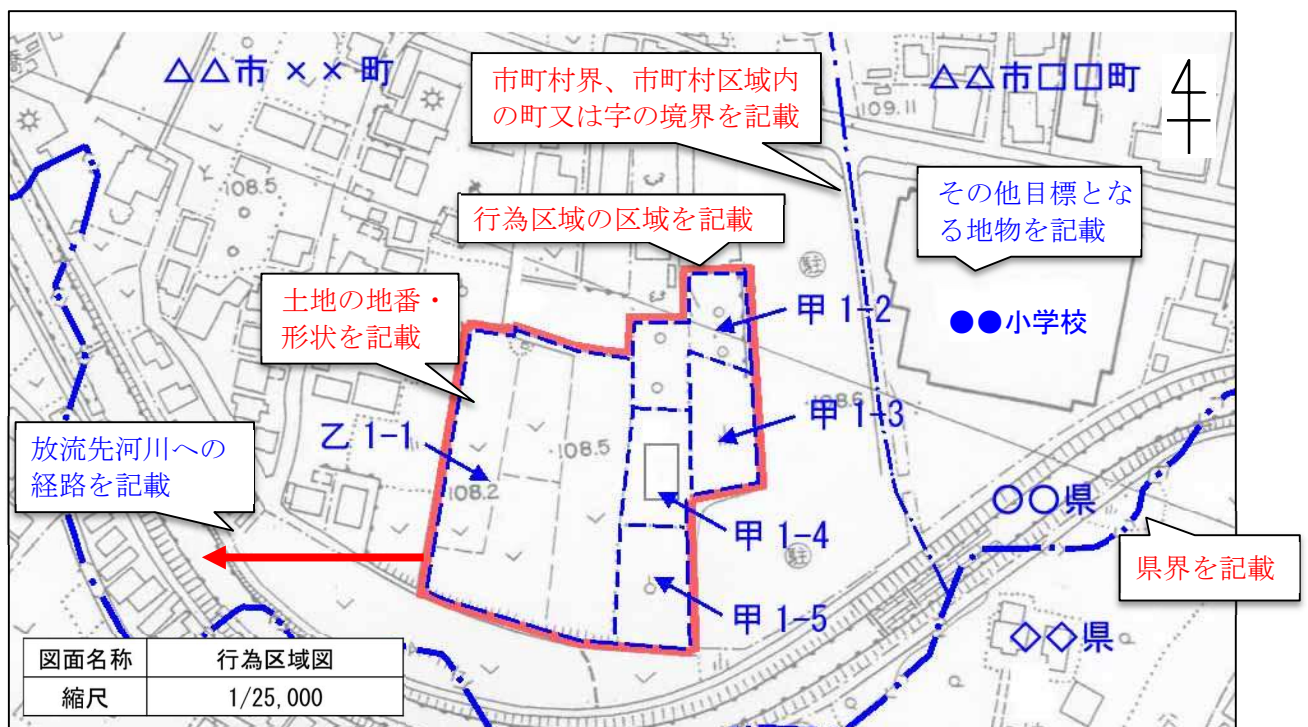


図 6-3 行為区域図(図面-2)の作成例

【作業 3】 現況平面図（行為前）の作成（図面-3）法省ガマ

縮尺 1/2,500 以上として、現況平面図（行為前）を作成する。

行為区域及び周辺区域の現況がわかるように記載する。

【必ず記載する内容】

- 行為区域の境界を記載する。
- KBM の位置や地盤高を記載する。
- 既存排水施設や建築物を記載する。
- 方位や縮尺を記載する。

【可能な限り記載する内容】

- 放流先河川や周辺の土地利用を記載する。（土地利用の判別は「宅地及びその他の土地利用形態の判断」参照）

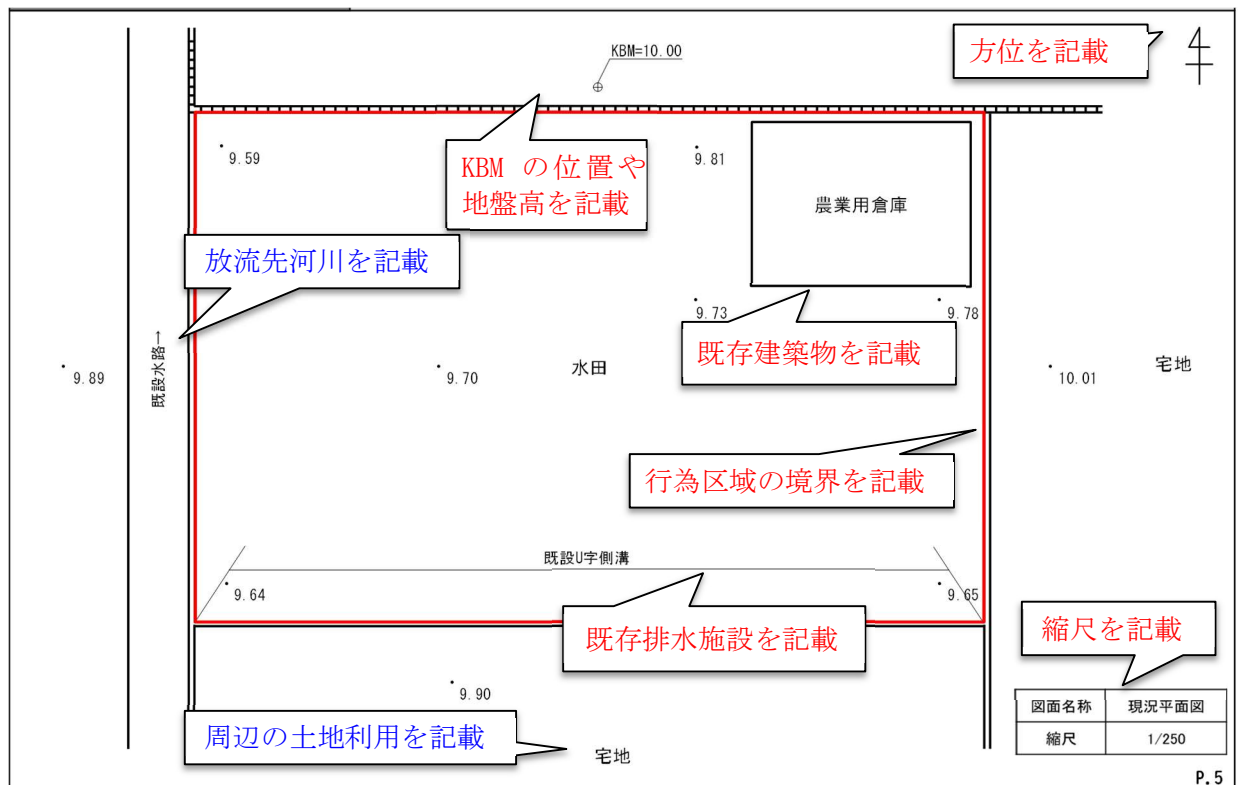


図 6-4 現況平面図（行為前）（図面-3）の作成例

【作業 4】 現況土地利用求積図（行為前）の作成（図面-4）法省ガマ

縮尺 1/2,500 以上として、基本的に【作業 3】で作成した現況平面図（行為前）を基に現況土地利用求積図（行為前）を作成する。

地形、事業区域の境界、現況土地利用形態の区分ごとにエリアを分け、着色し、エリア No.、エリア毎の面積（単位：ha）を明示する。

【必ず記載する内容】

- 行為区域の境界を記載する。
- 土地利用形態の区分ごとに着色する。（土地利用の判別は「宅地及びその他の土地利用形態の判断」参照）
- エリア No. を記載し、面積（単位：ha）を記載する。
- 既存排水施設の位置を記載する。
- 方位や縮尺を記載する。

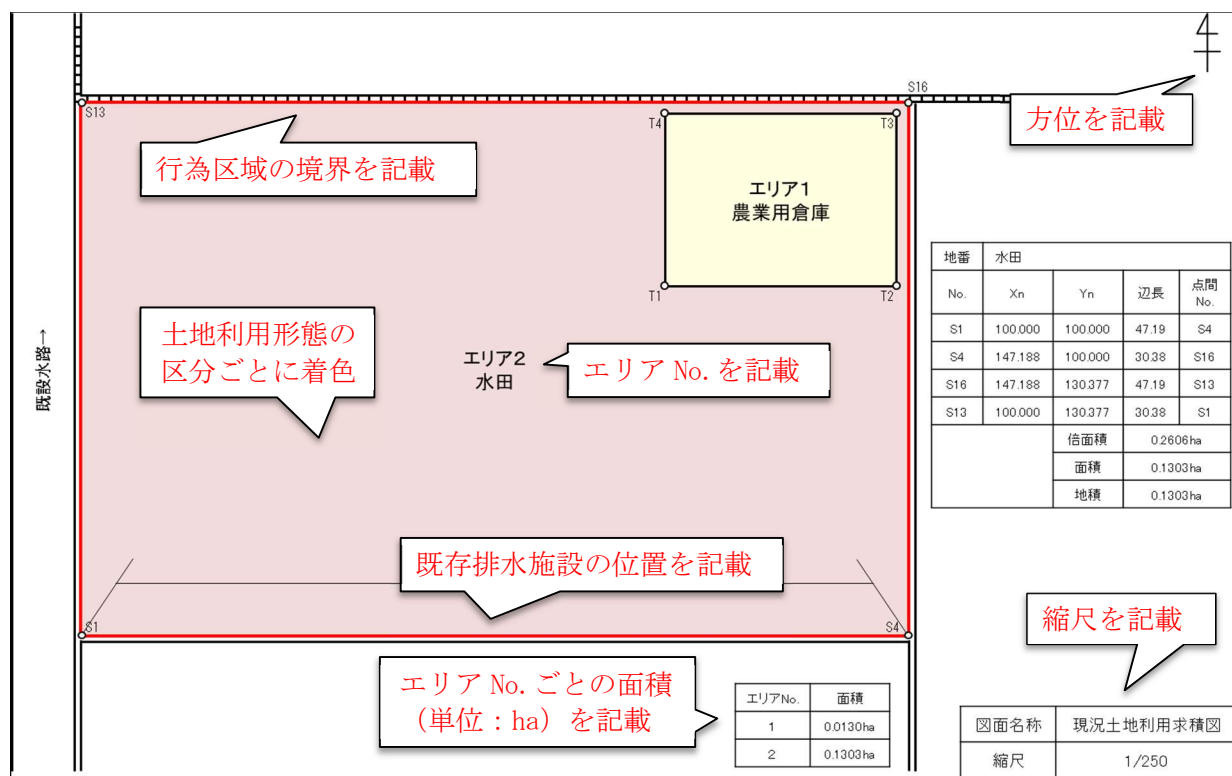


図 6-5 現況土地利用求積図（行為前）（図面-4）の作成例

【作業 5】 土地利用計画図（行為後）の作成（図面-5） **法省ガマ**

縮尺 1/2,500 以上として、土地利用計画図（行為後）を作成する。

【必ず記載する内容】

- 行為区域の境界を記載する。
- 雨水貯留浸透施設の位置を記載する。
- 土地利用形態や土地利用計画表を記載する。（土地利用の判別は「宅地及びその他の土地利用形態の判断」参照）
- 方位や縮尺を記載する。

【可能な限り記載する内容】

- 放流先河川を記載する。

【可能な限り配慮いただきたい事項】

- 土地利用形態ごとに着色する。

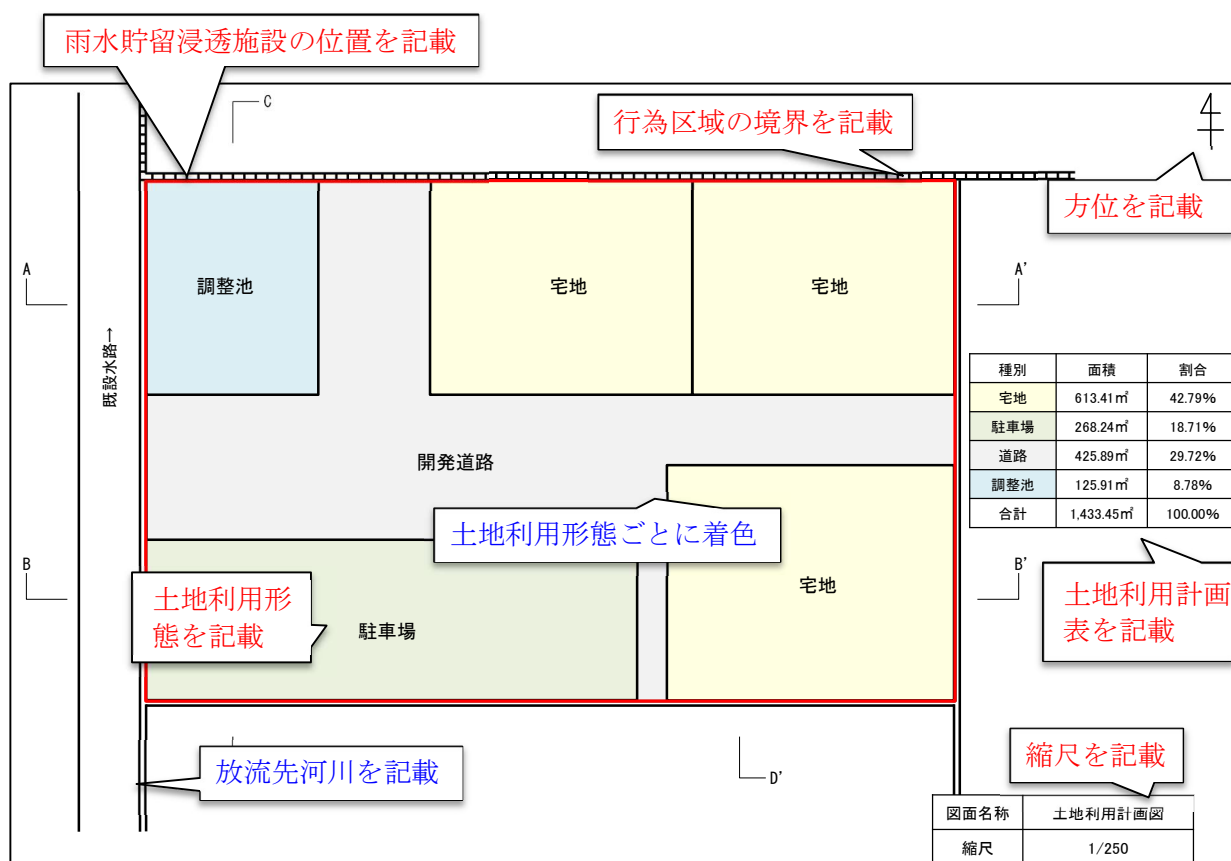


図 6-6 土地利用計画図（行為後）（図面-5）の作成例

【作業 6】 土地利用計画求積図（行為後）の作成（図面-6）法省ガマ

縮尺 1/2,500 以上として、基本的に【作業 4】で作成した土地利用計画図（行為後）を基に土地利用計画求積図（行為後）を作成する。

事業区域の境界、計画土地利用形態の区分毎にエリアを分け、着色し、エリア No.、エリア毎の面積（単位：ha）を記載する。

【必ず記載する内容】

- 行為区域の境界を記載する。
- 土地利用形態の区分ごとに着色する。（土地利用の判別は「宅地及びその他の土地利用形態の判断」参照）
- エリア No. を記載し、面積（単位：ha）を記載する。
- 計画排水施設の位置を記載する。
- 求積表を記載する。
- 方位や縮尺を記載する。

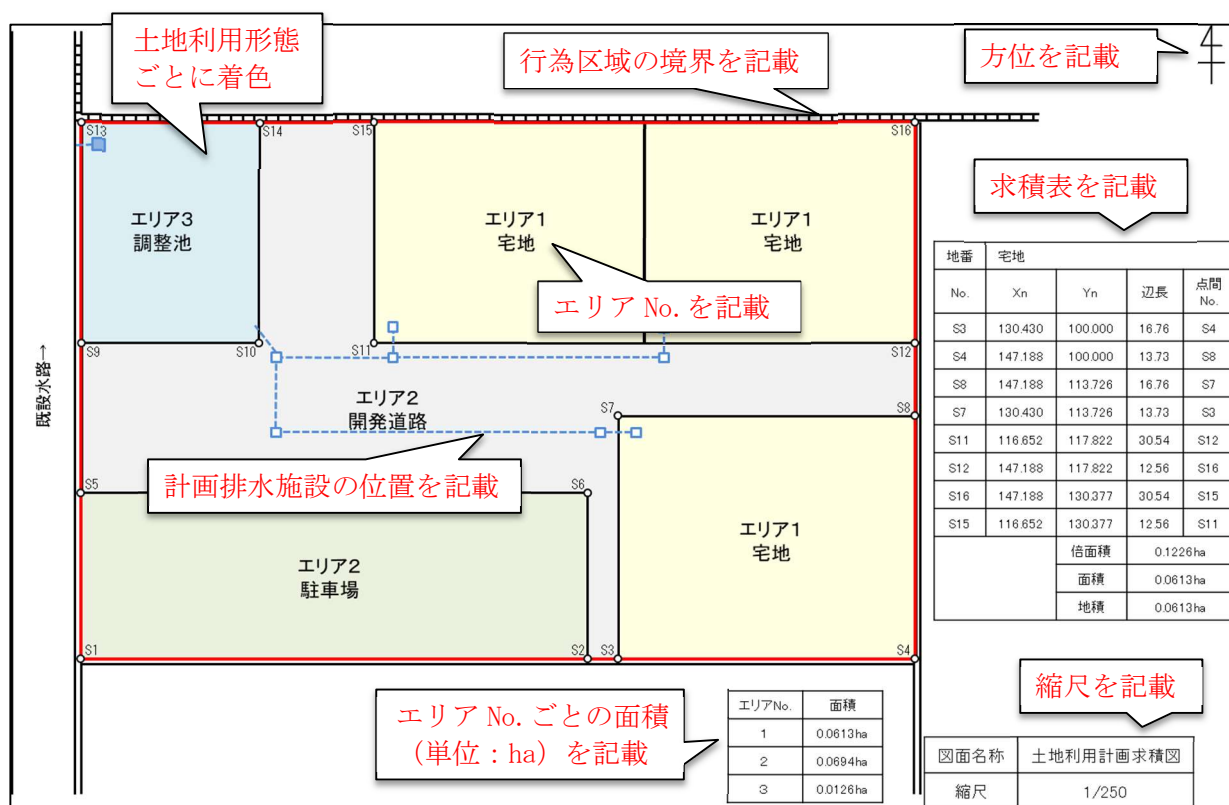


図 6-7 土地利用計画求積図（行為後）（図面-6）の作成例

【作業 7】 行為前後の土地利用集計表の作成（様式-1～3） **法省ガマ**

【作業 4】、【作業 6】で判別した現況土地利用区分及び土地利用計画区分を基に、Excel「youshikisyuu.xlsm」を使用して、行為前後の土地利用集計表を作成する。

その際、同 Excel の「使用方法」シートを併せて確認しながら、作成を進める。

- 1) 様式-1「現況土地利用区分面積集計表（行為前）」及び様式-2「計画土地利用区分面積集計表（行為後）」に、区分ごと・エリアごとの面積（単位：ha）を記入し、集計する。なお、エリア No.、エリア毎の面積は、図面-4「現況土地利用求積図（行為前）」、図面-5「現況土地利用求積図（行為後）」で記載するエリア No.、エリア毎の面積と一致していることを確認する。ここで、様式-1 の合計と様式-2 の合計が一致するように留意する。
- 2) 様式-1 及び様式-2 の作成内容（行為前後の土地利用集計）が、様式-3「行為前後の土地利用集計表」に自動で反映され、阻害行為対象面積（様式-3：④欄の合計）が自動算出される。
- 3) 阻害行為対象面積算出結果より、雨水浸透阻害行為許可の対象となるか確認し、阻害行為対象面積が 1,000m²（0.1ha）を超えていれば雨水浸透阻害行為許可の対象となる。

現況土地利用区分面積集計表（行為前）

様式-1

エリア No	宅地等										舗装された土地		その他土地からの流出 雨水量を増加させるお それのある行為に係る 土地				左記以外の土地			
	宅地	池沼	水路	ため池	道路 （法面 を有し ないに限 る。）	道路 （法面 を有す るもの に限る。）	鉄道線 路 （法面 を有し ないに限 る。）	鉄道線 路 （法面 を有す るもの に限る。）	飛行場 （法面 を有し ないに限 る。）	飛行場 （法面 を有す るもの に限る。）	太陽光 パネル	コンク リート 等の不 浸透性 の材料 により 覆われ た土地 （法面 を除く）	コンク リート 等の不 浸透性 の材料 により 覆われ た法面	ゴルフ 場 （雨水 を排除 するた めの排 水施設 を伴う ものに限 る。）	運動場、その他これに類する施設（雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る。）	ロー ラー、 その他 これに 類する 建設機 械を用 いて締 め固め られた 土地	山地	人工的 に造成 された 植生に 覆われ た法面	林地、 耕地、 原野そ の他 ロー ラーそ の他こ れに類 する建 設機械 を用い て締め 固めら れてい ない土 地	
1	0.0190																			
2																				0.1100
現況の土地利用区分ごとの面積を記入																				
小計 1	0.0190																			0.1100
小計 2	0.0190																		0.1100	
合 計																			0.1290	

（単位：ha）

図 6-8 様式-1（現況土地利用区分面積集計表（行為前））

計画土地利用区分面積集計表（行為後）

様式-2

エリア No	宅地等											舗装された土地		その他土地からの流出 雨水量を増加させるお それのある行為に係る 土地			左記以外の土地			
	宅地	池沼	水路	ため池	道路 (法面を有しないに 限る。)	道路 (法面を有するに 限る。)	鉄道線 路 (法面を有しないに 限る。)	鉄道線 路 (法面を有するに 限る。)	飛行場 (法面を有しないに 限る。)	飛行場 (法面を有するに 限る。)	太陽光 パネル	コンクリ ートの不 浸透性の 材料によ り覆われ た土地 (法面を 除く)	コンクリ ートの不 浸透性の 材料によ り覆われ た法面	ゴルフ 場 (雨水を 排除す るため の排水 施設を 伴うに 限る。)	運動場、 その他 これに 類する 施設 (雨水を 排除す るため の排水 施設を 伴うに 限る。)	ロー ラー、 その他 これに 類する 建設機 を用い て締め 固めら れた土 地	山地	人工的 に造成 された 植生に 覆われ た法面	林地、 耕地、 原野そ の他 ロー ラーそ の他 これに 類する 建設機 を用い て締め 固めら れない 土	
1	0.1120																			
2					0.0170															
計画の土地利用区分ごとの面積を記入																				
小計 1	0.1120				0.0170															
小計 2	0.1290																			
合 計											0.1290									

様式-1 の合計と一致
するようにする。

(単位 : ha)

(単位 : ha)

図 6-9 様式-2(計画土地利用区分面積集計表(行為後))

行為前後の土地利用集計表

様式-3

土地利用区分		①欄 様式-1 現況土地利用 面積 (ha) ①	②欄 様式-2 計画土地利用 面積 (ha) ②	③欄 面積差 (ha)	④欄 雨水浸透阻害行為の当該面積	参考 流出係数	備 考
宅地等	宅 地	0.0190	0.1120	0.0930	0.0930	0.9	
	池 沼					1	
	水 路					1	
	た め 池					1	
	道路 (法面を有しないものに限る。)		0.0170	0.0170	0.0170	0.9	
	道路 (法面を有するものに限る。)					加重平均	
	鉄道線路 (法面を有しないものに限る。)					0.9	
	鉄道線路 (法面を有するものに限る。)					加重平均	
	飛行場 (法面を有しないものに限る。)					0.9	
	飛行場 (法面を有するものに限る。)					加重平均	
	太陽光パネル					0.9	
舗装された 土地	小 計	0.0190	0.1290	0.1100	0.1100		
	コンクリート等の不透透性の材料により覆われた土地 (法面を除く)					0.95	
その他土地 からの流出 雨水量を増 加させるお それのある 行為に係る 土地	コンクリート等の不透透性の材料により覆われた法面					1	
	小 計						
	ゴルフ場 (雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る。)					0.5	
	運動場、その他これに類する施設 (雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る。)					0.8	
上記に掲げ る土地以外 の土地	ローラーその他					0.5	
	小 計						
	山地					0.3	
	人工的に造成された植生に覆われた法面					0.4	
合 計	林地、耕地、原野その他	0.1100		-0.1100		0.2	
	小 計	0.1100		-0.1100			
合 計		0.1290	0.1290		0.1100		

④欄の合計 0.1100 ha
0.1ha (1,000m²) 以上の場合、申請の対象

(一)の欄は記載不要 (単位 : ha)

様式-1、様式-2 を記入すると自動算出される。
→0.1ha 以上で雨水浸透阻害行為許可の対象となる。

様式-1、様式-2 より自動
で入力・算出される。

図 6-10 様式-3(行為前後の土地利用集計表)

【作業 8】 雨水浸透阻害行為許可事前相談書の作成・提出（様式-7）

Excel「youshikisyuu.xlsm」の様式-7「雨水浸透阻害行為許可事前相談書」を作成する。

●記入例

様式-7	
No. 雨水浸透阻害行為許可事前相談書	
事前相談日時	〇〇年〇〇月〇〇日（〇）XX：XX～
事業区域に含まれる地域の名称	〇〇市〇〇町100番地、101番地、102番地
事業区域の面積	1,290㎡（0.1290ha）
予定する事業の計画の内容	分譲住宅（3宅地）の宅地造成
事業主又は建築主等の住所・氏名	住所 〇〇市〇〇町1-1-1 氏名 〇〇〇〇住宅建設株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇
代理人等の住所・氏名・連絡先	住所 〇〇市〇〇町1-1-1 氏名 〇〇〇〇設計事務所株式会社 連絡先 XXX(XXX)XXXX 担当者名 〇〇
（注）事前相談には、次の図書を添付してください。 1 行為区域位置図（図面-1） 2 行為区域図（図面-2） 3 現況平面図（行為前）（図面-3） 4 現況土地利用求積図（行為前）（図面-4） 5 土地利用計画図（行為後）（図面-5） 6 土地利用計画求積図（行為後）（図面-6） 7 現況土地利用区分面積集計表（行為前）（様式-1） 8 計画土地利用区分面積集計表（行為後）（様式-2） 9 行為前後の土地利用集計表（様式-3） 10 土地の登記事項を示す書類（全部事項証明書の写し）（資料-1） 11 公図の写し（資料-2） 12 事業概要書、事業概要図（資料-4） 13 現況写真（写真撮影位置を添付）（資料-5） 14 その他必要な資料（委任状、印鑑証明の写し、同意書の写し）（資料-6） 15 工程表（資料-7） この事前相談は、雨水浸透阻害行為許可の申請の可否についてのみ判断するもので、法令等に基づく審査を行うものではありません。	
※処理欄 事前相談担当者名 _____ 雨水浸透阻害行為面積 _____ ㎡ 雨水浸透阻害行為許可申請 (要 ・ 不要) _____ 許可申請不要の理由 _____ _____ 備考 _____ _____ 結果の連絡 _____ 年 月 日 済 (□TEL □来庁) 連絡した相手名 _____ ※印欄は記入しない	

図 6-11 様式-7(雨水浸透阻害行為許可事前相談書)(記入例)

ステップ3 事前相談内容に基づく雨水浸透阻害行為の許可申請の可否の判断

ステップ2で作成した必要書類等を和歌山県の担当窓口へ提出する。

法省ガマ

事前相談の結果、実施予定の開発行為が雨水浸透阻害行為の許可の対象となった場合、許可申請に関する資料の作成を行う。

ここで、雨水浸透阻害行為の面積が0.1ha(1,000m²)未満であった場合、雨水浸透阻害行為の許可申請は不要となる。

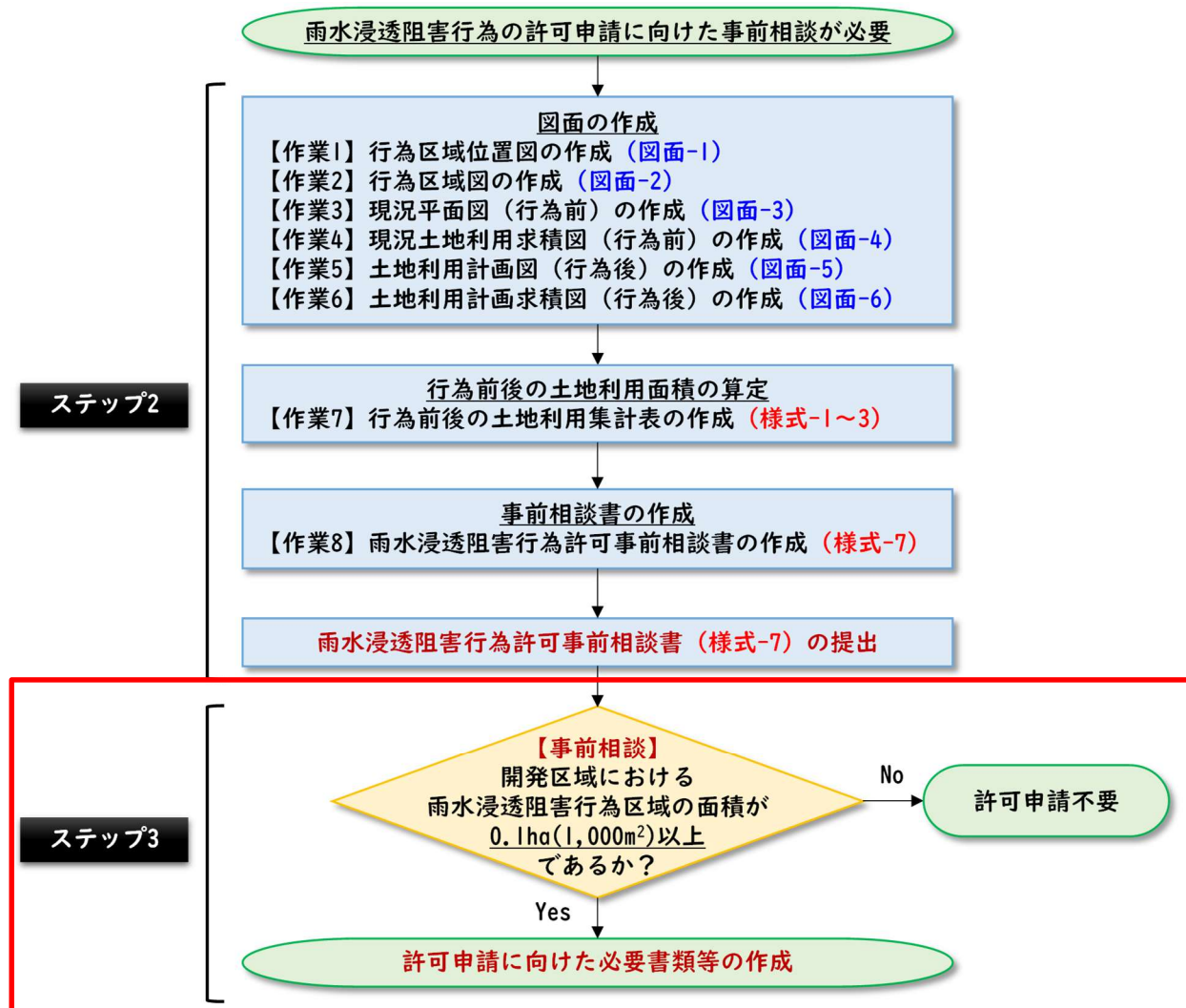


図 6-12 ステップ3 判断フロー

第7章 許可申請に向けた作業・手続き手順

ステップ4 雨水浸透阻害行為の許可申請に向けた必要書類等の作成

1. ステップ4における作業フロー及びその概要 **法政省細ガマ**

ステップ4では、雨水浸透阻害行為許可申請に向けた必要書類の作成方法を示す。

事前相談時に作成した必要書類等を活用しながら、行為前後の流出係数及び最大雨水流出量を算定する。この結果をもとに雨水浸透阻害行為の対策工事を選定し、対策工事の規模を算定する。

国土交通省が公表する「調整池容量システム（Excel）」を活用し、対策工事の規模の算定結果が政令第9条第1項に規定する技術的基準に適合することの確認ができた後、許可申請に必要な書類や図面等を作成する。

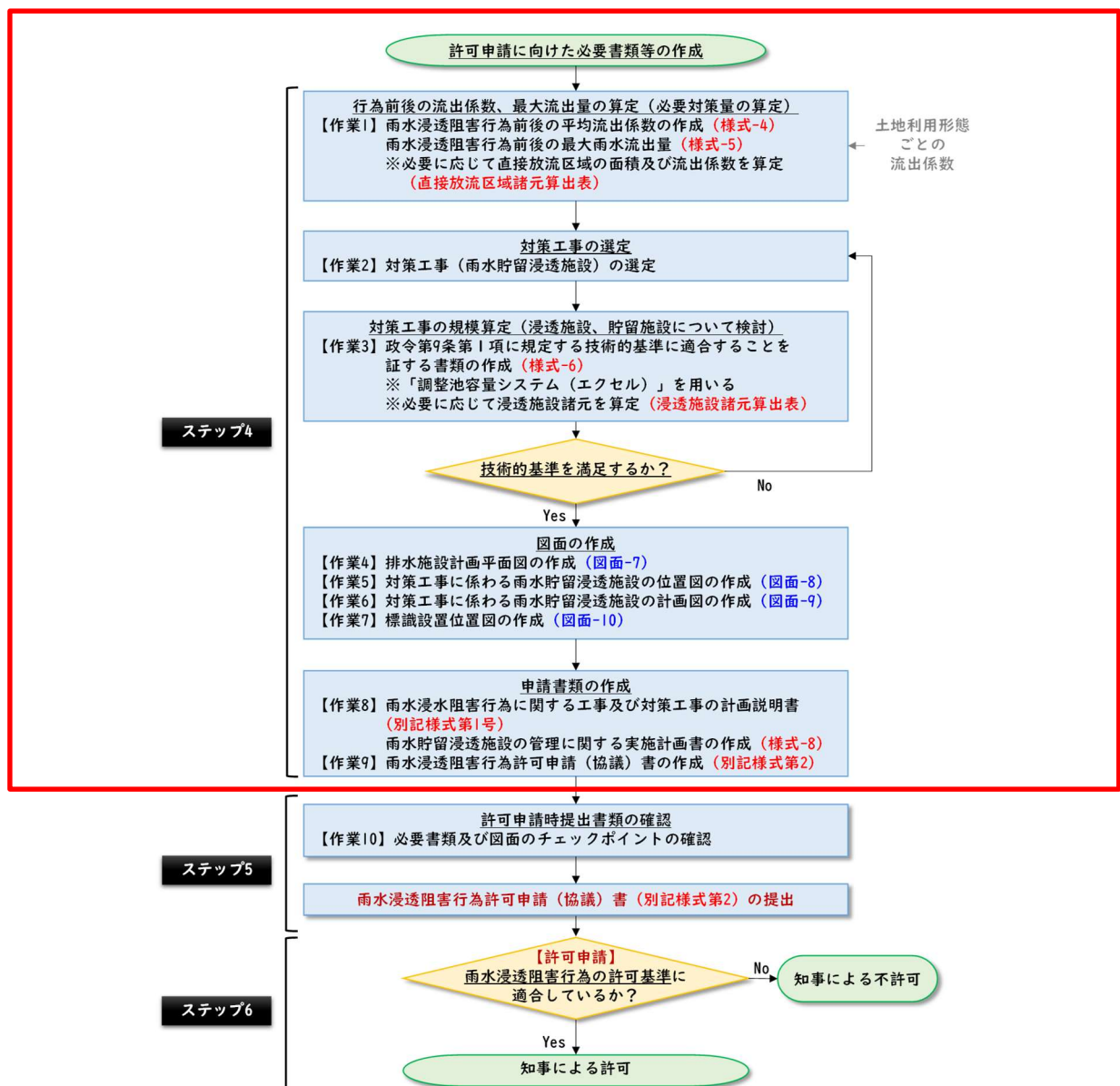


図 7-1 ステップ4 作業・手続きフロー

2. ステップ4で作成する必要書類等 **法 政 省 ガ マ**

雨水浸透阻害行為許可申請時の必要書類及び図面等は以下の通りである。

なお、事前相談時に作成した書類等については、許可申請時にも活用することが可能であるため、ステップ4では、様式-4～6、8、別記様式第1号及び図面-7～10の作成手順を示す。

【必要書類等一覧】 ※事前相談時に作成したものは許可申請時に提出可能

■書類関係

- ① 現況土地利用区分面積集計表（行為前）：（様式-1）
- ② 計画土地利用区分面積集計表（行為後）：（様式-2）
- ③ 行為前後の土地利用集計表：（様式-3）
- ④ 雨水浸透阻害行為前後の平均流出係数：（様式-4）
- ⑤ 雨水浸透阻害行為前後の最大雨水流出量：（様式-5）
- ⑥ 政令第9条第1項に規定する技術的基準に適合することを証する書類：（様式-6）
- ⑦ 雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の計画説明書：（別記様式第1号）
- ⑧ 雨水貯留浸透施設の管理に関する実施計画書：（様式-8）
- ⑨ 雨水浸透阻害行為許可申請（協議）書：（別記様式第2）

■図面関係

- ① 行為区域位置図（1/50,000以上）：図面-1
- ② 行為区域図（1/2,500以上）：図面-2
- ③ 現況平面図（行為前）（1/2,500以上）：図面-3
- ④ 現況土地利用求積図（行為前）（1/2,500以上）：図面-4
- ⑤ 土地利用計画図（行為後）（1/2,500以上）：図面-5
- ⑥ 土地利用計画求積図（行為後）（1/2,500以上）：図面-6
- ⑦ 排水施設計画平面図（1/2,500以上）：図面-7
- ⑧ 対策工事に係わる雨水貯留浸透施設の位置図（1/2,500以上）：図面-8
- ⑨ 対策工事に係わる雨水貯留浸透施設の計画図（1/2,500以上）：図面-9
 - ・雨水貯留浸透施設の形状（1/2,500以上）
 - ・雨水貯留浸透施設構造の詳細図（1/500以上）
- ⑩ 標識設置位置図（1/2,500以上）：図面-10

■その他書類関係

- ① 土地の登記事項を示す書類（全部事項証明書の写し）：資料-1
- ② 公図の写し：資料-2
- ③ 開発許可等に伴う対策量算定結果：資料-3
- ④ 事業概要書、事業概要図：資料-4
- ⑤ 現況写真（写真撮影位置を添付）：資料-5
- ⑥ その他必要な資料（委任状、印鑑証明の写し、同意書の写し）：資料-6
- ⑦ 工程表：資料-7

3. ステップ4における作業手順 **法省ガマ**

ここからは、ステップ4における具体的な作業について、その内容を示す。

【作業1】 雨水浸透阻害行為前後の平均流出係数、最大流出量の算出（様式-4、5）

ステップ2で作業した Excel「youshikisyuu.xlsm」を引き続き使用し、様式-4「雨水浸透阻害行為前後の平均流出係数」、様式-5「雨水浸透阻害行為前後の最大雨水流出量」を作成する。その際、本 Excel の「使用方法」シートを併せて確認しながら、作成を進める。

- 1) 様式-4「雨水浸透阻害行為前後の平均流出係数」の雨水浸透阻害行為前後の平均流出係数は様式 1～3（雨水浸透阻害行為面積の確認）の内容に基づき自動で算出される。行為区域位置の住所のみ入力する。

※同シートには一部、個別に算出した流出係数を入力する部分があるため、「第 II 編 雨水貯留浸透施設技術基準 第 1 章 雨水貯留浸透施設設計にあたっての条件設定 3. 流出係数」に基づき検討すること。

- 2) 様式-5「雨水浸透阻害行為前後の最大雨水流出量」では、対象流域の基準降雨より、最大降雨強度を入力する。これにより、雨水浸透阻害行為前後の最大雨水流出量が自動算出される。

- 3) なお、直接放流区域（雨水貯留施設に流入しない区域）がある場合は、直接放流区域からの流出量を考慮する必要があるため、同 Excel の「直接放流区域諸元算定表」に直接放流区域の面積を入力し、直接放流区域を考慮した最大雨水流出量を算出すること。

※「直接放流区域諸元算定表」の記入により、直接放流区域を考慮した最大雨水流出量も自動算出される。

雨水浸透阻害行為前後の平均流出係数

行為区域位置

住所：〇〇市〇〇町

住所を記載

行為面積

0.1100 ha

行為前後の土地利用区分

区分		土地利用の形態の細区分	流出係数	行為前面積 (ha)	行為後面積 (ha)
宅地等に該当する土地	第1号 関連	宅地	0.90	0.0190	0.1120
		池沼	1.00		
		水路	1.00		
		ため池	1.00		
		道路（法面を有しないものに限る。）	0.90		0.0170
		道路（法面を有するものに限る。）			
		鉄道線路（法面を有しないものに限る。）	0.90		
		鉄道線路（法面を有するものに限る。）			
		飛行場（法面を有しないものに限る。）	0.90		
		飛行場（法面を有するものに限る。）			
		太陽光パネル	0.90		
宅地等以外の土地	第2号 関連	コンクリート等の不浸透性の材料により覆われた土地（法面を除く）	0.95		
		コンクリート等の不浸透性の材料により覆われた法面	1.00		
	第3号 関連	ゴルフ場（雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る。）	0.50		
		運動場その他これに類する施設（雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る。）	0.80		
		ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められた土地	0.50		
	上記第1号から第3号に掲げる土地以外の土地	山地	0.30		
		人工的に造成され植生に覆われた法面	0.40		
		林地、耕地、原野その他ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められていない土地	0.20	0.1100	
その他					
面積計				0.1290	0.1290
平均流出係数				0.303	0.900

※ 様式－1,2、図面－3,4,5,6参照

図 7-2 様式-4(雨水浸透阻害行為前後の平均流出係数)

雨水浸透阻害行為前後の最大雨水流出量

合理式 $Q = 1/360 \cdot f \cdot r \cdot A$

Q: 流量 (m^3/s)

f: 流出係数 (様式-4より)

r: 最大降雨強度(10分間) (基準降雨_〇〇流域より左記に入力)

A: 集水面積(ha) (様式-4より)

基準降雨より最大
降雨強度を記載

127.1 (mm/h)

① 行為前の最大雨水流出量

$$Q = 1/360 \times 0.303 \times 127.1 \times 0.1290 = 0.01380 \text{ m}^3/\text{s}$$

② 行為後の最大雨水流出量

$$Q = 1/360 \times 0.900 \times 127.1 \times 0.1290 = 0.04099 \text{ m}^3/\text{s}$$

③ 雨水貯留浸透施設の必要対策量 (=② - ①)

$$0.04099 \text{ m}^3/\text{s} - 0.01380 \text{ m}^3/\text{s} = 0.02719 \text{ m}^3/\text{s}$$

0.02719 m^3/s 分をカットする対策が必要。

様式-1~4 の内容に基づ
き自動で算出される。

④ 雨水貯留浸透施設からの許容放流量 (=①)

$$0.01380 \text{ m}^3/\text{s}$$

図 7-3 様式-5(雨水浸透阻害行為前後の最大雨水流出量) 直接放流区域なし

雨水浸透阻害行為前後の最大雨水流出量

雨水浸透阻害行為の範囲内に雨水貯留浸透施設に流入しない区域(直接放流区域)がある場合

合理式 $Q = 1/360 \cdot f \cdot r \cdot A$

Q: 流量(m^3/s)

f: 流出係数 (様式-4および直接放流区域諸元算定表より)

r: 最大降雨強度(10分間) (基準降雨 ○○流域より入力)

A: 集水面積(ha) (様式-4および直接放流区域諸元算定表より)

基準降雨より最大
降雨強度を記載

127.1 (mm/h)

① 行為前の最大雨水流出量

$$Q = 1/360 \times 0.303 \times 127.1 \times 0.1290 = 0.0138 \text{ m}^3/\text{s}$$

② 行為後の直接放流区域からの最大雨水流出量

$$Q = 1/360 \times 0.900 \times 127.1 \times 0.0200 = 0.00636 \text{ m}^3/\text{s}$$

③ 行為後の直接放流区域以外からの最大雨水流出量

$$Q = 1/360 \times 0.900 \times 127.1 \times 0.1090 = 0.03463 \text{ m}^3/\text{s}$$

④ 雨水貯留浸透施設の必要対策量(=③ - ① + ②)

$$0.03463 \text{ m}^3/\text{s} - 0.0138 \text{ m}^3/\text{s} + 0.00636 \text{ m}^3/\text{s} = 0.02719 \text{ m}^3/\text{s}$$

0.02719 m^3/s 分をカットする対策が必要。

⑤ 雨水貯留浸透施設からの許容放流量(=① - ②)

$$0.01380 \text{ m}^3/\text{s} - 0.00636 \text{ m}^3/\text{s} = 0.00744 \text{ m}^3/\text{s}$$

様式-1~4 と直
接放流区域諸元
算定表の内容に
基づき自動で算
出される。

図 7-4 様式-5(雨水浸透阻害行為前後の最大雨水流出量) 直接放流区域あり

■直接放流区域がある場合のみ作成

直接放流区域諸元算出表									
雨水貯留浸透施設に流入しない区域(直接放流区域)がある場合の、調整池容量計算システムの利用に係るデータの算出を行います。 赤枠の直接放流区域の面積を入力すると、同システムの行為前後の流出係数の算定に使用するデータ(調整池容量計算システム計算用データ(直接放流区域外の面積))が算出されます。									
土地利用の形態の細区分	流出係数	行為前面積 (ha)			行為后面積 (ha)			調整池容量計算システム 計算用データ (直接放流区域以外の面積) (ha)	
		全体	直接放流区域	直接放流区域以外 全体-直接放流区域	全体	直接放流区域	直接放流区域以外 全体-直接放流区域	行為前	行為後
宅地	0.90	0.0190	0.0000	0.0190	0.1120	0.0200	0.0920	0.0190	0.0920
池沼	1.00	0.0000	0.0000		0.0000	0.0000		0.0000	0.0000
水路	1.00	0.0000	0.0000		0.0000	0.0000		0.0000	0.0000
ため池	1.00	0.0000	0.0000		0.0000	0.0000		0.0000	0.0000
道路(法面を有しないもの)	0.90	0.0000	0.0000		0.0170	0.0000		0.0000	0.0170
道路(法面を有するもの)		0.0000	0.0000		0.0000	0.0000		0.0000	0.0000
鉄道線路(法面を有しないもの)	0.90	0.0000	0.0000		0.0000	0.0000		0.0000	0.0000
鉄道線路(法面を有するもの)		0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
飛行場(法面を有しないもの)	0.90	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
飛行場(法面を有するもの)		0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
太陽光パネル	0.90	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
不透水性材料により舗装された土地(法面を除く)	0.95	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
不透水性材料により覆われた法面	1.00	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
ゴルフ場(雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る)	0.50	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
運動場その他これに類する施設(雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る)	0.80	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められた土地	0.50	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
山地	0.30	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
人工的に造成され植生に覆われた法面	0.40	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
林地、耕地、原野その他ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められていない土地	0.20	0.1100	0.0000	0.1100	0.0000	0.0000	0.0000	0.1100	0.0000
合計面積		0.1290	0.0000	0.1290	0.1290	0.0200	0.1090		
流出係数		0.303	0.000	0.303	0.900	0.900	0.900		

直接放流区域の土地利用別の面積を記入

直接放流区域の土地利用別の面積を記入

●まとめ

	行為面積 (ha)	平均流出係数	
		行為前	行為後
全体	0.1290	0.303	0.900
直接放流区域	0.0200	0.000	0.900
直接放流区域以外	0.1090	0.303	0.900

：様式-1、様式-2 の内容に基づき自動で算出

：入力内容に基づき自動で算出

図 7-5 直接放流区域諸元算出表

【作業 2】 対策工事（雨水貯留浸透施設）の選定 **ガ**

貯留施設や浸透施設との併用など、技術的基準に適合する範囲内で、対策工事（雨水貯留浸透施設）を選定する。

【作業 3】 政令第 9 条第 1 項に規定する技術的基準に適合することを証する書類（様式-6）の作成 **法 政 省 ガ マ**

国土交通省が公表する「調整池容量計算システム」を使用し、Excel「youshikisyuu.xlsx」（ステップ 2、4 で使用したファイルを引き続き使用）の様式-6「政令第 9 条第 1 項に規定する技術的基準に適合することを証する書類」を作成する。

その際、同 Excel の「様式 6 作成要領」シート及び「使用方法」シートを併せて確認しながら、作成を進める。

- 1) Excel「youshikisyuu.xlsx」の「様式 6 作成要領」の内容に従い、国土交通省が公表する「調整池容量計算システム（Excel）」を使用して雨水貯留浸透施設的能力を算出し、検討中の雨水貯留浸透施設が雨水浸透阻害行為の許可に係る対策工事の必要対策量（必要貯留量、許容放流量）を確保できているか確認する。

※なお、システムは最新のものを利用し、ユーザーマニュアルに従い入力すること。

https://www.mlit.go.jp/river/shishin_guideline/kasen/chouseichi/index.html

- 2) 「調整池容量計算システム（Excel）」上の浸透施設能力の算出に当たっては、Excel「youshikisyuu.xlsx」の「浸透施設諸元算出表」を活用する。
- 3) 「調整池容量計算システム（Excel）」で出力された「許可申請図書（Excel）」から、流出抑制施設の諸元（放流口の諸元、調整池の容量、ポンプ規模、浸透施設諸元等）および調節計算結果を様式-6 に記入する。

和歌山県様式集 02_基準降雨_西川流域.xlsx

降雨波形：中央集中型

24時間総雨量：231.9mm

生起確率：10年に1度

最大降雨強度（1時間）：69.0mm/h

最大降雨強度（10分間）：127.1mm/h

時	分	降雨強度 (mm/h)	時	分	降雨強度 (mm/h)	時	分	降雨強度 (mm/h)	時	分	降雨強度 (mm/h)
0	0-10	2.8	6	0-10	5.0	12	0-10	84.2	18	0-10	4.8
	10-20	2.8		10-20	5.1		10-20	53.2		10-20	4.7
	20-30	2.9		20-30	5.2		20-30	39.4		20-30	4.6
	30-40	2.9		30-40	5.4		30-40	31.5		30-40	4.5
	40-50	3.0		40-50	5.5		40-50	26.2		40-50	4.4
	50-60	3.0		50-60	5.7		50-60	22.6		50-60	4.3
1	0-10	3.0	7	0-10	5.8	13	0-10	19.8	19	0-10	4.3
	10-20	3.1		10-20	6.0		10-20	17.7		10-20	4.2
	20-30	3.1		20-30	6.2		20-30	16.0		20-30	4.1
	30-40	3.1		30-40	6.4		30-40	14.6		30-40	4.0
	40-50	3.2		40-50	6.6		40-50	13.5		40-50	4.0
	50-60	3.2		50-60	6.8		50-60	12.5		50-60	3.9
2	0-10	3.3	8	0-10	7.1	14	0-10	11.7	20	0-10	3.8
	10-20	3.3		10-20	7.3		10-20	11.0		10-20	3.8
	20-30	3.4		20-30	7.6		20-30	10.3		20-30	3.7
	30-40	3.4		30-40	7.9		30-40	9.8		30-40	3.6
	40-50	3.5		40-50	8.3		40-50	9.3		40-50	3.6
	50-60	3.5		50-60	8.6		50-60	8.9		50-60	3.5
3	0-10	3.6	9	0-10	9.1	15	0-10	8.5	21	0-10	3.5
	10-20	3.6		10-20	9.5		10-20	8.1		10-20	3.4
	20-30	3.7		20-30	10.1		20-30	7.8		20-30	3.4
	30-40	3.7		30-40	10.6		30-40	7.5		30-40	3.3
	40-50	3.8		40-50	11.3		40-50	7.2		40-50	3.3
	50-60	3.9		50-60	12.1		50-60	6.9		50-60	3.2
4	0-10	3.9	10	0-10	13.0	16	0-10	6.7	22	0-10	3.2
	10-20	4.0		10-20	14.0		10-20	6.5		10-20	3.2
	20-30	4.1		20-30	15.3		20-30	6.3		20-30	3.1
	30-40	4.1		30-40	16.8		30-40	6.1		30-40	3.1
	40-50	4.2		40-50	18.7		40-50	5.9		40-50	3.0
	50-60	4.3		50-60	21.1		50-60	5.7		50-60	3.0
5	0-10	4.4	11	0-10	24.3	17	0-10	5.6	23	0-10	3.0
	10-20	4.5		10-20	28.6		10-20	5.4		10-20	2.9
	20-30	4.6		20-30	35.0		20-30	5.3		20-30	2.9
	30-40	4.7		30-40	45.2		30-40	5.2		30-40	2.9
	40-50	4.8		40-50	65.0		40-50	5.1		40-50	2.8
	50-60	4.9		50-60	127.1		50-60	4.9		50-60	2.8

調整池容量計算システム・「降雨強度」シート

※降雨は対象地域の降雨に変更して下さい

時	分	降雨量 (mm/h)	時	分	降雨量 (mm/h)	時	分	降雨量 (mm/h)	時	分	降雨量 (mm/h)
0	0-10	2.2552	6	0-10	4.0030	12	0-10	69.1523	18	0-10	3.8678
	10-20	2.2811		10-20	4.0992		10-20	42.8418		10-20	3.7833
	20-30	2.3076		20-30	4.2007		20-30	31.4916		20-30	3.7028
	30-40	2.3348		30-40	4.3081		30-40	25.0527		30-40	3.6260
	40-50	2.3628		40-50	4.4218		40-50	20.8815		40-50	3.5528
	50-60	2.3915		50-60	4.5424		50-60	17.8518		50-60	3.4828
1	0-10	2.4211	7	0-10	4.6707	13	0-10	15.7776	19	0-10	3.4159
	10-20	2.4515		10-20	4.8074		10-20	14.0980		10-20	3.3517
	20-30	2.4828		20-30	4.9534		20-30	12.7603		20-30	3.2903
	30-40	2.5151		30-40	5.1097		30-40	11.6689		30-40	3.2313
	40-50	2.5483		40-50	5.2774		40-50	10.7610		40-50	3.1747
	50-60	2.5825		50-60	5.4578		50-60	9.9924		50-60	3.1203
2	0-10	2.6177	8	0-10	5.6526	14	0-10	9.3355	20	0-10	3.0679
	10-20	2.6541		10-20	5.8636		10-20	8.7653		10-20	3.0175
	20-30	2.6917		20-30	6.0928		20-30	8.2660		20-30	2.9689
	30-40	2.7305		30-40	6.3429		30-40	7.8250		30-40	2.9221
	40-50	2.7706		40-50	6.6168		40-50	7.4325		40-50	2.8769
	50-60	2.8120		50-60	6.9184		50-60	7.0809		50-60	2.8332
3	0-10	2.8549	9	0-10	7.2590	15	0-10	6.7539	21	0-10	2.7911
	10-20	2.8993		10-20	7.5932		10-20	6.4767		10-20	2.7504
	20-30	2.9453		20-30	8.0089		20-30	6.2150		20-30	2.7109
	30-40	2.9930		30-40	8.5076		30-40	5.9757		30-40	2.6728
	40-50	3.0425		40-50	9.0406		40-50	5.7559		40-50	2.6358
	50-60	3.0938		50-60	9.6523		50-60	5.5533		50-60	2.6000
4	0-10	3.1472	10	0-10	10.3618	16	0-10	5.3658	22	0-10	2.5652
	10-20	3.2027		10-20	11.1951		10-20	5.1920		10-20	2.5315
	20-30	3.2605		20-30	12.1883		20-30	5.0302		20-30	2.4988
	30-40	3.3207		30-40	13.3934		30-40	4.8792		30-40	2.4671
	40-50	3.3835		40-50	14.8972		40-50	4.7390		40-50	2.4362
	50-60	3.4480		50-60	16.7900		50-60	4.6056		50-60	2.4062
5	0-10	3.5174	11	0-10	19.2993	17	0-10	4.4812	23	0-10	2.3771
	10-20	3.5890		10-20	22.7667		10-20	4.3541		10-20	2.3487
	20-30	3.6640		20-30	27.8851		20-30	4.2536		20-30	2.3211
	30-40	3.7425		30-40	36.2500		30-40	4.1492		30-40	2.2942
	40-50	3.8250		40-50	52.6554		40-50	4.0504		40-50	2.2680
	50-60	3.9117		50-60	69.3033		50-60	3.9558		50-60	2.2429

降雨強度式

降雨強度式の選択

☐ タルボット式 $I = a / (t + b)$
☐ シャーマン式 $I = a / t^n$
☐ 久野・石黒 $I = a / (t^{0.5} + b)$
☒ クリーブランド $I = a / (t^n + b)$
☐ 久野・石黒変形 任意のn

降雨強度式

a
 b
 n

波形の選択

☒ 中央集中型
☐ 後方集中型

計算実行

降雨強度 (mm/h) をそのままと転記する。

■直接放流区域がない場合

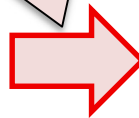
和歌山県様式集 youshikisyuu.xlsm・・様式 4

調整池容量計算システム・・「流出係数算出」シート

雨水浸透阻害行為前後の平均流出係数					様式-4
行為区域位置		住所：○○市○○町			
行為面積		0.1100 ha			
行為前後の土地利用区分					
区分	土地利用の形態の細区分	流出係数	行為前面積 (ha)	行為後面積 (ha)	
宅地等に該当する土地	第1号 関連	宅地	0.90	0.0190	0.1120
		池沼	1.00		
		水路	1.00		
		ため池	1.00		
		道路（法面を有しないものに限る。）	0.90		0.0170
		道路（法面を有するものに限る。）			
		鉄道線路（法面を有しないものに限る。）	0.90		
		鉄道線路（法面を有するものに限る。）			
		飛行場（法面を有しないものに限る。）	0.90		
		飛行場（法面を有するものに限る。）			
宅地等以外の土地	第2号 関連	太陽光パネル	0.90		
		コンクリート等の不透水性の材料により覆われた土地（法面を除く）	0.95		
	第3号 関連	コンクリート等の不透水性の材料により覆われた法面	1.00		
		ゴルフ場（雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る。）	0.50		
		運動場その他これに類する施設（雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る。）	0.80		
		ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められた土地	0.50		
		上記第1号から第3号に掲げる土地以外の土地	0.30		
		山地	0.40		
	その他	人工的に造成され植生に覆われた法面	0.20	0.1100	
		林地、耕地、原野その他ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められていない土地			
面積計			0.1290	0.1290	
平均流出係数			0.303	0.900	

※ 様式-1,2、図面-3,4,5,6参照

行為前面積(ha)、行為後面積(ha)をそのまま転記する。



流出係数算定結果					行為前 (ha)	行為後 (ha)	
					0.303	0.900	
雨水浸透阻害行為の技術基準として設定する流出係数							
区分	土地利用の形態の細区分	流出係数	行為前面積 (ha)	行為後面積 (ha)	行為前 (ha)	行為後 (ha)	
宅地等に該当する土地	計	—	0.1290	0.1290			
	第1号 関連	宅地	0.90	0.0190	0.1120		
		池沼	1.00	0.0000	0.0000		
		水路	1.00	0.0000	0.0000		
		ため池	1.00	0.0000	0.0000		
		道路（法面を有しないもの）	0.90	0.0000	0.0170		
		道路（法面を有するもの）		0.0000	0.0000		
		鉄道線路（法面を有しないもの）	0.90	0.0000	0.0000		
		鉄道線路（法面を有するもの）		0.0000	0.0000		
		飛行場（法面を有しないもの）	0.90	0.0000	0.0000		
飛行場（法面を有するもの）			0.0000	0.0000			
宅地等以外の土地	第2号 関連	太陽光パネル	0.90	0.0000	0.0000		
		不透水性材料により舗装された土地（法面を除く）	0.95	0.0000	0.0000		
	第3号 関連	不透水性材料により覆われた法面	1.00	0.0000	0.0000		
		ゴルフ場（雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る）	0.50	0.0000	0.0000		
		運動場その他これに類する施設（雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る）	0.80	0.0000	0.0000		
		ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められた土地	0.50	0.0000	0.0000		
		上記第1号から第3号に掲げる土地以外の土地	0.30	0.0000	0.0000		
		山地	0.40	0.0000	0.0000		
	その他	人工的に造成され植生に覆われた法面	0.20	0.1100			
		林地、耕地、原野その他ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められていない土地		0.0000	0.0000		

法面を有する道路等がある場合や、その他を設定している場合は転記する。

■直接放流区域がある場合

和歌山県様式集 youshikisyuu.xlsm・・直接放流区域諸元算出表

調整池容量計算システム・・「流出係数算出」

直接放流区域諸元算出表

雨水貯留浸透施設に流入しない区域(直接放流区域)がある場合、調整池容量計算システムの利用に係るデータの算出を行います。
赤枠の直接放流区域の面積を入力すると、同システムの行為前後の流出係数の算定に使用するデータ(調整池容量計算システム計算用データ(直接放流区域外の面積))が算出されます。

土地利用の形態の細区分	流出係数	行為前面積 (ha)			行為后面積 (ha)		
		全体	直接放流区域	直接放流区域以外 全体-直接放流区域	全体	直接放流区域	直接放流区域以外 全体-直接放流区域
宅地	0.90	0.0190	0.0000	0.0190	0.1120	0.0200	0.0920
池沼	1.00	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
水路	1.00	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
ため池	1.00	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
道路(法面を有しないもの)	0.90	0.0000	0.0000	0.0000	0.0170	0.0000	0.0170
道路(法面を有するもの)		0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
鉄道線路(法面を有しないもの)	0.90	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
鉄道線路(法面を有するもの)		0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
飛行場(法面を有しないもの)	0.90	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
飛行場(法面を有するもの)		0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
太陽光パネル	0.90	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
不透水性材料により舗装された土地(法面を除く)	0.95	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
不透水性材料により覆われた法面	1.00	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
ゴルフ場(雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る)	0.50	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
運動場その他これに類する施設(雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る)	0.80	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められた土地	0.30	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
山地	0.40	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
人工的に造成され植生に覆われた法面	0.20	0.1100	0.0000	0.1100	0.0000	0.0000	0.0000
林地、耕地、原野その他ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められていない土地							
合計面積		0.1290	0.0000	0.1290	0.1290	0.0200	0.1090
流出係数		0.303	0.000	0.303	0.900	0.900	0.900

●まとめ

	行為面積 (ha)	平均流出係数	
		行為前	行為後
全体	0.1290	0.303	0.900
直接放流区域	0.0200	0.000	0.900
直接放流区域以外	0.1090	0.303	0.900

流出係数算定結果	行為前	行為後
	0.303	0.900

雨水浸透阻害行為の技術基準として設定する流出係数

区分	土地利用の形態の細区分	流出係数	行為前面積 (ha)	行為后面積 (ha)
宅地等以外の土地	ため池	0.90	0.0190	0.1120
	道路(法面を有しないもの)	1.00	0.0000	0.0000
	道路(法面を有するもの)	1.00	0.0000	0.0000
	鉄道線路(法面を有しないもの)	0.90	0.0000	0.0000
	鉄道線路(法面を有するもの)	0.90	0.0000	0.0000
	飛行場(法面を有しないもの)	0.90	0.0000	0.0000
	飛行場(法面を有するもの)	0.90	0.0000	0.0000
	太陽光パネル	0.90	0.0000	0.0000
	不透水性材料により舗装された土地(法面を除く)	0.95	0.0000	0.0000
	不透水性材料により覆われた法面	1.00	0.0000	0.0000
	ゴルフ場(雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る)	0.50	0.0000	0.0000
	運動場その他これに類する施設(雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る)	0.80	0.0000	0.0000
	ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められた土地	0.30	0.0000	0.0000
	山地	0.40	0.0000	0.0000
	人工的に造成され植生に覆われた法面	0.20	0.1100	0.0000
その他	林地、耕地、原野その他ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められていない土地			

行為前面積(ha)、行為后面積(ha)をそのまま転記する。

法面を有する道路等がある場合や、その他を設定している場合は転記する。

様式-6

政令第9条第1項に規定する技術的基準に適合することを証する書類

流出抑制施設諸元

流出抑制施設諸元		
放出口形状(2段オリスフィスの場合は、上・下段の両方を記載)		
形状	円形	
高さ	0.080	
幅	-	
設置位置(池底から)	0.000	

調整池諸元

ポンプ施設(ポンプ排水を用いた場合)

H	V	H	Q
---	---	---	---

0.000	0.000		
1.000	60.000		

--	--	--	--

--	--	--	--

--	--	--	--

--	--	--	--

--	--	--	--

--	--	--	--

--	--	--	--

--	--	--	--

--	--	--	--

--	--	--	--

--	--	--	--

--	--	--	--

--	--	--	--

--	--	--	--

--	--	--	--

--	--	--	--

--	--	--	--

--	--	--	--

--	--	--	--

--	--	--	--

--	--	--	--

--	--	--	--

--	--	--	--

--	--	--	--

--	--	--	--

--	--	--	--

--	--	--	--

--	--	--	--

--	--	--	--

--	--	--	--

--	--	--	--

--	--	--	--

--	--	--	--

--	--	--	--

--	--	--	--

--	--	--	--

--	--	--	--

--	--	--	--

--	--	--	--

--	--	--	--

--	--	--	--

--	--	--	--

--	--	--	--

--	--	--	--

--	--	--	--

--	--	--	--

--	--	--	--

--	--	--	--

--	--	--	--

--	--	--	--

--	--	--	--

--	--	--	--

--	--	--	--

--	--	--	--

--	--	--	--

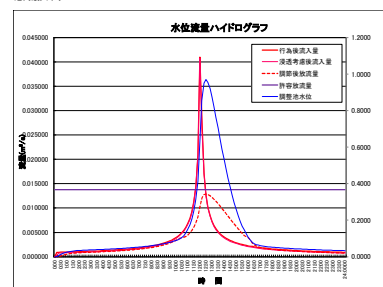
--	--	--	--

--	--	--	--

--	--	--	--

調算計算結果

最大流入量(行為後)	0.040824 m ³ /s	
最大放流量	0.012885 m ³ /s	< 許容放流量 0.013800 m ³ /s
池内最大水深	0.971 m	
池内最大ボリューム	58.28 m ³	



様式-5で算出した値を入力してください。

(直接放流区域がない場合は、様式-5で算出した値と、調整池容量計算システムの計算結果は同じになります。)

調整池容量計算システム・・・「浸透施設能力」シート

浸透施設能力算定結果

浸透マス	浸透トレンチ	透水性能値	その他	浸透施設能力算定結果
0.38	0.32	0.00	0.00	0.0017 m ³ /s

(調整エリア全体に対する全浸透施設の浸透能力: 0.404228 m³/s)

条件設定

【浸透マス】		単位設計浸透能力(m ² /hr/単位)	設置数量(単位)	影響係数
比浸透量(m)	飽和透水係数(m/hr)			(1) (2) (3)
1	3.78	0.082	2	0.90 0.90 1.00
2				0.90 0.90 1.00
3				0.90 0.90 1.00
4				0.90 0.90 1.00
5				0.90 0.90 1.00
6				0.90 0.90 1.00
7				0.90 0.90 1.00
8				0.90 0.90 1.00
9				0.90 0.90 1.00
10				0.90 0.90 1.00

【浸透トレンチ】		単位設計浸透能力(m ² /hr/単位)	設置数量(単位)	影響係数
比浸透量(m)	飽和透水係数(m/hr)			(1) (2) (3)
1	2.80	0.08	1.5	0.90 0.90 1.00
2				0.90 0.90 1.00
3				0.90 0.90 1.00
4				0.90 0.90 1.00
5				0.90 0.90 1.00
6				0.90 0.90 1.00
7				0.90 0.90 1.00
8				0.90 0.90 1.00
9				0.90 0.90 1.00
10				0.90 0.90 1.00

【透水性能値】		単位設計浸透能力(m ² /hr/単位)	設置数量(単位)	影響係数
比浸透量(m)	飽和透水係数(m/hr)			(1) (2) (3)
1				0.90 0.90 1.00
2				0.90 0.90 1.00
3				0.90 0.90 1.00
4				0.90 0.90 1.00
5				0.90 0.90 1.00
6				0.90 0.90 1.00
7				0.90 0.90 1.00
8				0.90 0.90 1.00
9				0.90 0.90 1.00
10				0.90 0.90 1.00

【その他】		単位設計浸透能力(m ² /hr/単位)	設置数量(単位)	影響係数
比浸透量(m)	飽和透水係数(m/hr)			(1) (2) (3)
1				0.90 0.90 1.00
2				0.90 0.90 1.00
3				0.90 0.90 1.00
4				0.90 0.90 1.00
5				0.90 0.90 1.00
6				0.90 0.90 1.00
7				0.90 0.90 1.00
8				0.90 0.90 1.00
9				0.90 0.90 1.00
10				0.90 0.90 1.00

空層貯留容量算定結果

浸透マス	浸透トレンチ	透水性能値	その他	空層貯留容量算定結果
0.128	0.144	0.000	0.000	0.270 m ³

条件設定

【浸透マス】		単位設計浸透能力(m ² /hr/単位)	設置数量(単位)	影響係数
比浸透量(m)	飽和透水係数(m/hr)			(1) (2) (3)
1	0.032	0.089	35.00	
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

【浸透トレンチ】		単位設計浸透能力(m ² /hr/単位)	設置数量(単位)	影響係数
比浸透量(m)	飽和透水係数(m/hr)			(1) (2) (3)
1	0.016	0.229	35.00	
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

【透水性能値】		単位設計浸透能力(m ² /hr/単位)	設置数量(単位)	影響係数
比浸透量(m)	飽和透水係数(m/hr)			(1) (2) (3)
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

【その他】		単位設計浸透能力(m ² /hr/単位)	設置数量(単位)	影響係数
比浸透量(m)	飽和透水係数(m/hr)			(1) (2) (3)
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

比浸透量、飽和透水係数 (m/hr)、設置数量を転記

体積、空隙率を転記

政令第9条第1項に規定する技術的基準に適合することを証する書類

様式-6

流出抑制施設諸元

調整池諸元		
放流口形状(2段オリスフィスの場合は、上・下段の用諸元を記載)		
形状	下段	上段(2段オリスフィスの場合)
放流口形状	円形	
直径	0.08m	
高さ		
幅		
管底位置(池底から)	0.00m	

浸透施設諸元

浸透能力 0.000166 m³/s

空溜貯留量諸元

空溜貯留量 0.270 m³

【浸透マス】

比浸透量(m)	(m/hr)	(個)	内容(1)	内容(2)	内容(3)

【浸透マス】1個あたり

ます部	砕石部
体積(m ³)	体積(m ³)
空隙率(%)	空隙率(%)

調整池諸元

H	V	H	Q
0.000	0.00		
1.000	60.00		

ポンプ諸元(ポンプ排水を用いた場合)

H	V	H	Q
0.000	0.00		
1.000	60.00		

放流口形状を転記

【浸透マス】

【浸透トレンド】	比浸透量(m)	飽和透水係数 (m/hr)	設置数量 (m)	(1) 内容(1)	(2) 内容(2)	(3) 内容(3)
1	2.89	0.06	1.5	0.90	0.90	1.00
-						

【浸透マス】1mあたり

透水管部	砕石部
体積(m ³)	体積(m ³)
空隙率(%)	空隙率(%)

単位設計浸透能(m³/hr/単位)

比浸透量(m)	飽和透水係数(m/hr)	影響係数
内容(1)	内容(2)	内容(3)

調整池諸元を転記

比浸透量(m)	飽和透水係数(m/hr)	影響係数
内容(1)	内容(2)	内容(3)

比浸透量(m)	飽和透水係数(m/hr)	影響係数
内容(1)	内容(2)	内容(3)

比浸透量(m)	飽和透水係数(m/hr)	影響係数
内容(1)	内容(2)	内容(3)

比浸透量(m)	飽和透水係数(m/hr)	影響係数
内容(1)	内容(2)	内容(3)

比浸透量(m)	飽和透水係数(m/hr)	影響係数
内容(1)	内容(2)	内容(3)

比浸透量(m)	飽和透水係数(m/hr)	影響係数
内容(1)	内容(2)	内容(3)

比浸透量(m)	飽和透水係数(m/hr)	影響係数
内容(1)	内容(2)	内容(3)

比浸透量(m)	飽和透水係数(m/hr)	影響係数
内容(1)	内容(2)	内容(3)

比浸透量(m)	飽和透水係数(m/hr)	影響係数
内容(1)	内容(2)	内容(3)

比浸透量(m)	飽和透水係数(m/hr)	影響係数
内容(1)	内容(2)	内容(3)

比浸透量(m)	飽和透水係数(m/hr)	影響係数
内容(1)	内容(2)	内容(3)

比浸透量(m)	飽和透水係数(m/hr)	影響係数
内容(1)	内容(2)	内容(3)

比浸透量(m)	飽和透水係数(m/hr)	影響係数
内容(1)	内容(2)	内容(3)

比浸透量(m)	飽和透水係数(m/hr)	影響係数
内容(1)	内容(2)	内容(3)

比浸透量(m)	飽和透水係数(m/hr)	影響係数
内容(1)	内容(2)	内容(3)

比浸透量(m)	飽和透水係数(m/hr)	影響係数
内容(1)	内容(2)	内容(3)

比浸透量(m)	飽和透水係数(m/hr)	影響係数
内容(1)	内容(2)	内容(3)

比浸透量(m)	飽和透水係数(m/hr)	影響係数
内容(1)	内容(2)	内容(3)

比浸透量(m)	飽和透水係数(m/hr)	影響係数
内容(1)	内容(2)	内容(3)

比浸透量(m)	飽和透水係数(m/hr)	影響係数
内容(1)	内容(2)	内容(3)

比浸透量(m)	飽和透水係数(m/hr)	影響係数
内容(1)	内容(2)	内容(3)

比浸透量(m)	飽和透水係数(m/hr)	影響係数
内容(1)	内容(2)	内容(3)

比浸透量(m)	飽和透水係数(m/hr)	影響係数
内容(1)	内容(2)	内容(3)

比浸透量(m)	飽和透水係数(m/hr)	影響係数
内容(1)	内容(2)	内容(3)

比浸透量(m)	飽和透水係数(m/hr)	影響係数
内容(1)	内容(2)	内容(3)

入力条件

設定調整池諸元

水深-容量	水深(m)	容量(m ³)
1	0.000	0.00
2	1.000	60.00
3		
4		

行為後流入量

行為後ピーク流入量(浸透考慮後)	0.040824 m ³ /s
許容放流量(行為前ピーク流入量)	0.013800 m ³ /s

放流口形状(1口様)

円形	0.08m
矩形	
高さ	m
幅	m
(管底位置)	0m

計算実行

計算結果

総合評価	O.K
放流量評価	O.K
許容放流量	0.013800 m ³ /s
最大放流量	0.012885 m ³ /s
池容量評価	O.K
池内最大ボリューム	58.28 m ³
池内最大水深	0.971 m
上乗せ分評価	30m3増分 N.G
上乗せ分の貯留量および貯留率	1.72 m ³ 2.9 %

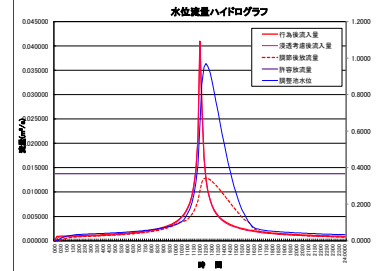
許申請図書の作成

許可申請図書の作成

調節計算結果

最大流入量(行為後)	0.040824 m ³ /s
最大放流量	0.012885 m ³ /s
池内最大水深	0.971 m
池内最大ボリューム	58.28 m ³

< 許容放流量

0.013800 m³/s様式-5で算出した値を入力してください。
(※計算結果と一致しません。)

計算結果を転記

元請油葵圖

澤透施設贈元

空腔腔留量隨元

空隙貯留量 0.270 m3

【濃液マス】 1個あたり	ます部		砕石部	
	体積 (m ³)	体積 (m ³)	空隙率 (%)	
1	0.03	0.09	35.00	
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

【浸透トレンチ】 1mあたり	浸透管部	砕石部	
	体積 (m3)	体積 (m3)	空隙率 (%)
1	0.02	0.23	35.00
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

【透水性塗装】 1㎡あたり	体積 (m3)	空隙率 (%)
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

【その他】 1単位あたり	体積 (m3)	空疎率 (%)
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

(直接放流区域がない場合は、様式-5で算出した値と、調整池容量計算システムの計算結果は同じになります。)

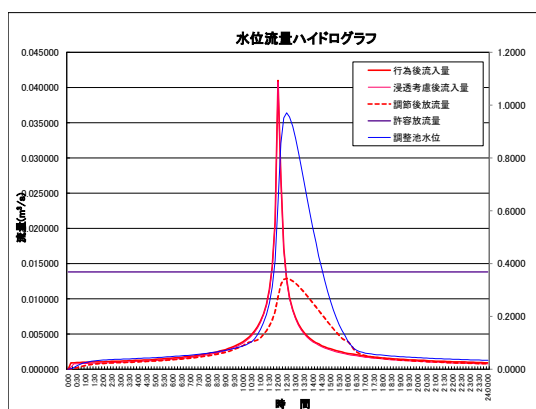


図 7-6 様式-6(政令第9条第1項に規定する技術的基準に適合することを証する書類)

以降は、ステップ4【作業3】までの内容を踏まえた図面の作成について示す。

【作業4】 排水施設計画平面図の作成（図面-7）**法省ガマ**

縮尺 1/2,500 以上として、排水施設計画平面図を作成する。

排水施設の位置、排水系統、それに伴う集水区域の境界、吐口の位置及び放流先の名称を記載する。

【必ず記載する内容】

- 行為区域の境界、対策工事(施設)の位置を記載する。
- 排水施設の位置や形状を記載する。
- KBM の位置や地盤高、流向を記載する。
- 吐口の位置及び放流先（河川名、幹線名等）を記載する。
- 集水域と直接放流区域の境界を記載する。
- 方位や縮尺を記載する。

【可能な限り記載する内容】

- 排水管の管径、勾配、延長等を記載する。

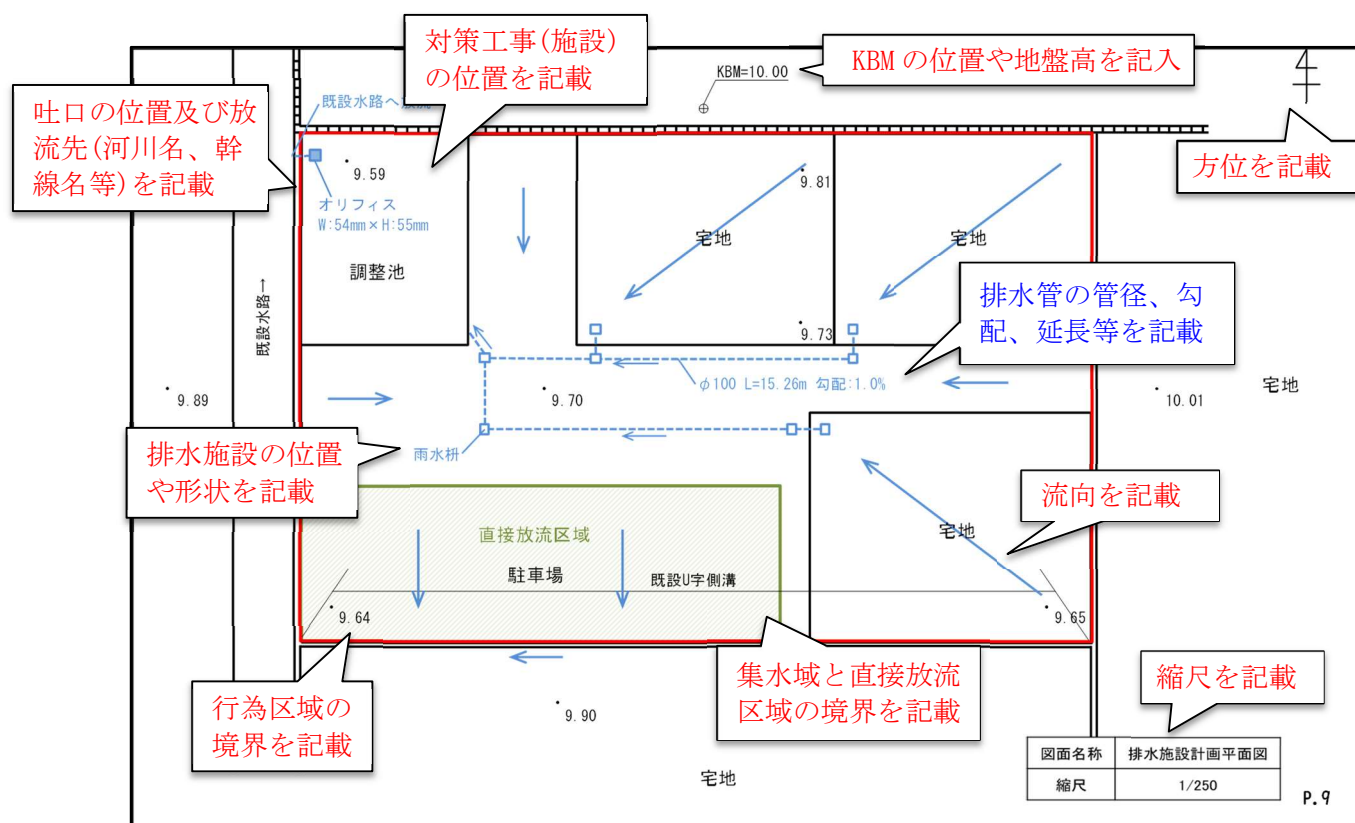


図 7-7 排水施設計画平面図(図面-7)の作成例

【作業 5】 対策工事に係わる雨水貯留浸透施設の位置図の作成（図面-8） **法省ガマ**

対策工事に係わる雨水貯留浸透施設の位置図（図面-8）は他図面に対策工事に係わる雨水貯留浸透施設の位置が確認できる場合は作成不要である。

縮尺 1/2, 500 以上として、対策工事に係わる雨水貯留浸透施設の位置図を作成する。
対策工事の計画位置または計画区域および雨水貯留浸透施設の形状を記載する。

【必ず記載する内容】

- 行為区域の境界、対策工事(施設)の位置を記載する。
- 方位や縮尺を記載する。

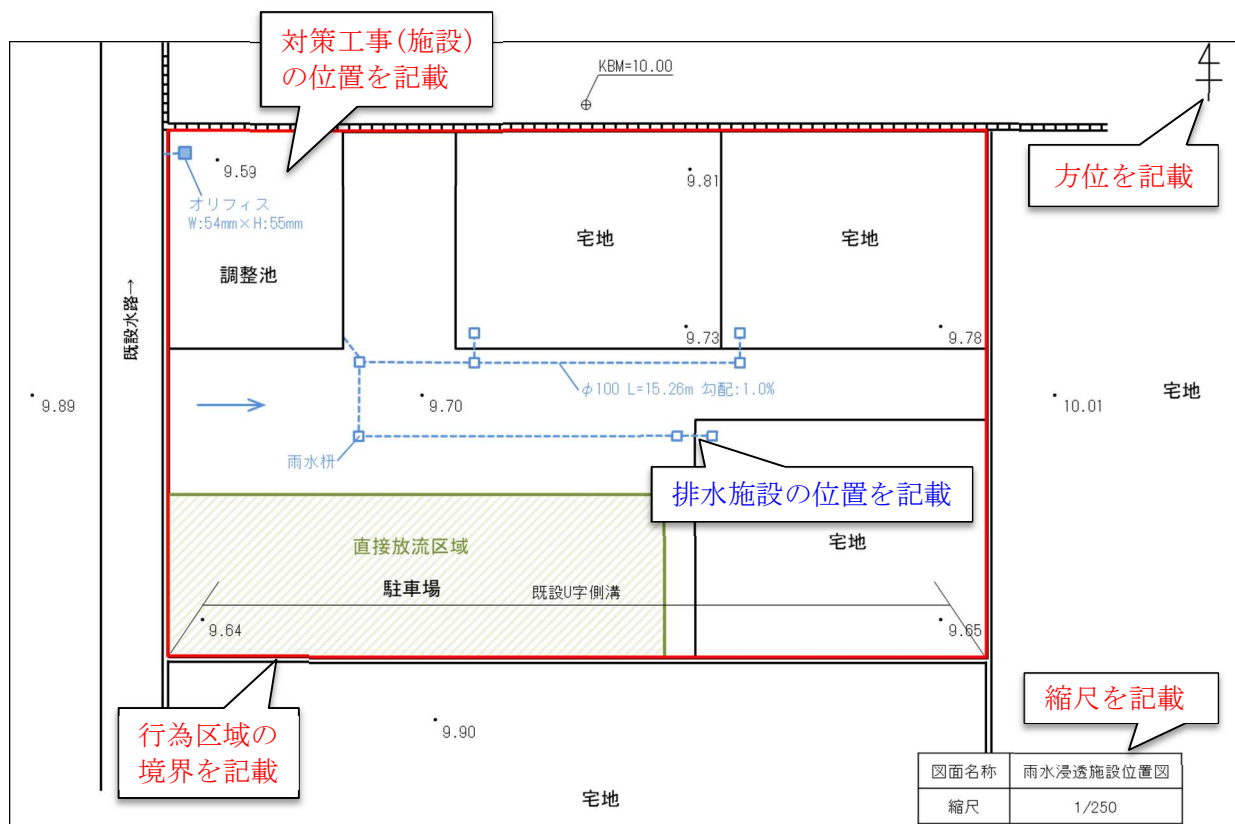


図 7-8 対策工事に係わる雨水貯留浸透施設の位置図(図面-8)の作成例

【作業 6】 対策工事に係わる雨水貯留浸透施設の計画図の作成（図面-9） **法省ガマ**

縮尺 1/2, 500 以上として、対策工事に係わる雨水貯留浸透施設の計画図を作成する。

雨水貯留浸透施設の形状や構造の詳細（平面図、断面図および設置する施設ごとの構造図）を表示する。

なお、プラスチック製品を使用する場合は、品質証明書を添付する。

【必ず記載する内容】

- 施設の平面図、断面図を記載する。
- 設置する全ての排水施設の構造図（流入口、貯留浸透施設、流出口）を記載する。
- 方位や縮尺を記載する。

【留意事項】

- 雨水貯留浸透施設の放流口の敷高が排水先水位の影響をそれぞれ受けないか確認する。
- 雨水貯留浸透施設の流入口の敷高が呑口の地盤高から背水影響が発生しないか確認する。
- ポンプ排水となる場合は、事前に水路管理者等と協議する。

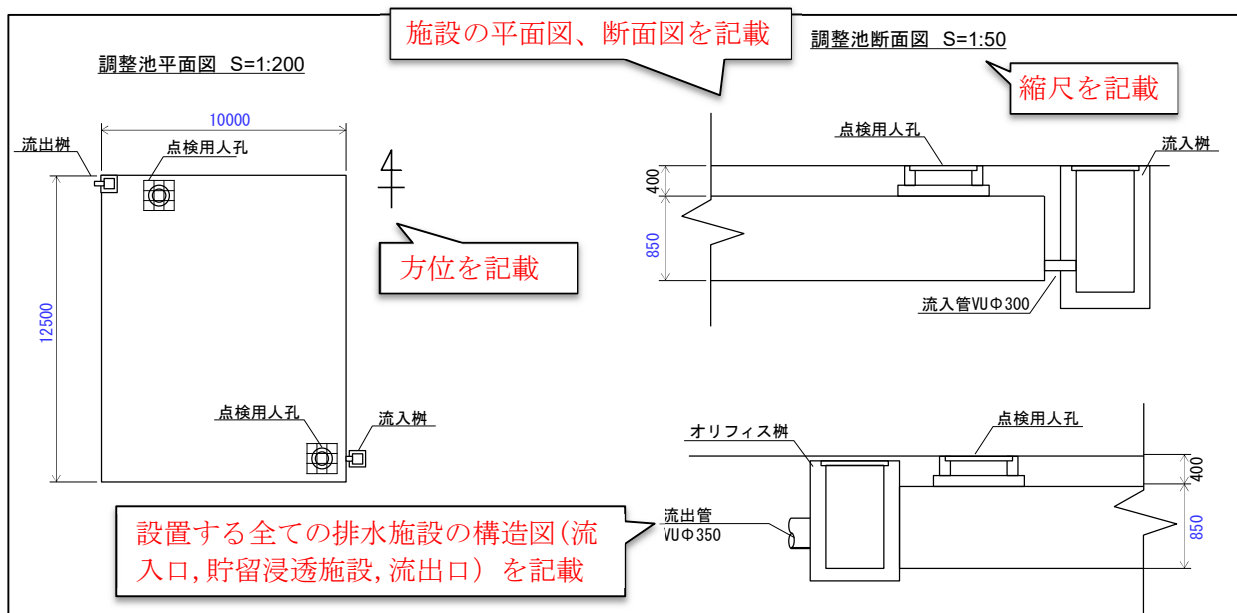


図 7-9 対策工事に係わる雨水貯留浸透施設の計画図(図面-9)の作成例(調整池平面図、断面図)

設置する全ての排水施設の構造図(流入口, 貯留浸透施設, 流出口) を記載

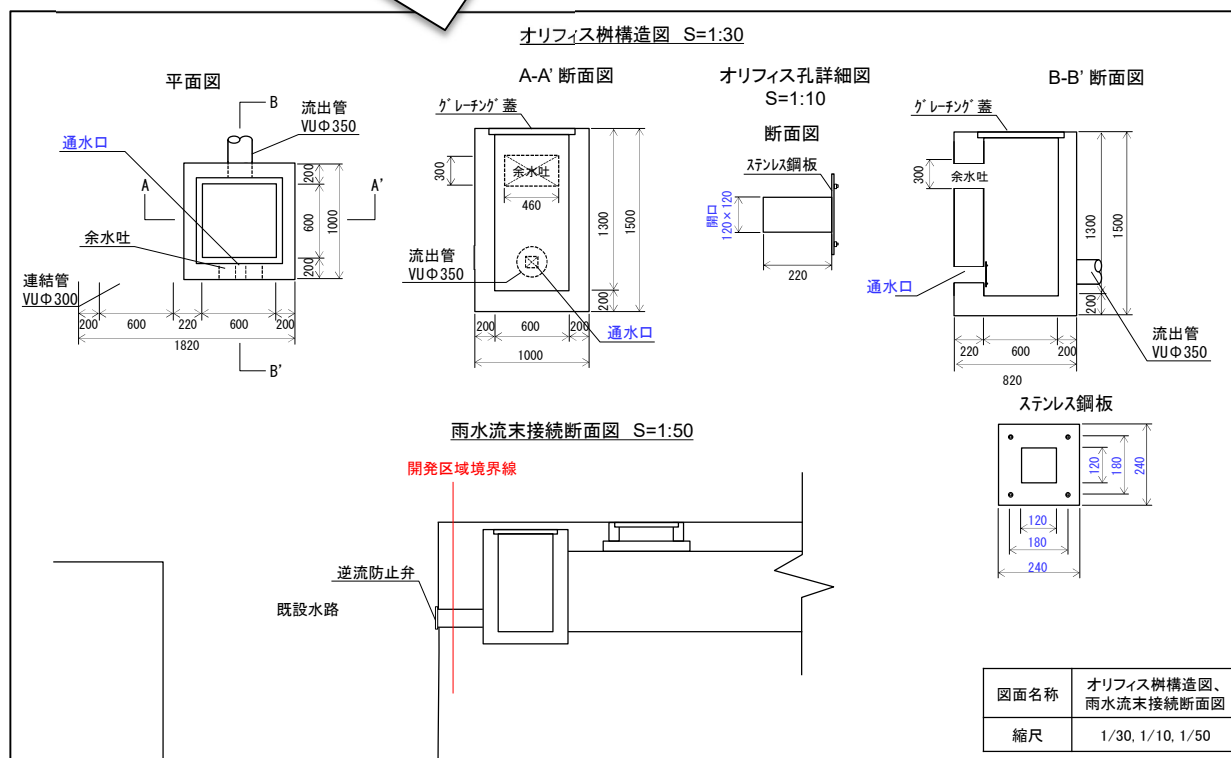
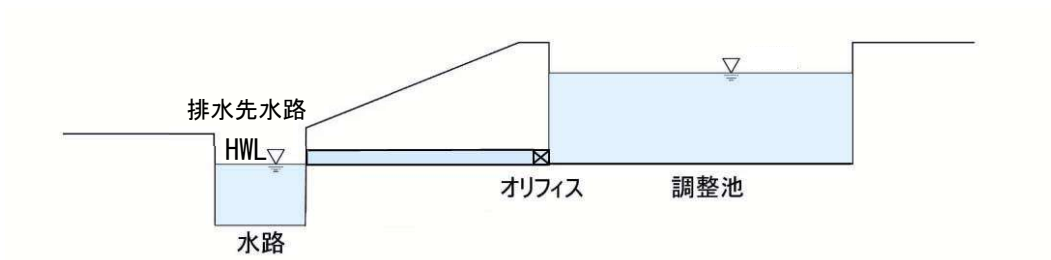


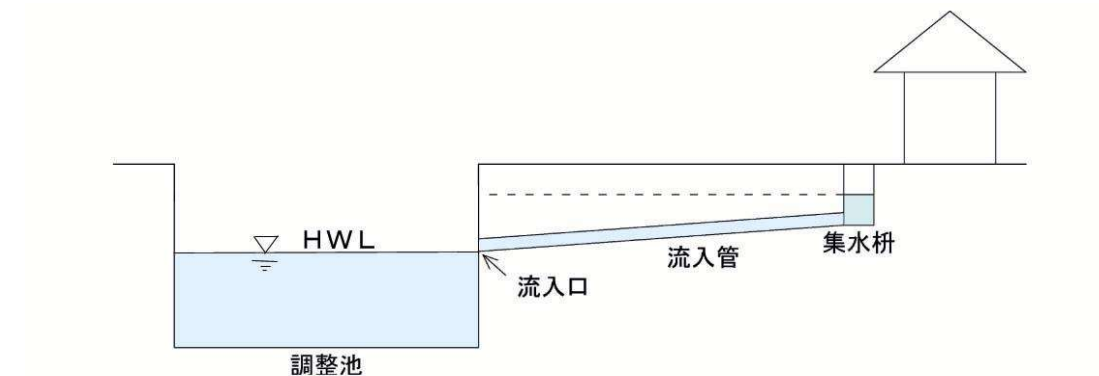
図 7-10 対策工事に係わる雨水貯留浸透施設の計画図(図面-9)の作成例
(オリフィス柵構造図、雨水流末接続断面図)

■留意事項の例示 1

- 調整池の放流口の高さと排水先の水位（HWL）を比較し、互いに影響を受けないことを確認する

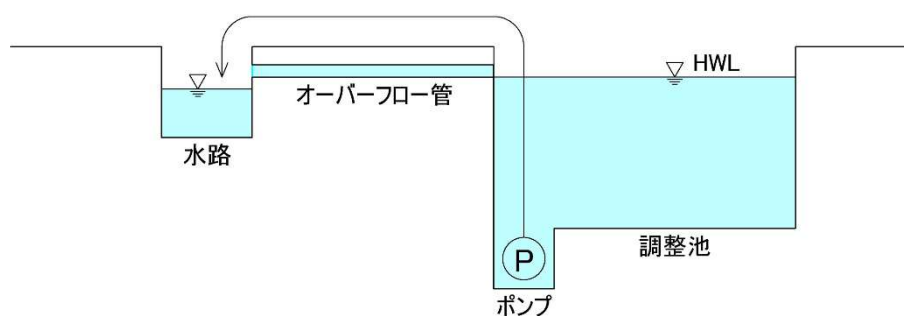


- 調整池の流入口の高さと調整池水位を比較し、流入管が背水の影響を受けないことを確認する



■留意事項の例示 2（ポンプ排水となる場合）

- 排水先の水位関係より自然排水かポンプ排水か判定する
- ポンプ排水となる場合は、河川及び水路管理者との調整が必要



【作業 7】 標識設置位置図の作成（図面-10） **法省ガマ**

縮尺 1/2,500 以上として、標識設置位置図を作成する。

雨水貯留浸透施設に係る標識を設置する場合は、その位置を表示する。なお、他図面でわかる場合は作成不要である。

【必ず記載する内容】

- 標識の設置位置を記載する。
- 方位や縮尺を記載する。

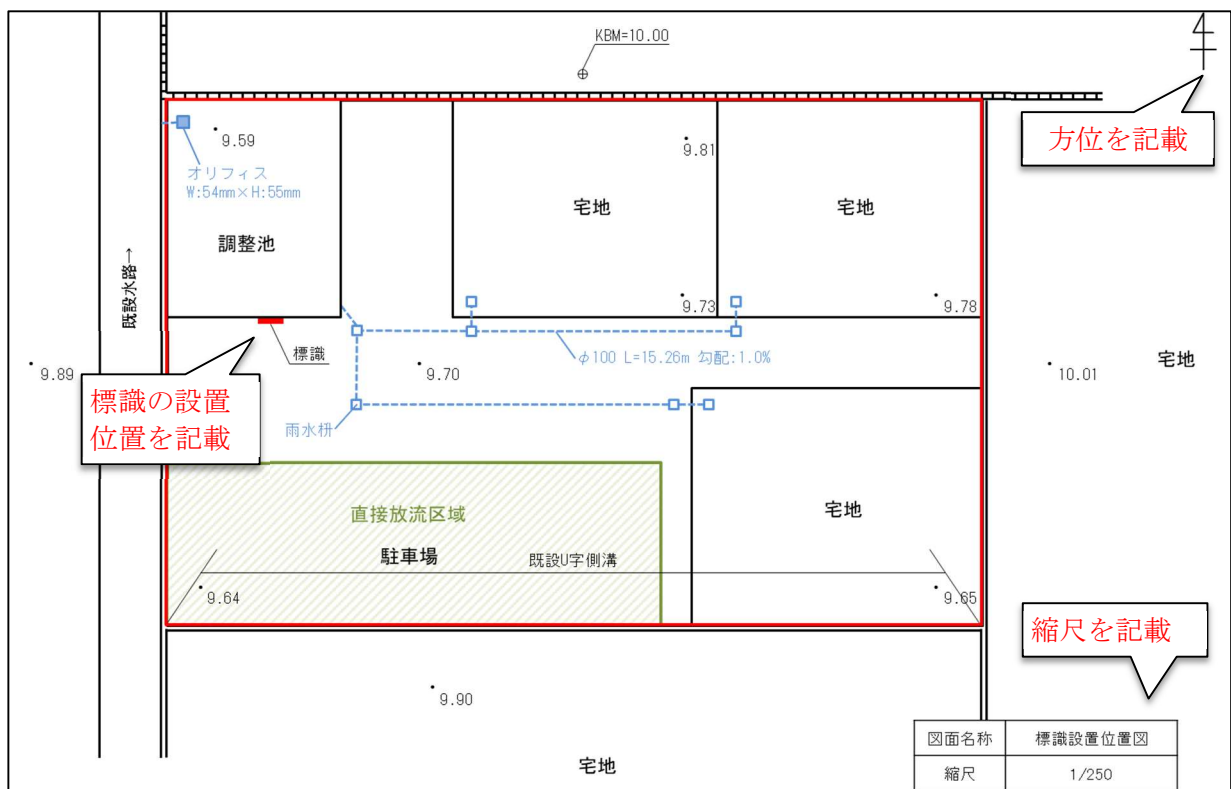


図 7-11 標識設置位置図(図面-10)の作成例

**【作業 8】 雨水浸水阻害行為に関する工事及び対策工事の計画説明書（別記様式第 1 号）、
雨水貯留浸透施設の管理に関する実施計画書（様式-8）の作成 法省ガマ**

【作業 7】までで作成した必要書類及び図面を基に、Excel「youshikisyuu.xlsm」の別記様式第 1 号「雨水浸水阻害行為に関する工事及び対策工事の計画説明書」及び様式-8「雨水貯留浸透施設の管理に関する実施計画書」を作成する。

その際、様式右側の記入例と同 Excel の「使用方法」シートを併せて確認しながら、作成を進める。

別記様式第1号

●記入例

雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の計画説明書												
設 計 者 (法人の場合、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)	住所	郵便番号 電話番号 和歌山県〇〇市〇〇町 1-1-1										
	氏名	〇〇市〇〇町 1-1-1 〇〇〇〇住宅建設株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇									押印不要	
雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称		〇〇市〇〇町100番地、101番地、102番地、103番地										雨水浸透阻害行為区域内のすべての地番を記載
雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の計画の方針		分譲住宅(15宅地)の宅地造成										行為前後の土地利用面積の単位が「㎡」であることを注意して記載
行為区域(対策工事に係る雨水貯留浸透施設の集水区域が行為区域の範囲を超えるときは、当該超える区域を含む。)内の土地の現況	宅 地	池 沼	水 路	ため池	道 路 (法面無)	道 路 (法面有)	鉄道線路 (法面無)	鉄道線路 (法面有)	飛行場 (法面無)	飛行場 (法面有)		
	(㎡) 190	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)		
	舗装された土地 (法面を除く。)	舗装された土地 (法面に限る。)	ゴルフ場	運動場	締め固められた土地	山地	植生に覆われた法面	林地・耕地・原野その他	合 計			
	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡) 1100		(㎡) 1290	
行為区域(対策工事に係る雨水貯留浸透施設の集水区域が行為区域の範囲を超えるときは、当該超える区域を含む。)内の土地利用計画	宅 地	池 沼	水 路	ため池	道 路 (法面無)	道 路 (法面有)	鉄道線路 (法面無)	鉄道線路 (法面有)	飛行場 (法面無)	飛行場 (法面有)		
	(㎡) 1120	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)		
	舗装された土地	舗装された土地		運動場	締め固められた土地		植生に覆われた法面	林地・耕地				
				(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡) 1290		(㎡) 0.900	
対策工事に係る雨水貯留浸透施設の計画	行為前の流出係数				0.303				行為後の流出係数			
	行為前の流出雨水量				(㎥/秒) 0.0138				行為後の流出雨水量			
									(㎥/秒) 0.04099			
	雨水貯留浸透施設の計画				名 称		容量又は規模及び構造		管理者(帰属先)			
					地下式雨水調整池		1基(V=60㎥、オリフィスΦ0.08m)					
					浸透施設		正方形ます2個、浸透トレンチ1.5m					
そ の 他												

注 1 その他の欄は、雨水浸透阻害行為に関する工事又は対策工事に伴い道路を設ける場合に、当該道路の名称、管理者(帰属先)等を記載すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

図 7-12 別記様式第1号(雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の計画説明書)(記入例)

様式-8

●記入例

様式-8

雨水貯留浸透施設の管理に関する実施計画書

特定都市河川浸水被害対策法第3条により特定都市河川流域の指定を受けた流域において、法第30条「雨水浸透阻害行為の許可」を受けるにあたり法第32条（許可の基準）に基づく対策工事として設置した雨水貯留浸透施設の機能を十分に発揮・維持させるため、下記に基づき管理を実施する。

第1条 この実施計画書の対象とする雨水貯留浸透施設の名称は、次のとおりとする。

名称

第2条 この実施計画書の対象とする雨水貯留浸透施設は、次に所在するものとする。

所在地 ○○市○○町1-1-1

第3条 この実施計画書を実施する責任者（実質管理者）は以下の者とする。

氏名 ○○○○住宅建設株式会社 ○○○○

連絡先（電話） XXX(XXX) XXXX

第4条 この実施計画書において雨水貯留浸透施設とは、雨水浸透阻害行為による流出雨水量の増加を抑制するために施工した雨水を一時的に貯留し、又は浸透させる施設をいい、具体的には、貯留機能又は浸透機能を発揮するための敷地、周囲堤、排水口、浸透ます、浸透トレンチ、透水性舗装をいう。

2 雨水貯留浸透施設の位置、範囲及び機能の概要は、別図のとおりとする。
（別図：平面図、標準横断面図、構造図）

第5条 管理者は雨水貯留浸透施設に関し、その機能を維持する上で必要な範囲内において、別表に示す点検作業（定期点検、緊急点検、機能点検）を実施するとともに、点検作業が必要が認められた場合には清掃、修繕工事等を行うものとする。

2 また、維持管理作業の内容は、施設台帳や維持管理記録により保管するとともに、その後の維持管理に役立てるものとする。

第6条 雨水貯留浸透施設の管理者を変更する場合や管理者を複数に分割する場合は、新たな管理者が当該施設の維持管理を引き継ぐこととする。

第7条 雨水貯留浸透施設の機能を損なうおそれのある以下の行為を行う場合には法第39条に基づいてあらかじめ都道府県知事の許可を得るものとする。

- ・雨水貯留浸透施設の全部又は一部の埋め立て
- ・雨水貯留浸透施設の敷地である土地の区域における建築物等の新築、改築又は増築
- ・雨水貯留浸透施設が設置されている建築物等の改築又は除去
- ・そのほか雨水貯留浸透施設が有する雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を阻害するおそれのある行為

第8条 宅地又は、建物の売買にあたっては、宅地建物取引業法に基づく手続きの際に、雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為（法第39条）を行う場合は許可が必要であること、および標識の移転等の行為（法第38条第5項）を行う場合は設置者の承諾が必要であることを重要事項説明（宅地建物取引業法第35条）に明記するものとする。

第9条 対策工事に伴い設置する雨水貯留浸透施設の存在と維持管理者を表示した標識の保全に努めるものとする。

貯留施設の場合は「雨水貯留施設」、浸透施設の場合は「雨水浸透施設」と記載
上記に限らず、既に設定している名称がある場合はその名称を記載

連絡先には、当該雨水貯留浸透施設の管理者に連絡が可能な電話番号を記載

赤字部分について、当該雨水貯留浸透施設等に有する施設を記載

別表

分	類	作 業 内 容	頻 度
点検作業	定期点検	・破損、陥没、変形、蓋のずれ等の状況確認	年1回以上
		・ゴミ、土砂、枯れ葉等の堆積状況確認	
		・樹根の進入状態の確認	
	緊急点検	・点検の内容は定期点検と同様	地震時
清掃・修繕工事等	機能点検	・機能の評価（簡易浸透試験）	定期点検の結果より必要に応じて代表施設で実施
	清掃・土砂搬出等	・清掃、樹根の除去	点検作業が必要が認められた場合に実施
		・土砂搬出等の通常の清掃作業	
		・破損、陥没箇所及び劣化損耗箇所の補修・修繕・改良工事	
	機能回復作業	・透水シートの交換洗浄・砕石の人力による洗浄又は高圧洗浄	

図 7-13 様式-8(雨水貯留浸透施設の管理に関する実施計画書) (記入例)

【作業 9】 雨水浸透阻害行為許可申請（協議）書（別記様式第 2）の作成

【作業 8】までで作成した必要書類及び図面を基に、Excel「youshikisyuu.xlsm」の別記様式第 2「雨水浸透阻害行為許可申請（協議）書」を作成する。

別記様式第 2 号

●記入例

別記様式第二（第十六条関係）

雨水浸透阻害行為 許可申請 書

雨水浸透阻害行為 協議

特定都市河川浸水被害対策法 第 30 条 の規定により、雨水浸透阻害行為 第 35 条

許可を申請 します。

〇〇年 〇〇月 〇〇日

殿

住所 和歌山県〇〇市〇〇町 1-1-1
氏名 代表取締役 〇〇〇 〇〇

3箇所とも該当するものを○で囲む。

押印不要

雨水浸透阻害行為区域内のすべての地番を記載

雨水浸透阻害行為等の概要	1 雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称	〇〇市〇〇町 100 番地、101 番地、102 番地、103 番地	事業区域でなく、阻害行為区域の面積を記載
	2 雨水浸透阻害行為区域の面積	1, 290 平方メートル	
	3 雨水浸透阻害行為に関する工事の計画の概要	分譲住宅（15 宅地）の宅地造成 (計画の詳細は、別葉の計画説明書及び計画図による)	事業(雨水浸透阻害行為)の着手、完了予定年月日を記載
	4 対策工事の計画の概要	貯留施設 1 基、浸透ます 2 個、浸透トレンチ 1.5m を設置 (計画の詳細は、別葉の計画説明書及び計画図による)	
	5 雨水浸透阻害行為に関する工事の着手予定日	〇〇年〇〇月〇〇日	雨水貯留浸透施設工事の着手、完了予定年月日を記載
	6 雨水浸透阻害行為に関する工事の完了予定日	〇〇年〇〇月〇〇日	
	7 対策工事の着手予定日	〇〇年〇〇月〇〇日	記入不要
	8 対策工事の完了予定日	〇〇年〇〇月〇〇日	
	9 その他必要な事項	〇〇市宅地開発事業に関する条例（開発行為）協議中	
※受付番号		年 月 日	第 号
※許可に付した条件			
※許可番号		年 月 日	第 号

図 7-14 別記様式第 2(雨水浸透阻害行為許可申請(協議)書)(記入例)

ステップ5 雨水浸透阻害行為の許可申請に係る提出書類の確認

ステップ5では、ステップ4で提出された雨水浸透阻害行為の許可申請に係る提出書類について、チェックリストに基づき、作成書類等が十分か、また、作成した書類等の内容が十分かを確認する。

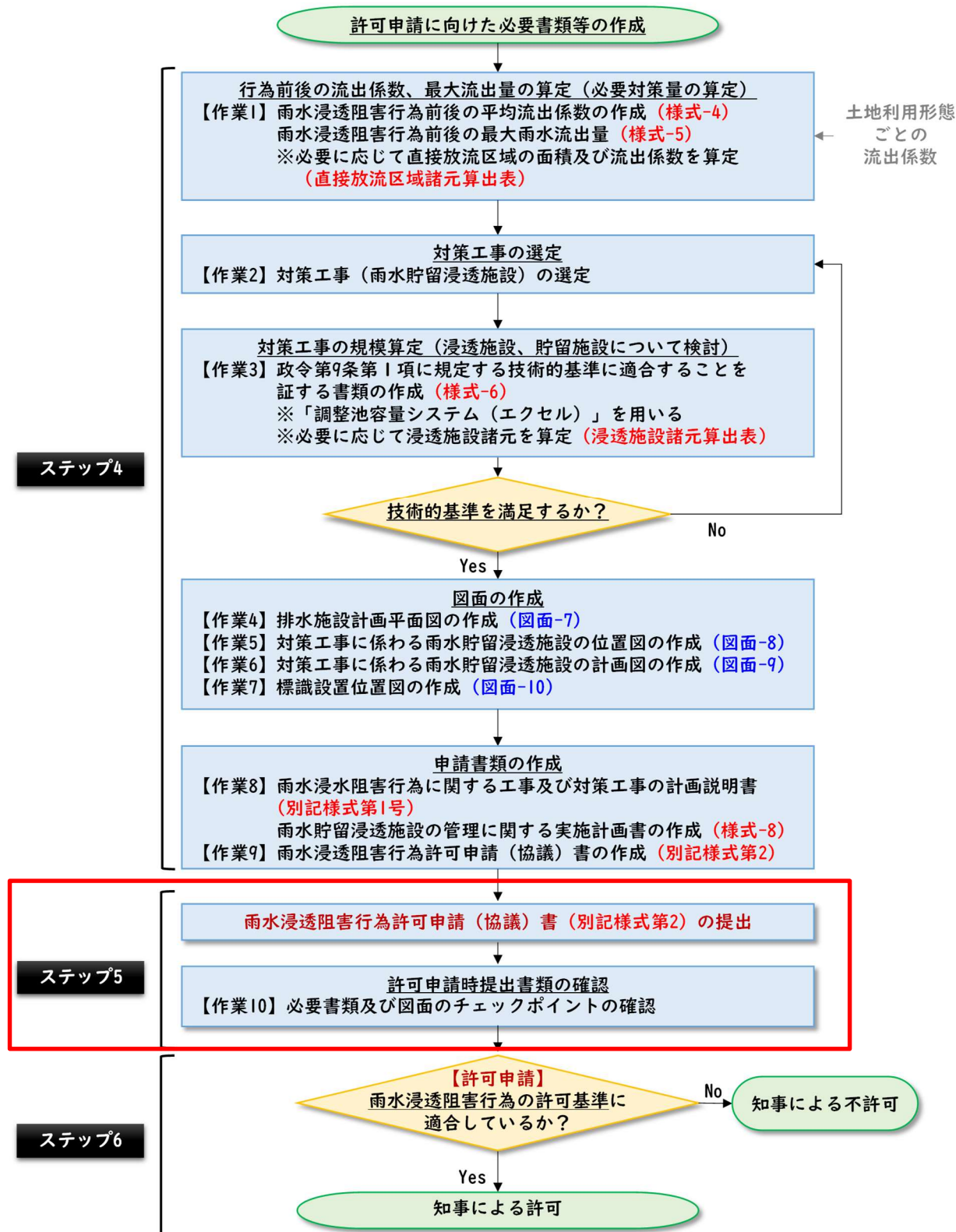


図 7-15 ステップ5 作業・手続きフロー

【作業 10】 必要書類及び図面のチェックリスト・チェックポイントの確認

ステップ5までで作成した必要書類及び図面の提出にあたり、チェックリストに基づくチェックを行う。

表 7-1 必要書類及び図面のチェックリスト

	様式名	名 称	確認欄	備考
書類関係	別記様式第二	雨水浸透阻害行為許可申請（協議）書		
	別記様式第1号	雨水浸水阻害行為に関する工事及び対策工事の計画説明書		
	様式-1	現況土地利用区分面積集計表（行為前）		事前相談時作成
	様式-2	計画土地利用区分面積集計表（行為後）		事前相談時作成
	様式-3	行為前後の土地利用集計表		事前相談時作成
	様式-4	雨水浸透阻害行為前後の平均流出係数		
	様式-5	雨水浸透阻害行為前後の最大雨水流出量		
	様式-6	政令第9条第1項に規定する技術的基準に適合することを証する書類		
	様式-7	雨水浸透阻害行為許可事前相談書		事前相談時作成
	様式-8	雨水貯留浸透施設の管理に関する実施計画書		
図面関係	図面-1	行為区域位置図		事前相談時作成
	図面-2	行為区域図		事前相談時作成
	図面-3	現況平面図（行為前）		事前相談時作成
	図面-4	現況土地利用求積図（行為前）		事前相談時作成
	図面-5	土地利用計画図（行為後）		事前相談時作成
	図面-6	土地利用計画求積図（行為後）		事前相談時作成
	図面-7	排水施設計画平面図		
	図面-8	対策工事に係わる雨水貯留浸透施設の位置図		他図面でわかる場合は作成不要
	図面-9	対策工事に係わる雨水貯留浸透施設の計画図 雨水貯留浸透施設の形状 雨水貯留浸透施設の構造の詳細（プラスチック製品の品質証明書）		
	図面-10	標識設置位置図		他図面でわかる場合は作成不要
その他資料関係	資料-1	土地の登記事項を示す書類（全部事項証明書の写し）		
	資料-2	公図の写し		
	資料-3	開発許可等に伴う対策量算定結果		
	資料-4	事業概要書、事業概要図		
	資料-5	現況写真（写真撮影位置図を添付）		
	資料-6	その他必要な資料（委任状、印鑑証明の写し、同意書の写し）		
	資料-7	工程表		

表 7-2 必要書類のチェックポイント

種類	様式名	名 称	確認欄	チェックポイント	備考
書類関係	別記様式第二	雨水浸透阻害行為許可申請（協議）書	☐	記載内容が他の様式と整合している	
			☐	「許可申請」と「協議」の別が示されている（○3箇所が正しく記載されている）	
			☐	1「雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称」に阻害行為区域内のすべての地番を記載している	
			☐	2「雨水浸透阻害行為区域の面積」に事業区域でなく、阻害行為区域の面積を記載している	
			☐	5「雨水浸透阻害行為に関する工事の着手予定日」に事業（雨水浸透阻害行為）の着手、完了予定年月日を記載している	
			☐	6「雨水浸透阻害行為に関する工事の完了予定日」に雨水貯留浸透施設工事の着手、完了予定年月日を記載している	
	別記様式第1号	雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の計画説明書	☐	記載内容が他の様式と整合している	
			☐	行為前後の土地利用面積の単位を「㎡」として入力している	
	様式-1	現況土地利用区分面積集計表（行為前）	☐	行為前後の合計面積が一致している	事前相談時作成
	様式-2	計画土地利用区分面積集計表（行為後）	☐	単位がhaになっている	
			☐	行為前後の合計面積が一致している	事前相談時作成
	様式-3	行為前後の土地利用集計表	☐	単位はhaになっている	
	様式-4	雨水浸透阻害行為前後の平均流出係数	☐	雨水浸透阻害行為の当該面積の合計が1,000㎡（0.1ha）を超え、許可申請の対象となっている	事前相談時作成
	様式-5	雨水浸透阻害行為前後の最大雨水流出量	☐	行為区域位置に住所を記載している	
			☐	直接放流区域の有無に応じて適切な様式を使用している	
			☐	対象流域の最大降雨強度を記載している	
	様式-6	政令第9条第1項に規定する技術的基準に適合することを証する書類	☐	直接放流区域がある場合、直接放流区域を考慮した雨水浸透阻害行為前後の最大雨水流出量となっている	
			☐	「調整池容量システム（Excel）」の計算結果の総合評価が0. Kとなっている	総合評価が0. Kとなっている場合でも、最大放流量が様式-5で算出した許容放流量以下になっている必要がある
	様式-9	雨水貯留浸透施設の管理に関する実施計画書	☐	「調整池容量システム（Excel）」における最大放流量が様式-5で算出した許容放流量以下になっている	
			☐	記載内容が他の様式と整合している	
			☐	貯留施設の場合は「雨水貯留施設」、浸透施設の場合は「雨水浸透施設」と記載している これに限らず、既に設定している名称がある場合はその名称を記載している	
			☐	連絡先に当該雨水貯留浸透施設の管理者に連絡が可能な電話番号を記載している	

種類	様式名	名 称	確認欄	チェックポイント	備考
図面関係	図面-1	行為区域位置図	☐	行為区域の位置を赤色で表示している	
			☐	「位置」として土地の地番を記載している	
			☐	方位や縮尺を記載している	事前相談時作成
			☐	浸透施設の設置を予定している場合、行為区域が浸透施設の設置禁止区域（急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域）に該当していないことを確認した	
	図面-2	行為区域図	☐	1) 行為区域の区域、2) 県界、3) 市町村界、4) 市町村区域内の町又は字の境界、5) 土地の地番、6) 土地の形状を記載している	事前相談時作成
	図面-3	現況平面図（行為前）	☐	行為区域の境界を記載している	
			☐	KBMの位置や地盤高を記載している	
			☐	既存排水施設や建築物を記載している	事前相談時作成
	図面-4	現況土地利用求積図（行為前）	☐	方位や縮尺を記載している	
			☐	行為区域の境界を表示している	
			☐	土地利用形態の区分ごとに着色している	
			☐	エリアNo. を記載し、面積（単位：ha）を明示しており、この内容が様式-1で記載するエリアNo.、エリア毎の面積と一致している	事前相談時作成
			☐	既存排水施設の位置を明示している	
			☐	方位や縮尺を記入している	
	図面-5	土地利用計画図（行為後）	☐	行為区域の境界を表示している	
			☐	雨水貯留浸透施設の位置を明示している	
			☐	土地利用形態や土地利用計画表を表示している	事前相談時作成
			☐	方位や縮尺を記入している	
	図面-6	土地利用計画求積図（行為後）	☐	行為区域の境界を記載している	
			☐	土地利用形態の区分ごとに着色している	
			☐	エリアNo. を記載し、面積（単位：ha）を記載しており、この内容が様式-2で記載するエリアNo.、エリア毎の面積と一致している	事前相談時作成
			☐	計画排水施設の位置を記載している	
			☐	求積表を記載している	
			☐	方位や縮尺を記載している	
	図面-7	排水施設計画平面図	☐	行為区域の境界、対策工事（施設）の位置を記載している	
			☐	排水施設の位置や形状を記載している	
			☐	KBMの位置や地盤高、流向を記載している	
			☐	吐口の位置及び放流先（河川名、幹線名等）を記載している	
			☐	集水域と直接放流区域の境界を記載している	
			☐	方位や縮尺を記載している	
	図面-8	対策工事に係わる雨水貯留浸透施設の位置図	☐	行為区域の境界、対策工事（施設）の位置を記載している	他図面でわかる場合は作成不要
	図面-9	対策工事に係わる雨水貯留浸透施設の計画図 雨水貯留浸透施設の形状 雨水貯留浸透施設の構造の詳細 （プラスチック製品の品質証明書）	☐	方位や縮尺を記載している	
			☐	施設の平面図、断面図を記載している	
			☐	設置する全ての排水施設の構造図（流入口、貯留浸透施設、流出口）を記載している	プラスチック製品がある場合は、品質証明書を添付する
			☐	平面図に方位や縮尺を記載している	
			☐	雨水貯留浸透施設の放流口の高さや排水先の水位を比較し、互いに影響を受けないことを確認している	
			☐	雨水貯留浸透施設の流入口の高さと調整池水位を比較し、流入管が背水の影響を受けないことを確認している	
	図面-10	標識設置位置図	☐	ポンプ排水となる場合、事前に河川か水路管理者等と協議している	
			☐	標識の設置位置を記載している	他図面でわかる場合は作成不要
			☐	方位や縮尺を記載している	

ステップ6 許可又は不許可の通知

申請者による許可申請の内容を踏まえて、和歌山県知事等は雨水浸透阻害行為の許可又は不許可を遅滞なく通知する。

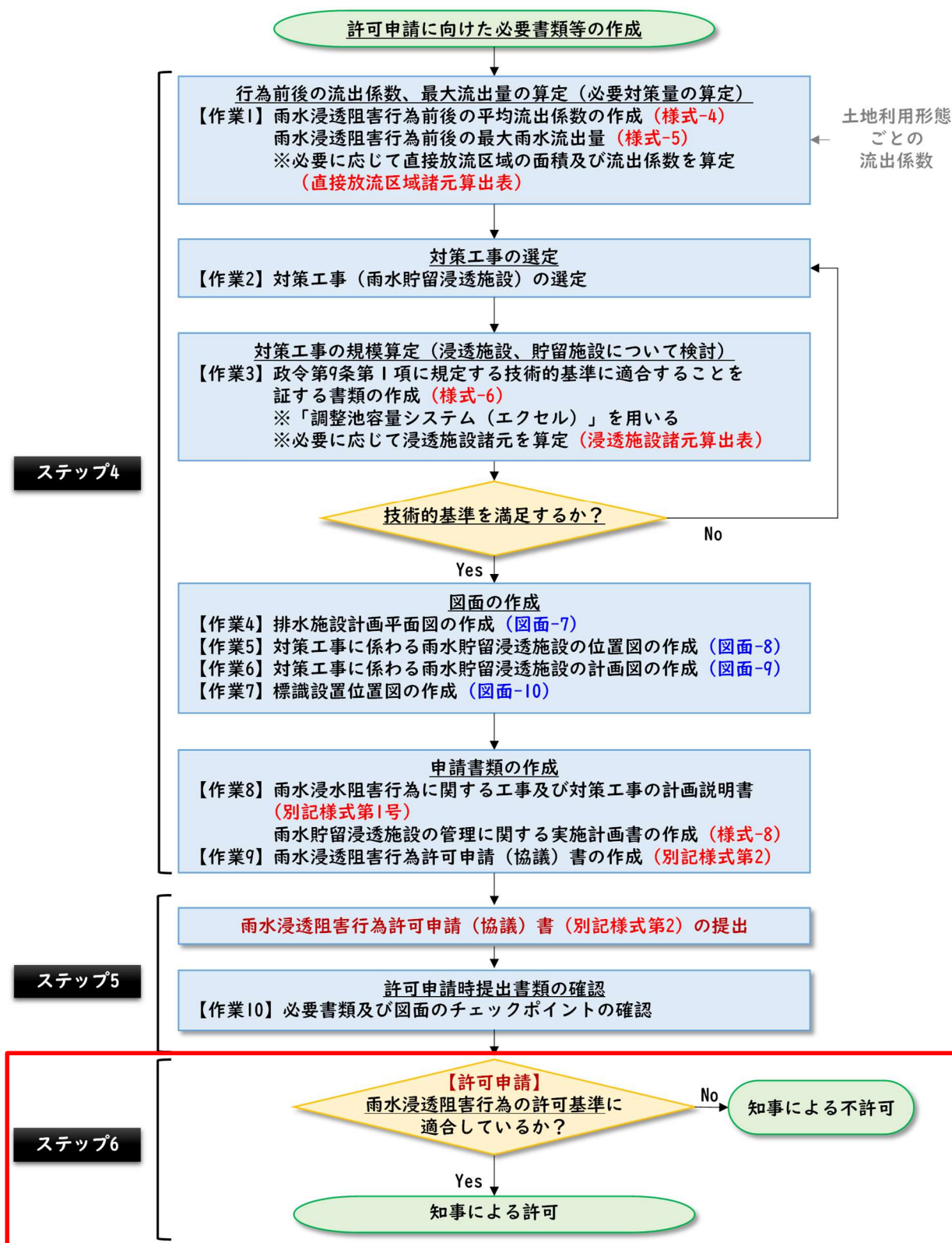


図 7-16 ステップ6 判断フロー

1. 許可・不許可の通知 **法**

和歌山県知事等は、雨水浸透阻害行為の許可の申請があったときは、遅滞なく許可又は不許可の処分をしなければならない。

許可又は不許可の処分は、文章をもって申請者に通知しなければならない。

【解説】

雨水浸透阻害行為の許可が申請された場合、和歌山県知事等は遅滞なくに対し許可又は不許可の処分をし、申請者に通知する。

2. 許可の条件 **法ガ**

和歌山県知事等は、雨水浸透阻害行為の許可に、行為区域における雨水浸透阻害行為による流出雨水量の増加を抑制するために必要な条件を付することができる。

【解説】

雨水浸透阻害行為の許可にあたり、対策工事の適正な施行を確保するために、和歌山県知事等は条件を付与することができる。想定される流出雨水量増加を抑制するための条件としては、以下がある。

- ・ 対策工事の着手及び完了の予定期日
- ・ 工事施工中の防災措置等

3. 許可の例外 **法ガ**

法第 35 条に基づき国又は地方公共団体の行う雨水浸透阻害行為については、国又は地方公共団体との協議が成立することをもって法第 30 条の許可を受けたものとみなす。

【解説】

国または地方公共団体の行う雨水浸透阻害行為については、法第 35 条の規定により、法第 30 条の許可を行う和歌山県知事等との協議が成立することをもって当該許可を受けたものとみなすこととされているが、当該協議の要件は許可と何ら変わるものではなく、協議申請者が雨水浸透阻害行為を行うに当たり必要とされる技術的要件を満たしている場合、すなわち雨水浸透阻害行為による流出雨水量の増加を抑制する適切な対策工事の計画内容となっている場合には、許可権者は速やかに協議を成立させなければならない。

第8章 その他の申請手続きについて

和歌山県知事等から許可を受けた内容等について、変更や雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為、施設管理者等の変更を行う場合には、必要に応じてその他1～3に示す手続きを行う必要がある。

その他1 雨水浸透阻害行為の許可を受けた内容の変更

- ・雨水浸透阻害行為変更許可申請（協議）書（別記様式第2号）
- ・雨水浸透阻害行為変更届出書（別記様式第3号）

その他2 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の許可

- ・雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の許可（別記様式第6）
※通常の管理行為・軽易な行為・その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のための応急措置の許可申請は不要

その他3 雨水浸透阻害行為の対策施設の管理者を変更する場合の届出

- ・施設管理者等変更届出書（様式-11）

その他 1 申請内容を変更する場合の手続き

1. 雨水浸透阻害行為変更許可及び必要書類等 **法****ガ**

雨水浸透阻害行為の許可を受けた者は、法第 31 条に掲げる事項の変更をしようとする場合においては、和歌山県知事等の許可を受けなければならない。

【解説】

第 30 条の許可を受けた者が、第 31 条に掲げる申請内容を変更する場合は次頁に示す別記様式第 1 号を作成して、和歌山県知事等の許可を受ける必要がある。その際は、変更内容の確認に必要な書類等を作成し、雨水浸透阻害行為変更許可申請（協議）書（別記様式第 2 号）と併せて提出する。

変更する内容の確認に必要な書類等は、法第 30 条の許可の申請に必要な書類に準拠して作成する。

ただし、当初の許可申請（協議）時においては、雨水浸透阻害行為をする土地の面積が暫定的にしか決定されず、事業が進む中で住民協議等により逐次雨水浸透阻害行為をする土地の面積が変更される場合には、その都度許可の変更申請（変更協議）を行う必要はなく、その面積が確定した段階で、一括して変更申請（協議）を行うことができる。

2. 軽微な変更及び必要書類 **法**

雨水浸透阻害行為の許可を受けた者が、法第 31 条に掲げる事項の変更をしようとする場合において、変更の内容が国土交通省令で定める軽微な変更である場合には、和歌山県知事等の許可を受ける必要はない。ただし、変更の内容については、和歌山県知事等に対し届出を行わなければならない。

【解説】

軽微な変更とは、工事の着手予定日又は完了予定日の変更を指す。軽微な変更に当たっては和歌山県知事等の許可を受ける必要はなく、雨水浸透阻害行為変更届出書（別記様式第 3 号）により変更の届出のみを行う。

別記様式第 2 号

別記様式第2号(第4条関係)

雨水浸透阻害行為変更許可申請（協議）書

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者（協議者） 住 所

氏 名

〔 法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

第37条第1項

特定都市河川浸水被害対策法

の規定により、雨水

第37条第4項において準用する同法第35条

の 許 可 を 受 け た 許 可 を 申 請
浸透阻害行為 事項の変更について します。
について協議が成立した 協 議

変更に係る事項	1	雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称	
	2	雨水浸透阻害行為区域の面積	(㎡)
	3	雨水浸透阻害行為に関する工事計画の概要	
	4	対策工事の計画の概要	
変更の理由			
雨水浸透阻害行為の許可番号		年 月 日 第 号	
工伴 工事の変更 計画する 変更事項に	1	雨水浸透阻害行為に関する工事の着手予定年月日	年 月 日
	2	雨水浸水阻害行為に関する工事の完成予定年月日	年 月 日
	3	対策工事の着手予定年月日	年 月 日
	4	対策工事の完了予定年月日	年 月 日
その他の必要な事項			
※ 受付番号		年 月 日 第 号	
※ 変更の許可に付した条件			
※ 変更の許可番号		年 月 日 第 号	

- 注 1 変更に係る事項の欄及び工事の計画の変更に伴い変更する事項の欄は、変更をしようとする事項について、変更後のものを記載すること。
- 2 その他必要な事項の欄は、雨水浸透阻害行為の許可を受けた事項の変更を行うことについて、都市計画法、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合に、その手続の状況を記載すること。
- 3 ※印のある欄は記載しないこと。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

図 8-1 雨水浸透阻害行為変更許可申請（協議）書（別記様式第 2 号）

別記様式第3号

別記様式第3号(第4条関係)

雨水浸透阻害行為変更届出書			
			年 月 日
和歌山県知事 様		届出者 住 所 氏 名 〔 法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名 〕 電話番号	
特定都市河川浸水被害対策法第37条第3項の規定により、雨水浸透阻害行為の許可を受けた事項を変更しましたので、次のとおり届け出ます。			
雨水浸透阻害行為の許可番号		年 月 日 第 号	
雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地名			
変更に係る事項	雨水浸水阻害行為に関する工事の着手予定年月日	変更後	年 月 日
		変更前	年 月 日
	雨水浸水阻害行為に関する工事の完了予定年月日	変更後	年 月 日
		変更前	年 月 日
	対策工事の着手予定年月日	変更後	年 月 日
		変更前	年 月 日
	対策工事の完了予定年月日	変更後	年 月 日
		変更前	年 月 日
変更の理由			
その他の必要な事項			

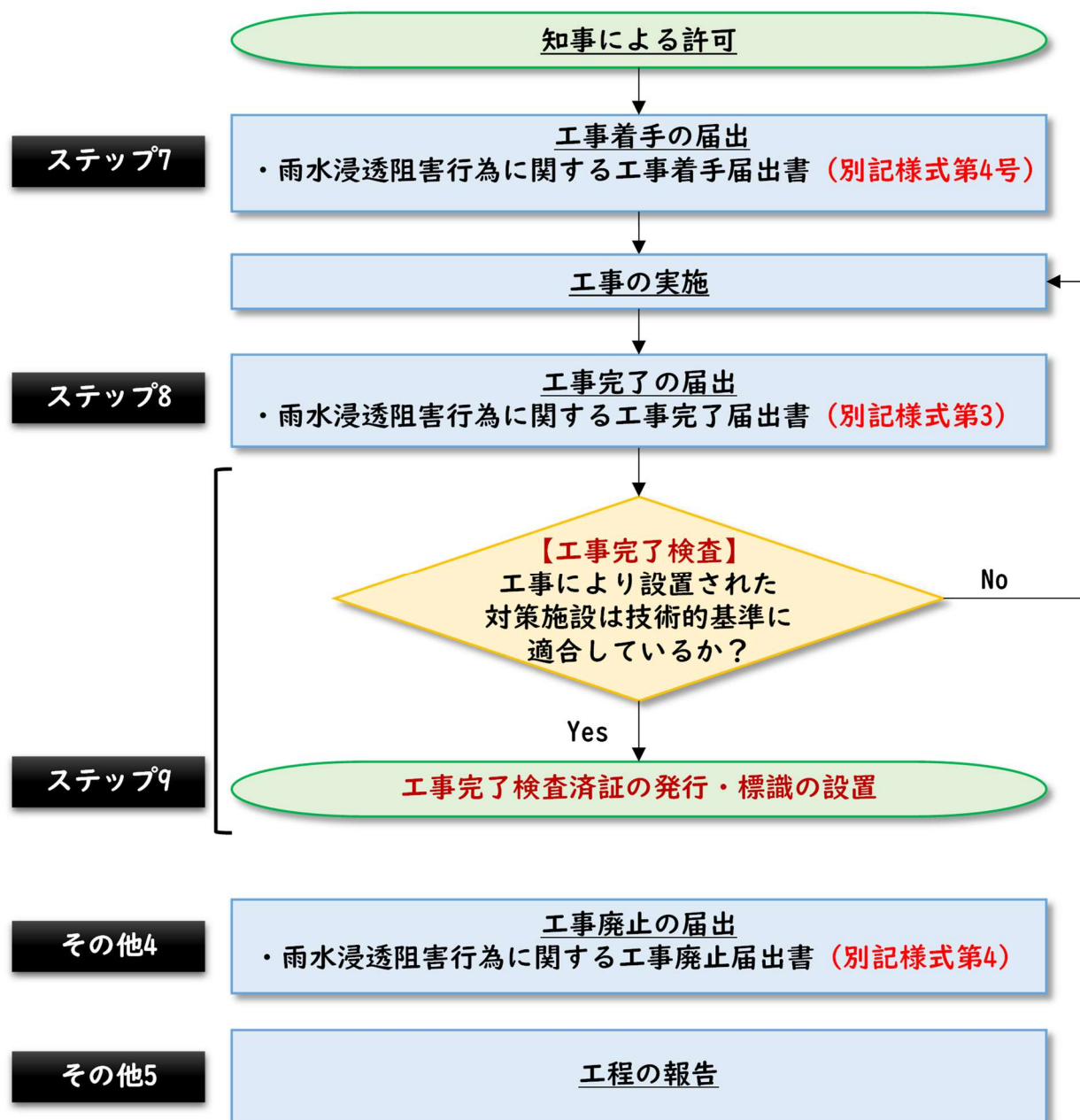
注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

図 8-2 雨水浸透阻害行為変更届出書(別記様式第3号)

第9章 工事等に関する手続き

ステップ7において雨水浸透阻害行為の許可を受けた者は、許可の内容や条件に従い、雨水浸透阻害行為の対策工事を実施する必要がある。

また、工事を廃止する場合にはその他4で示す届出を行う必要がある。



ステップ7 工事着手の届出 細

法第 30 条の許可を受けた者は、当該許可に係る雨水浸透阻害行為に関する工事に着手したときは、速やかに、和歌山県知事等に届け出なければならない。

【解説】

雨水浸透阻害行為の対策工事に着手した場合には、工事着手届出書（別記様式第 4 号）により、速やかに和歌山県知事等に届出を行う必要がある。

別記様式第4号

別記様式第4号(第5条関係)

雨水浸透阻害行為に関する工事着手届出書

年 月 日

和歌山県知事 様

届出者 住 所

氏 名

〔 法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

和歌山県特定都市河川浸水被害対策法施行細則第 5 条の規定により、雨水浸透阻害行為に関する工事（許可番号 年 月 日 第 号）について、次のとおり着手しましたので届け出ます。

雨水浸透阻害行為に関する工事の着手年月日		年 月 日
対策工事の着手（予定）年月日		年 月 日
雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地 域 の 名 称		
工事施工者（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）	住 所	
	氏 名	
	連絡場所	（電話番号）
	現場管理者の名氏	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

図 9-1 雨水浸透阻害行為に関する工事着手届出書(別記様式第 4 号)

ステップ8 工事完了の届出 法細

雨水浸透阻害行為の許可を受けた者は、当該許可に係わる雨水浸透阻害行為に関する工事を完了したときは国土交通省令で定めるところにより、その旨を和歌山県知事等に届け出なければならない。

また、届出に際しては、和歌山県特定都市河川浸水被害対策法施行細則第7条に掲げる図面を添付しなければならない。

【解説】

雨水浸透阻害行為の許可を受けた者は、当該許可に係る雨水浸透阻害行為に関する工事を完了した場合、雨水浸透阻害行為に関する工事完了届出書（別記様式第3）により、和歌山県知事等に届け出る必要がある。

また、届出に際しては、和歌山県特定都市河川浸水被害対策法施行細則第7条に掲げる以下の図面を添付する必要がある。

表 9-1 工事完了の届出に添付する図面

No.	図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
1	雨水貯留浸透施設の位置図	雨水貯留浸透施設の位置	1/2, 500 以上	許可申請時に必要な「対策工事に係わる雨水貯留浸透施設の位置図（図面-8）」を指す。
2	雨水貯留浸透施設の形状及び構造の詳細	雨水貯留浸透施設の形状	1/2, 500 以上	許可申請時に必要な「対策工事に係わる雨水貯留浸透施設の計画図 雨水貯留浸透施設の形状（図面-9）」を指す。 平面図、縦断面図及び横断面図により示すこと。
		雨水貯留浸透施設の構造の詳細	1/500 以上	「対策工事に係わる雨水貯留浸透施設の計画図 雨水貯留浸透施設の構造の詳細（プラスチック製品の品質証明書）（図面-9）」を指す。 流入口及び放流口の構造を含むものであること。
3	雨水貯留浸透施設の工事の写真			
4	その他知事等が必要と認める図面			

別記様式第 3

別記様式第三（第二十六条関係）

雨水浸透阻害行為に関する工事完了届出書

年 月 日

殿

届出者 住所

氏名

特定都市河川浸水被害対策法第 38 条第 1 項の規定により、雨水浸透阻害行為に関する工事（許可番号
年 月 日第 号）が下記のとおり完了しましたので届け出ます。

記

- 1 雨水浸透阻害行為に関する工事の完了年月日 年 月 日
- 2 対策工事の完了年月日 年 月 日
- 3 雨水浸透阻害行為に関する工事を完了した行為区域に含まれる地域の名称

※受 付 番 号	年 月 日 第 号
※検 査 年 月 日	年 月 日
※検 査 結 果	合 否
※検査済証番号	年 月 日 第 号

備考 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 ※印のある欄は記載しないこと。

図 9-2 別記様式第 3(雨水浸透阻害行為に関する工事完了届出書)

ステップ9 工事完了検査・標識の設置

1. 工事の完了検査 **法**

和歌山県知事等は、雨水浸透阻害行為に対する対策工事が完了した旨の届出があったときは、遅滞なく、当該工事が法第 32 条の政令で定める技術的基準に適合しているかどうかについて検査しなければならない。

【解説】

雨水浸透阻害行為の許可を受けた者は、対策工事等の出来形図や写真（不可視部の出来形や施工状況が分かるもの）を作成し、検査を受ける必要がある。

検査内容及び方法については、次の各項目について特に留意して検査することとする。

- ① 行為が行われた土地について、申請書の記載内容が土地と適合しているか。
- ② 許可に基づく雨水浸透阻害行為に関する工事が申請書どおりに実施されているか。
- ③ 施設の規模、構造の設計値について、実測値と一致しているかどうか。（対策工事の設計図面に、下段に黒字で設計値、上段に赤字で実測値を記入された 出来高図において確認する。）
- ④ 貯留施設において、オリフィス径、池の高さ、貯留容量等について申請どおりに実施されているか。
- ⑤ 浸透施設において、施設の寸法と浸透機能について申請どおりに実施されているか。（特に砕石空隙貯留タイプの施設は、貯留効果と同時に浸透効果も対策量としてカウントするため、その形状、砕石粒径、管理孔、流入状況等を確認する。）
- ⑥ 浸透施設において、地下に埋設される構造も多いため、施工段階毎の状況写真が添付されているか。（写真は、撮影日入りを原則とし、工期・工事名・施工者・事業者等が確認できるよう工夫し撮影したものとする。）
- ⑦ 浸透施設において、浸透能力が現地で確認できるか。（現地確認の方法は、目視で行うものとする。）

なお、検査員が必要と認める場合は、出来形に基づく再計算資料を提出すること。

検査が不合格の場合は、検査員が今後の対応を指示するため、指示に従い、誠実に対応工事等を行うことにより、検査を合格すること。

2. 検査済証の交付 細

和歌山県知事等は、工事完了検査の結果、当該雨水浸透阻害行為に関する工事が技術的基準に適合すると認めたときは、雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証を雨水浸透阻害行為の許可を受けた者に交付する。

【解説】

雨水浸透阻害行為の許可を受けた者が、当該許可に係る雨水浸透阻害行為に関する工事を完了し、検査で合格した場合、和歌山県知事等は雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証（別記様式第5号）により検査済証を交付する。

別記様式第5号(第9条関係)

雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証

第 年 月 日 号

様

和歌山県知事 印

次の雨水浸透阻害行為に関する工事は、 年 月 日検査の結果、特定都市河川浸水被害対策法第32条の政令で定める技術的基準に適合していることを証明します。

許 可 番 号		年 月 日 第 号
雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称		
許可を受けた者(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)	住 所	
	氏 名	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

図 9-3 別記様式第5号(雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証)

3. 標識の設置 **法** **ガ**

和歌山県知事等は、対策工事の計画についての技術的基準に適合すると認めた場合は、雨水貯留浸透施設が存する旨を表示するための標識を設置し、その機能監視を行う。

【解説】

雨水浸透阻害行為の対策工事が完了し、完了検査に合格した場合には、和歌山県知事等が以下の要件を満たす雨水貯留浸透施設標識（別記様式第1号）を用いて、標識を設置する。

(1) 技術的基準に適合する雨水貯留浸透施設が存する旨を表示するため和歌山県知事等が設置する標識は、下記の①～⑥の次項を明示する。

① 雨水貯留浸透施設の名称

② 雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証番号

③ 雨水貯留浸透施設の容量（容量のない施設にあつては規模）及び構造の概要

④ 雨水貯留浸透施設が有する機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者は和歌山県知事等の許可を要する旨

⑤ 雨水貯留浸透施設の管理者及びその連絡先

⑥ 標識の設置者及びその連絡先

(2) 施設の周辺に居住し、又は事業を営む者の見やすい場所に設けること。

申請者自らが希望した場合には、許可権者の完了検査後に、和歌山県知事等に代わり申請者自身が標識の設置を行うことは可能である。

設置された標識は、和歌山県知事等の承諾を得ないで移転、除却、汚損、損壊することはできない。

なお、和歌山県知事等が標識を設置する理由は、雨水貯留浸透施設の権原が移った場合も、当該土地・建物について雨水貯留浸透施設の機能を保全する必要があり、施設の機能を阻害するおそれのある行為に当たっては許可が必要になることを取引の相手方が知らずに購入することを防止する等のためである。

別記様式第 6 号

別記様式第6号（第10条関係）	
← 90センチメートル → 雨 水 貯 留 浸 透 施 設 和 歌 山 県 施設の名称 検査済証番号 施設の容量又は規模及び構造の概要 和歌山県知事の許可を要する行為 施設の管理者及び連絡先 標識の設置者及び連絡先 ☐ この雨水貯留浸透施設は、特定都市河川浸水被害対策法第30条の許可に係る工事により設置されたものです。	↑ 70 セ ン チ メ ー ト ル ↓

注　　標識の大きさについては、これを設置する土地又は建築物等の規模等により、この様式により難い場合は「縦15センチメートル，横30センチメートル」又は「縦8センチメートル，横15センチメートル」とする。

図 9-4 別記様式第 6 号(雨水貯留浸透施設標識)

その他2 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の許可 **法****ガ**

1. 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の許可及び必要書類等

法第 32 条の国土交通省令で定める技術基準に適合すると認められた雨水貯留浸透施設について、次に掲げる行為を行う者は和歌山県知事等の許可が必要である。ただし、通常管理行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急処置として行う行為についてはこの限りではない。

1. 雨水貯留浸透施設の全部又は一部の埋立て
2. 雨水貯留浸透施設（建築物等に設置されているものを除く。）の敷地である土地の区域における建築物等の新築、改築又は増築
3. 雨水貯留浸透施設が設置されている建築物等の改築又は除却（雨水貯留浸透施設に係る部分に関するものに限る。）
4. 前3号に掲げるもののほか、雨水貯留浸透施設が有する雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を阻害するおそれのある行為で、政令で定めるもの
 - ① 雨水貯留浸透施設の敷地である土地（雨水貯留浸透施設が建築物等に設置されている場合にあっては、当該建築物等のうち当該施設に係る部分）において物件を移動の容易でない程度に堆積し、又は設置する行為
 - ② 雨水貯留浸透施設を損傷する行為
 - ③ 雨水貯留浸透施設の雨水の流入口又は流出口の形状を変更する行為

対策工事により設置された雨水貯留浸透施設について、雨水を一時的に貯留する機能を損なうおそれのある行為の許可申請がされた際において、当該機能が損なわれることが認められるときは、当該機能を保全するために必要な工事（保全工事）が計画されている場合に限り許可する。

なお、保全工事の計画のうち雨水の流出抑制に関する部分の許可の事務は、対策工事の計画に準拠して行われたい。

【解説】

第 30 条の許可を受けた者が、法第 39 条に掲げる雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為を行う場合は、雨水貯留浸透施設機能阻害行為許可申請（協議）書（別記様式第 6）を作成して、和歌山県知事等に許可を受ける必要がある。許可に当たっては、当該機能を保全するために必要な工事（以下「保全工事」という。）が計画されている必要がある。

法第 39 条に掲げる行為の許可の申請にあたっては、表 9-2 に示す許可申請時に必要となる計画図、雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為及び保全工事の計画の確認に必要な書類等を作成し、雨水貯留施設機能阻害行為許可申請（協議）書（別記様式第 6）と併せて提出する。

雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為及び保全工事の計画の確認に必要な書類等は、法第 30 条の許可の申請に必要な書類に準拠して作成すること。

表 9-2 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の許可申請時に必要となる計画図

No.	図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
1	雨水貯留浸透施設の位置図	雨水貯留浸透施設の位置及び集水区域	1/2, 500 以上	許可申請時に必要な「対策工事に係わる雨水貯留浸透施設の位置図（図面-8）」を指す。
2	雨水貯留浸透施設の現況図	雨水貯留浸透施設の形状	1/2, 500 以上	許可申請時に必要な「対策工事に係わる雨水貯留浸透施設の計画図 雨水貯留浸透施設の形状（図面-9）」を指す。 平面図、縦断面図及び横断面図により示すこと。
		雨水貯留浸透施設の構造の詳細	1/2, 500 以上	「対策工事に係わる雨水貯留浸透施設の計画図 雨水貯留浸透施設の構造の詳細（プラスチック製品の品質証明書）（図面-9）」を指す。 流入口及び放流口の構造を含むものであること。
3	雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の計画図	当該行為により設置される施設の形状	1/2, 500 以上	平面図、縦断面図及び横断面図により示すこと。
		当該行為により設置される施設の構造の詳細	1/500 以上	流入口及び放流口の構造を含むものであること。
4	保全工事の計画図	保全工事に係る施設の形状	1/2, 500 以上	平面図、縦断面図及び横断面図により示すこと。
		保全工事に係る施設の構造の詳細	1/500 以上	流入口及び放流口の構造を含むものであること。

2. 適用除外となる行為

通常管理行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急処置として行う行為は下記の通りである。法第 39 条に掲げる雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為を行う場合であっても、下記に該当する場合は、和歌山県知事等からの許可を受ける必要はない。

1) 通常管理行為

管理設備及びスクリーン等の設置等雨水貯留浸透施設の維持管理のために行う行為

2) 軽易な行為

仮設の建築物の建築その他の雨水貯留浸透施設又はその敷地である土地を一時的な利用に供する目的で行う行為（当該利用に供された後に当該雨水貯留浸透施設の機能が当該行為前の状態に戻されることが確実な場合に限る。）

3) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

水防活動並びに災害復旧における一時的な流入口又は流出口の閉塞その他の河川等に係る施設及び設備の応急復旧

別記様式第 6

別記様式第六（第二十九条関係）

雨水貯留浸透施設機能阻害行為
許可申請
協議書

第 3 9 条 第 1 項 特定都市河川浸水被害対策法 第 39 条第 4 項において準用する同法第 35 条 の規定により、雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為について 許可を申請 します。 協 議 年 月 日 殿 住所 氏名		※ 手数料欄
雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の概要	1 雨水貯留浸透施設の名称及び雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証番号	
	2 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の種類	
	3 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為を行う地域の名称	
	4 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の設計又は施行方法（保全工事を行う場合には、保全工事の設計又は施行方法を含む。）の概要	
	5 雨水貯留浸透施設の機能の保全上支障がないことを明らかにする事項	
	6 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の着手予定日	年 月 日
	7 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の完了予定日	年 月 日
	8 保全工事の着手予定日	年 月 日
	9 保全工事の完了予定日	年 月 日
	10 その他必要な事項	
※受付番号 年 月 日 第 号		

※許可に付した条件	
※許可番号	年 月 日 第 号

備考1 「許可申請」「第 3 9 条 第 1 項」「許可を申請協議」、第 39 条第 4 項において準用する同法第 35 条、「協議」については、該当するものを○で囲むこと。

2 許可申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

3 ※印のある欄は記載しないこと。

4 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の設計又は施行方法(保全工事を行う場合には、保全工事の設計又は施行方法を含む。)については、概要の記述の末尾に「(設計又は施行方法の詳細は、別葉の計画図による。)」と記載し、計画図を別葉とすること。

5 「その他必要な事項」の欄には、雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為を行うことについて、建築基準法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。

図 9-5 雨水貯留浸透施設機能阻害行為 許可申請 協議書(別記様式第 6)

その他 3 施設管理者等の変更の届出

雨水浸透阻害行為の許可を受けた者は、当該許可に係る雨水浸透阻害行為に対策施設の管理者等を変更するときは、和歌山県知事等に届け出を行う。

【解説】

雨水浸透阻害行為の対策工事により設置した対策施設について、施設管理者等の変更を行う場合には、施設管理者等変更届出書（様式-11）により、和歌山県知事等に届出を行う必要がある。

施設管理者等変更届出書

和歌山県知事 殿				
雨水浸透阻害行為の許可に関する施設管理者等の変更について、下記のとおり届け出ます。				
年 月 日				
届出者 住所				
氏名				
電話番号				
許可番号				
雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称				
変更に係る事項	施設管理者	変更前	氏名	
			所在	
			電話番号	
	変更後	氏名		
		所在		
		電話番号		
	その他	変更前		
		変更後		
変更の理由				
その他必要な事項				

備考

- 1 その他必要な事項の欄は、雨水浸透阻害行為の許可を受けた事項の施設管理者等の変更を行うことについて、都市計画法、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合に、その状況の状況を記載すること。
- 2 変更届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

図 9-6 施設管理者等変更届出書(様式-11)

その他 4 工事廃止の届出 **細**

雨水浸透阻害行為の許可を受けた者は、当該許可に係わる雨水浸透阻害行為に関する工事を廃止したときは国土交通省令で定めるところにより、その旨を和歌山県知事等に届け出なければならない。

また、届出に際しては、施行細則第 8 条に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

【解説】

雨水浸透阻害行為の許可を受けた者は、当該許可に係る雨水浸透阻害行為に関する工事を廃止した場合、和歌山県知事等に雨水浸透阻害行為に関する工事廃止届出書（別記様式第 4）により、和歌山県知事等に届け出る必要がある。

表 9-3 工事廃止の届出に添付する書類及び図面

No.	明示すべき事項	備考
1	工事の廃止の理由及び廃止に伴う措置を記載した書類	申請者により任意で作成
2	廃止時の当該土地の現況地形図	工事に着手していた場合に限り 1/2,500 以上

別記様式第 4

別記様式第四（第二十六条関係）

雨水浸透阻害行為に関する工事廃止届出書

年 月 日

届出者 住所

氏名

特定都市河川浸水被害対策法第 38 条第 1 項の規定により、雨水浸透阻害行為に関する工事（許可番号 年 月 日第 号）を下記のとおり廃止しましたので届け出ます。

記

1 雨水浸透阻害行為に関する工事の廃止年月日 年 月 日

2 雨水浸透阻害行為に関する工事を廃止した行為区域に含まれる地域の名称

備考 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

図 9-7 別記様式第 4(雨水浸透阻害行為に関する工事完了廃止届出書)

その他 5 工程の報告 細

雨水浸透阻害行為の許可を受けた者は、当該許可に係る雨水浸透阻害行為に関する工事が次に掲げる工程を含む場合において、当該工程に係る工事を終了するときは、その終了の日の 3 日前までに、その旨を知事等に報告しなければならない。

- (1) 地下構造を有する雨水貯留浸透施設の設置
- (2) (1)に掲げるもののほか、あらかじめ知事等が指定する工程

【解説】

雨水浸透阻害行為の許可を受けた者は、当該許可に係る雨水浸透阻害行為に関する工事について、地下構造を有する雨水貯留浸透施設の設置やその他知事等が指定した工程が終了する際は、終了する日の 3 日前までにその旨を知事等に報告しなければならない。